

平成19年版
環境報告書

平成19年版

環境報告書



豊
田
市

豊 田 市

R100

古紙含有率100% (表紙70%) 再生紙を使用しています
白色度 70%



豊田市はチーム・マイナス6%に賛同しています。

はじめに

本年、ドイツで開催されたG8ハイリゲンダムサミットでは、地球温暖化対策が主要議題にあげられました。今、地球温暖化問題をはじめ、環境問題が世界各地で深刻化しています。これらの問題は、実に複雑かつ多岐にわたっていますが、私たちの生活に密接に関係する身近な問題です。

本市におきましては、環境基本計画に基づき「みんなで創る信頼と安心の環境都市・とよた」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を推進してまいりました。しかしながら、京都議定書の第一約束期間を目前に控えるとともに、平成17年の合併など、市を取り巻く社会状況は年々大きく変化しています。

このような環境変化に対応するため、本年度策定します第7次豊田市総合計画に合わせて、現在、環境基本計画の見直し作業をしています。今後はこの新たな環境基本計画のもとで、今ある豊かな自然環境の保全やその活用とともに、脱温暖化社会・循環型社会の形成をめざし、市民の皆様とともに環境に配慮した快適で魅力ある都市づくりを推進していきたいと考えています。

本環境報告書は、平成18年度の本市における環境の現況と環境に関する施策等を取りまとめたものです。この報告書が環境問題への関心と理解を深め、具体的な行動を支援する一助となれば幸いです。

平成19年10月

豊田市長

鈴木 公平

環境問題をめぐる平成 18 年度の動きから

環境に関する条例の制定・施行

新たな環境問題に適切に対応するため、豊田市環境基本計画に基づき、平成 18 年 10 月に環境に関する下記の三つの条例を施行しました。

- ・ 「豊田市の環境を守り育てる条例」
- ・ 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」
- ・ 「豊田市の一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例」（一部改正）

また、市域の 7 割を占める森林を適正に管理、維持し、豊かな環境、資源及び文化をはぐくむ森林の保全及び創造並びに次世代への継承に資することを目的とし、平成 19 年 3 月に「豊田市森づくり条例」を制定しました。

地球温暖化防止に係る状況把握と施策の検討

平成 19 年度に予定している地球温暖化防止行動計画の改定に向けて、平成 17 年の合併による森林面積の拡大などの状況の変化を踏まえ、市内の二酸化炭素排出量及び森林吸収量を算定するとともに、温暖化防止の取り組みについて豊田市環境審議会で審議しました。

一般廃棄物の中間処理施設の整備

平成 19 年度稼働を目指して 4 か年という歳月をかけて整備してきた新清掃工場（渡刈クリーンセンター）が完成し、平成 19 年 3 月に竣工しました。この工場は最新鋭の技術を導入し排ガスや飛灰中のダイオキシンを高度処理し、ごみを安定的、衛生的に処理することができます。また、ごみの焼却熱は、発電、施設内の冷暖房や給湯に利用します。

また、資源循環の一環として、平成 19 年 4 月のプラスチック製容器包装の分別収集開始に向けて、プラスチック製容器包装資源化施設を整備しました。

環境学習施設の整備

「体験」や「学習」を通じて環境保全活動の実践につなげるため、「ごみ」を起点として生活と環境の係わりを楽しく学ぶ場として、新清掃工場（渡刈クリーンセンター）に隣接して「豊田市環境学習施設 eco-T（エコット）」を整備し、平成 19 年 3 月に竣工式を行いました。また、市民が自然とふれあい、体験することを通じて自然環境を学ぶ場として「自然観察の森周辺地域」を整備し、平成 21 年度オープンを目指します。

エコシール制度の見直し

平成 19 年 6 月に期限を迎えるエコシール制度の 2 年間の延長を決定しました。また、エコシールをより一層浸透させる拠点として、平成 18 年 12 月に市内 2 か所目のエコシールセンターをメグリア藤岡店内にオープンしました。

交通対策

温室効果ガスの排出量が増加傾向にある運輸部門における対策のひとつとして、「豊田市都市圏新交通円滑化・CO2 削減総合計画」を平成 19 年 3 月に策定し、運輸部門での CO2 削減目標値を定めました。12 月には「チャレンジ ECO 通勤強化週間」とし、ECO 通勤の実施を呼びかけ、41 事業所 4,000 人を超える人に参加していただきました。また、自動車の運転方法を見直すエコドライブ社会実験を実施しました。

ツキノワグマ対応体制の整備

目撃情報の通報があった場合など、関係機関が連携して自治区や学校等に迅速な情報提供ができるように「ツキノワグマ対応体制」を整備しました。

第1部 総論

第1章 豊田市環境基本計画の概要

(1)計画の目的	1
(2)計画の位置づけ	1
(3)計画の期間	1
(4)計画の構成	2

第2章 エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

環境指標及び重点施策・事業の実施状況

プロジェクト1:「廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます」	4
プロジェクト2:「廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます」	4
プロジェクト3:「二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます」	4
プロジェクト4:「自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします」	5
プロジェクト5:「農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します」	5
プロジェクト6:「交通環境を整備し、環境への負荷を低減します」	6
プロジェクト7:「化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します」	6
プロジェクト8:「河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします」	6
プロジェクト9:「緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します」	7
プロジェクト10:「環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくりま	7

第2部 各論

第1章 資源の循環的利用が進んだまちづくり

第1節 廃棄物の発生抑制

1 ごみ処理量	9
2 ごみ減量化に向けた取組	10
3 事業者との連携	10

第2節 廃棄物の再利用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

資源化とリサイクル	11
-----------	----

第3節 廃棄物の適正処理

1 一般廃棄物	12
2 産業廃棄物	14
3 豊田PCB廃棄物処理事業	16

第4節 廃棄物に関する情報公開、管理・指導体制の強化

1 一般廃棄物の適正処理指導	18
2 産業廃棄物の適正処理指導	19

第2章 地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

第1節 地球温暖化対策

- 1 新エネルギーの導入 22
- 2 低公害車の普及促進 24

第2節 酸性雨調査

- 酸性雨調査 25

第3章 豊かな自然と共に生きるまちづくり

第1節 水循環の向上

- 雨水の利用促進 26

第2節 水資源の保全

- 1 豊田市水道水源保全基金 27
- 2 環境林整備事業 28
- 3 水辺環境の整備 28
- 4 豊田市矢作川研究所 30

第3節 多様な生態系の保全と育成

- 1 自然環境の現況 31
- 2 自然保全 33
- 3 開発に関する審査・調査・指導 35
- 4 動植物調査 36
- 5 希少な動植物の保護 38
- 6 湿地の保護 40
- 7 名木の保護 40
- 8 ツキノワグマの目撃 40

第4節 自然とのふれあい空間の形成

- 1 自然とのふれあい空間の整備 41
- 2 自然とふれあう機会の充実 42
- 3 自然シリーズの刊行 43

第4章 生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

第1節 環境に配慮した総合交通体系の整備

- 交通対策 44

第2節 生活環境の保全

- 1 環境影響評価(環境アセスメント) 45
-
-

2	公害防止協定の締結	45
3	事業者への資金融資制度	46
4	環境監視調査	46
5	環境法令に係る届出の受理等	46
6	事業場の公害防止管理	47
7	開発行為の指導	47
第3節 大気汚染の防止		
1	大気環境調査	48
2	有害大気汚染物質モニタリング調査	51
3	自動車排出ガス調査	52
4	大気環境の保全	53
第4節 水質汚濁の防止・河川等の水質浄化		
1	河川水質調査	54
2	工場・事業場対策	57
3	生活排水対策	59
第5節 地下水汚染、地盤沈下の防止		
1	地下水	62
2	地盤沈下	64
第6節 騒音・振動、悪臭などの防止		
1	騒音・振動	65
2	悪臭対策	72
第7節 近隣公害対策		
1	公害に関する苦情	73
2	ごみ散乱防止対策	73
3	あき地環境保全	73
第8節 化学物質対策		
1	ダイオキシン類	74
2	P C B 調査	77
3	P R T R 制度	79

第5章 快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

緑のネットワークの形成

1	緑化の推進	81
2	(財)豊田市公園緑地協会	83

第6章 「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

第1節 環境情報の提供

- 1 「環境報告書」等による情報公開 84
- 2 ホームページによる情報公開・提供 84

第2節 環境教育、環境学習の充実

- 1 学校の取組 85
- 2 啓発事業 89
- 3 環境学習施設の整備 91

第3節 市民、事業者、行政の連携強化

- 1 とよたエコライフ倶楽部の活動 93
- 2 市民の活動 95
- 3 事業者の取組 96

第4節 行政の率先行動

- 1 環境マネジメントシステム（ISO14001）の継続的改善 97
- 2 グリーン購入の実践 101
- 3 公共施設におけるごみ減量 105
- 4 公共工事における環境配慮指針 107

参考資料

環境行政年表	109
環境部の業務内容	116
開発に関する法規制等	118
環境関連例規（条例）	119
環境関連例規（告示）	120
環境関連資料	120
環境に関する決議等	121
環境方針	122

第1章 豊田市環境基本計画の概要

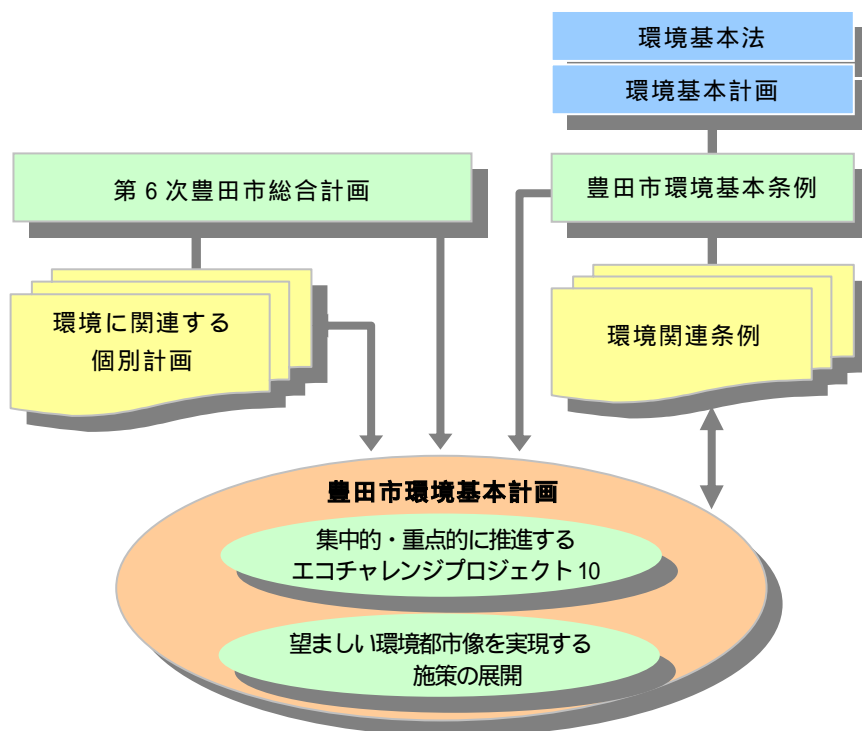
(1) 計画の目的

豊田市環境基本条例（昭和46年制定、平成8年9月全部改正）でめざす「持続的な発展が可能な社会」の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

(2) 計画の位置づけ

豊田市環境基本条例第14条に基づき策定する計画であり、環境分野に関連する各種計画及び施策を立案・実施するにあたっての基本となるものです。

また、第6次豊田市総合計画に示された様々な施策を、環境の視点を通して関連性を持たせ、まちづくり目標の一つである「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」を実現していくための環境分野における総合計画として位置づけています。



(3) 計画の期間

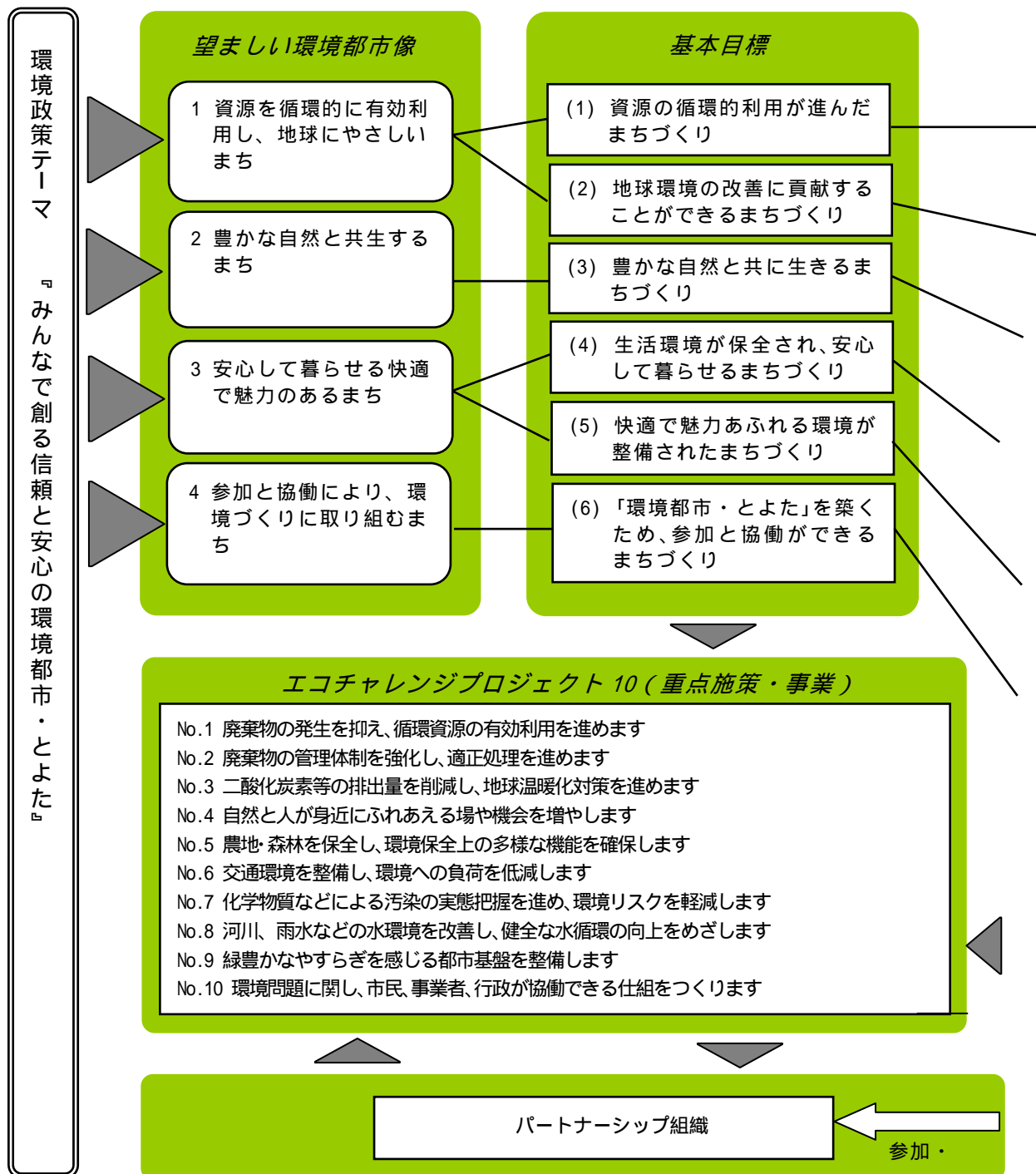
本計画の期間は、2002年度（平成14年度）を初年度とし、第6次豊田市総合計画の目標年次と合わせて2010年度（平成22年度）を目標年次としています。

(4) 計画の構成

【望ましい環境都市像を実現するために】

豊田市環境基本計画は、計画期間中においてめざすべき4つの「望ましい環境都市像」と6つの「基本目標」を明らかにしています。

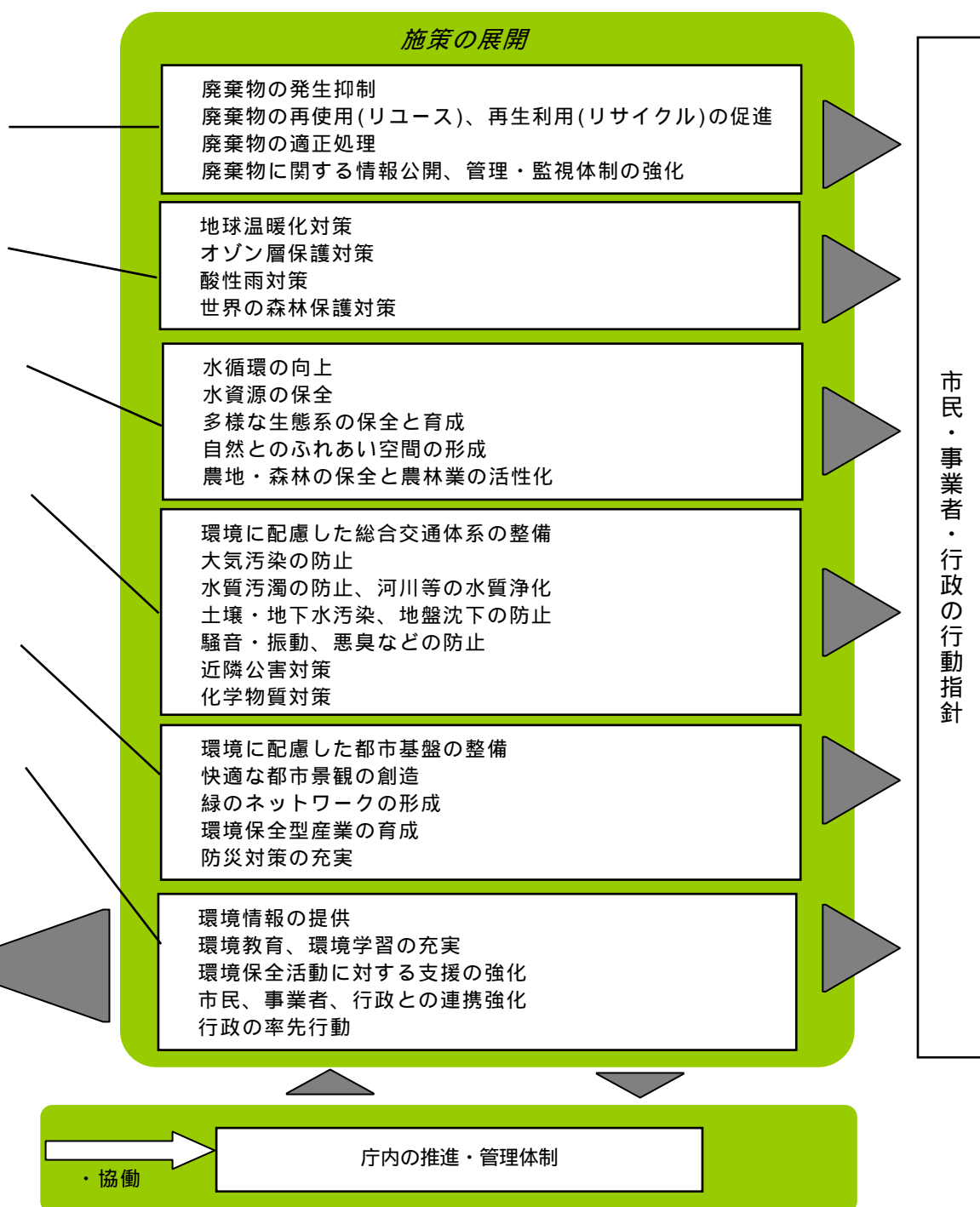
この「望ましい環境都市像」の実現をめざし、基本計画全体をリードするための10のプロジェクトを「エコチャレンジプロジェクト」として位置づけています。



「エコチャレンジプロジェクトの役割」

エコチャレンジプロジェクトは、「施策の展開」の中からプロジェクトを推進するための重点施策・事業を抽出し、計画期間の前半5年間で短期的かつ重点的に実施するものです。

エコチャレンジプロジェクトは、計画期間の前半をリードする施策・事業の集合体ともいえます。



第2章 エコチャレンジプロジェクトの進捗状況

プロジェクト1 廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます

環境指標

指標名(単位)	平成18年度実績
一般廃棄物(可燃系)の減量化量	23,028トン(前年度比:-372)
一般廃棄物(不燃系)の埋立量	20,304トン(前年度比:-1,767)

重点施策・事業

施策・事業名	平成18年度実績
資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業	とよたエコライフ倶楽部をとおして普及啓発を推進(大型食料品店買物袋持参率:18.0%、共通シール発行:約620万枚)(環境政策課)
家庭ごみ(可燃)の減量化・資源化の推進	ストックヤード数(累計365基)、リサイクルステーション数(16箇所)、集回収量(8,313t)(清掃管理課)
容器包装リサイクル法に基づく分別収集事業	プラスチックごみ分別方法変更パンフレットの配布(清掃管理課)
食品循環資源の再生利用等の促進	生ごみ処理機等購入費補助(762基)、地域生ごみ減量化補助(179世帯)、生ごみの減量に関する啓発活動の継続(清掃管理課)
家庭ごみ(不燃)の減量化の推進	「溶融スラグ」「飛灰」の資源化に関する調査、研究(清掃管理課)
多量排出事業者の産業廃棄物処理計画の策定指導事業	継続的に処理計画の策定を指導(廃棄物対策課)

プロジェクト2 廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます

環境指標

指標名(単位)	平成18年度実績
市内PCB廃棄物の処理の推進	新たに2社と収集運搬協定を締結(累計15社)
環境への負荷を最小限にしたごみ焼却場の完成	完成、19年4月供用開始

重点施策・事業

施策・事業名	平成18年度実績
事業場に対する指導体制の強化	市産廃適正処理条例の施行(廃棄物対策課)
不法投棄監視制度の拡充及び整備	不法投棄パトロール隊(147団体)、まちの美化活動団体(181団体) 不法投棄:処理件数846件、処理量233.8トン(清掃業務課)
新清掃工場建設事業	完成、19年4月供用開始(清掃管理課)
新不燃物最終処分場建設事業	完成、18年4月供用開始
PCB廃棄物の処理対策の推進	大気2地点、水質2地点、土壌1地点、底質2地点のモニタリング調査実施 豊田市PCB処理安全監視委員会の開催(環境保全課)
廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化	市産廃適正処理条例の施行(廃棄物対策課)
市外産業廃棄物搬入事前届出制度の強化	市産廃適正処理条例の施行(廃棄物対策課)

プロジェクト3 二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます

環境指標

指標名(単位)	平成18年度実績
市内の住宅用太陽光発電システム設置数(12年度以降は、市補助件数)	1,911戸(前年度比:+396)

市内の低公害車普及台数 (市補助件数)	2,566 台 (前年度比 : +469)
市事業に基づく温室効果ガス排出量	11,189 万 kg-CO2 (17 年度実績)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 18 年度実績
新エネルギー普及促進事業	太陽光発電システムの導入 (前山小学校(教育行政課)、西部体育館(スポーツ課)、環境学習施設 eco-T(エコット)(環境政策課))
省エネルギービジョンの推進	他計画等と整合性を取り、省エネルギーの導入を促進(環境政策課)
低公害車等普及促進事業	公用車への低公害車の率先導入 (電気自動車2台、天然ガス車33台、ハイブリッド車63台、低排出ガス&低燃費車63台((総)庶務課等))
市の事業活動における地球温暖化防止実行計画の推進	環境率先行動の推進 (四半期に1回の全職員による自己評価、全部門A評価)(環境政策課)
地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業	とよたエコライフ倶楽部活動(環境政策課)

プロジェクト4 自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします

環境指標

指標名(単位)	平成 18 年度実績
「自然観察の森」年間来場者数	18,120 人 (前年度比 : -2,234) (市民ニーズの把握不足)
多自然型河川(広沢川等)年間整備総延長	230 メートル (前年度 : 253 メートル)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 18 年度実績
自然環境基礎調査事業	新市域の自然環境に関する予備調査の実施(環境政策課)
自然観察の森再整備事業	ガイドボランティア養成・登録(16名)、子どもわくわく自然学習(3回) とよた自然わくわくクラブ活動(21回)(環境政策課)
生きものと共生する地域づくり推進事業	自然保護活動団体の育成・支援(環境政策課)
親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進	拠点施設の事業手法及び場所の検討(河川課)
多自然型河川整備の推進	普通河川(広沢川等)の多自然型河川整備の実施(河川課)

プロジェクト5 農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します

環境指標

指標名(単位)	平成 18 年度実績
農業振興地域の農用地面積	6,096.9 ヘクタール (前年度比 : -326.1)
環境林整備事業で管理する森林面積	125.17 ヘクタール (前年度比間伐+1.07)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 18 年度実績
自然環境機能増進総合対策事業(~H16) 環境保全型産地形成対策事業(H15~)	梨園(63戸、43.4ha)、桃園(56戸、32.1ha) (事業終了)(農政課)
環境に配慮したほ場整備事業	若園南部地区、上郷東部地区(事業終了)(農地整備課)
農村自然環境整備事業	枝下用水パイプライン上部の緑化施設を整備(農地整備課)
環境林整備事業	間伐面積(1.07ha)(森林課)
間伐材の利用促進事業	公共工事、公共施設への積極的利用(森林課)

プロジェクト6 交通環境を整備し、環境への負荷を低減します

環境指標

指標名(単位)	平成18年度実績
大気環境中の二酸化窒素濃度	0.04ppm以下の維持

重点施策・事業

施策・事業名	平成18年度実績
自動車NOX・PM法に基づく具体的施策の推進	ディーゼル車等の規制適合車への買替促進補助金交付(16台)(事業終了)(環境保全課)
交通環境対策推進事業	大気汚染2地点、騒音5地点、振動3地点で調査実施結果を報道機関、ホームページで公表(環境保全課)
豊田都市圏新渋滞対策事業	TDM研究会参加事業所の拡大、社会実験の実施(交通政策課)
パーク・アンド・ライド駐車場整備事業	民間駐車場利用促進策の検討、駐車場整備候補地の検討(交通政策課)
道路交通情報システム高度化推進事業	交通情報の提供継続(交通政策課)
生活交通確保対策事業	生活交通(ふれあいバス等)の運行継続(交通政策課)

プロジェクト7 化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します

環境指標

指標名(単位)	平成18年度実績
化学物質の使用・排出量の把握事業所数	179社(前年度比:+6)
大気、水質及び土壌中のダイオキシン類濃度	環境基準達成

重点施策・事業

施策・事業名	平成18年度実績
事業者への化学物質適正管理の指導促進	PRTR法に基づく届出の周知 有害物質使用工場の立入(44事業所)(環境保全課)
リスクコミュニケーションの場づくりの推進	豊田市PCB処理安全監視委員会の設置、開催(3回)(環境保全課)
土壌・地下水汚染に関する事業者の浄化対策の促進	有害物質使用工場立入:44事業場、土壌汚染対策法等に基づく土壌・地下水汚染の報告:4社(環境保全課)
ダイオキシン類の発生抑制の促進	立入指導(52施設)、測定結果報告(排出ガス・排水(55施設)、ばいじん等(20施設))、行政検査(3施設)(環境保全課)

プロジェクト8 河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします

環境指標

指標名(単位)	平成18年度実績
水道水源保全事業で管理する森林面積	788ha(前年度比:+110)
下水道普及率	58.3%(前年度比:+2.0)

重点施策・事業

施策・事業名	平成18年度実績
水道水源保全事業の推進、拡大	人工林間伐の実施(間伐):110.41ha 水源保全林の選定(測量):82.95ha(事業終了)(森林課)
雨水流出抑制施設整備の推進	雨水貯留施設設置(実績111基)(下水道管理課、河川課)

公共用水域における環境モニタリング調査	水質汚濁環境モニタリング調査の実施(環境保全課)
下水道整備の推進	普及率 58.3%(下水道建設課)
高度処理型合併処理浄化槽の設置促進	高度処理型合併浄化槽設置(実績 235基)(下水道管理課)

プロジェクト9 緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します

環境指標

指標名(単位)	平成 18 年度実績
市民一人あたりの都市公園面積	10.47 m ² /人 (前年度比:-1.27)

重点施策・事業

施策・事業名	平成 18 年度実績
豊田市駅前通り地区市街地再開発事業	東棟・西棟建築工事の継続(都市再開発課)
市営住宅建替改善計画の策定及び事業実施	環境共生住宅建替事業の推進(住宅課)
緑豊かな都市計画道路、市道の整備	排水性舗装・透水性舗装による道路の整備(街路課)
道路法面緑化整備の推進	市道新設・改良整備のうち、対応可能路線について継続的に実施(土木課)
総合公園整備事業	扶桑公園施設整備(公園課)
都市緑地、風致公園整備事業	市街地における緑地や、矢作台風致地区の整備を進めます(公園課)
豊田ジャンクション高架下公園整備事業	施設整備、植樹(幹線道路推進課)

プロジェクト10 環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります

環境指標

指標名(単位)	平成 18 年度実績
環境指導者登録者数	126人(前年度比:+40)
環境保全協定(公害防止協定)締結事業所数	85社

重点施策・事業

施策・事業名	平成 18 年度実績
環境学習拠点整備事業	施設建設完了(環境政策課)
環境指導者養成事業	環境学習リーダー養成講座等、環境学習の各種講座の実施(環境政策課)
学校教育における環境教育の推進	環境学習出前講座の実施(職員・ボランティアを学校に派遣)(環境政策課)
環境学習ネットワーク事業	市民ボランティアによる水生生物調査、学習施設展示製作ワークショップへの参加(環境政策課)
環境保全協定の締結事業	協定内容の検討(環境保全課)
とよた環境市民会議の運営	とよたエコライフ倶楽部役員会及び運営委員会の開催(環境政策課)
環境NPO(ボランティア団体)との協働、支援事業	環境学習施設に関して検討(環境政策課)

第 1 章 資源の循環的利用が進んだまちづくり

第 1 節 廃棄物の発生抑制

1 ごみ処理量

豊田市において、平成 18 年度に市が処理したごみ（一般廃棄物）の量は、合計 13.0 万 t、一人 1 日当たりのごみ排出量（排出量原単位）は 863 g でした。平成 17 年度に比べ、排出量は、年間約 3,900 t 減少しました。その要因は、事業系不燃ごみを受入れしなくなったことによるものと考えられます。（清掃管理課）

1 日当たりのごみの量 355 t	一人 1 日当たりのごみの量 863 g	一人 1 年当たりのごみの量 315 kg
----------------------	-------------------------	--------------------------

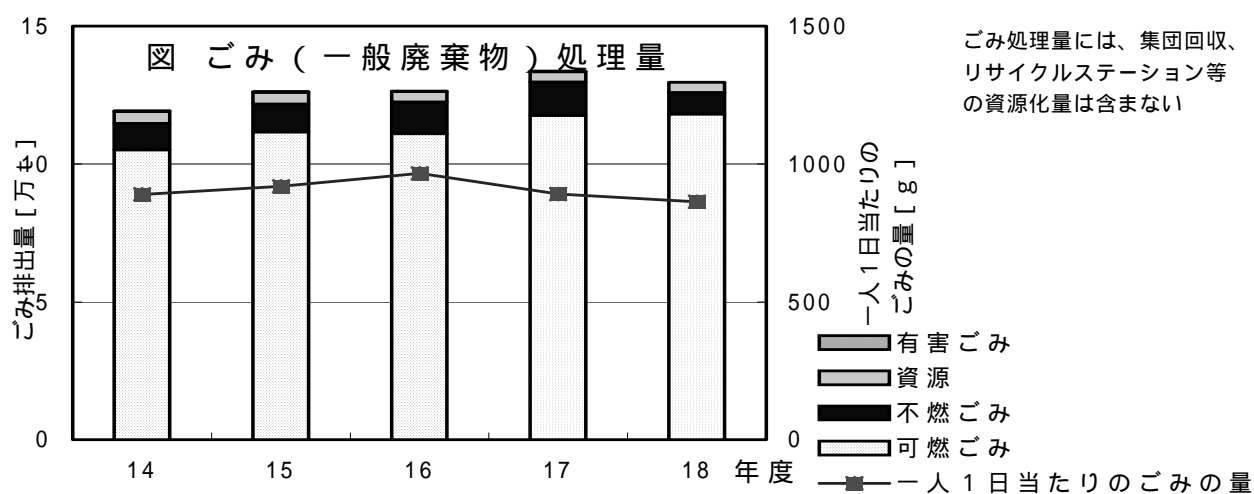


図 ごみ（一般廃棄物）処理量

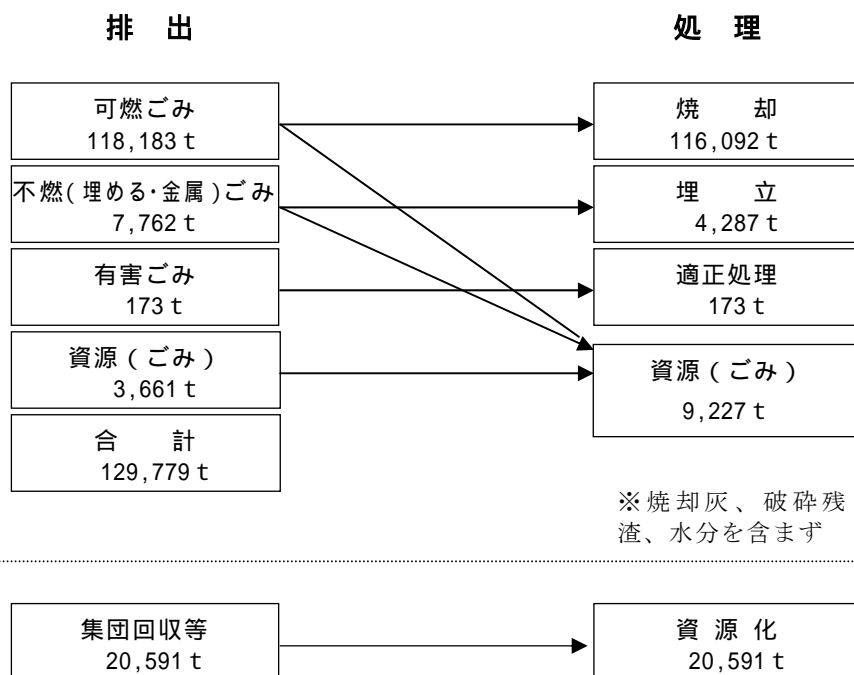


図 ごみ（一般廃棄物）処理フロー（平成 18 年度）

2 ごみ減量化に向けた取組

資源のリサイクル・ごみ減量研修会や施設見学会の開催、パンフレットの作成や市広報へのリーフレット折込み等により、ごみ減量の意識啓発に努めました。(清掃管理課)

<p>資源のリサイクル・ごみ減量の出前講座 ごみ減量・リサイクルの意識啓発、資源・ごみの正しい分け方、出し方の研修のため、自治区や各種団体と共催 ○平成 18 年度...27 回開催 1,252 人</p>	<p>パンフレット等による啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○『資源・ごみの分け方、出し方』カレンダー ○『資源・ごみの分け方、出し方ガイドブック』 ○小学校 4 年生用社会科学習資料 『ごみってなんだ？リサイクルってなあに？ 文太と良夫のゴミックアドベンチャー』 ○『粗大ごみの出し方』 ○『リサイクルステーションを利用しましょう』 ○『目で見る資源・ごみの分け方、出し方』 ○事業者向け『事業所から発生するごみを適正に処理しましょう！』 ○事業者向け『古紙はごみとして出せません』 ○プラスチックごみ分別方法変更パンフレット
<p>推進月間の啓発活動 ○環境委員情報交換会（5 月 25 日～6 月 4 日）</p>	
<p>清掃施設の見学会 小学 4 年生を始め各種団体が渡刈清掃工場、藤岡プラント、グリーン・クリーンふじの丘を見学 ○平成 18 年度...147 回、計 7,667 人</p>	

3 事業者との連携

とよたエコライフ倶楽部（詳細 p 93）では、ごみになるものを売らない店舗を増やすために次の活動を行っています。(環境政策課)

(1) お店と市民の「地球にやさしい」申合せ書

消費者及び事業者が一体となって、環境を保全し、緑豊かな地球を次世代に引き継ぐことを目的に平成 12 年 10 月 1 日に市内の食料品を扱う大規模店舗 27 店との間で申合せ書の締結を行ったが、5 年が経過したため、締結内容、締結店舗を見直し、平成 19 年 2 月 25 日に新たに 43 店と申合せ書の締結を行いました。

締結内容は、事業者の消費者への取組みとして、環境にやさしい商品を積極的に販売すること、レジ袋の削減や簡易包装を推進することを定め、事業者自らの取組みとして、リサイクル、ごみの減量の推進、省エネルギーや新エネルギーの率先した導入、社員への環境教育や啓発活動の実施など具体的な取組みを定めました。

(2) エコストア宣言店

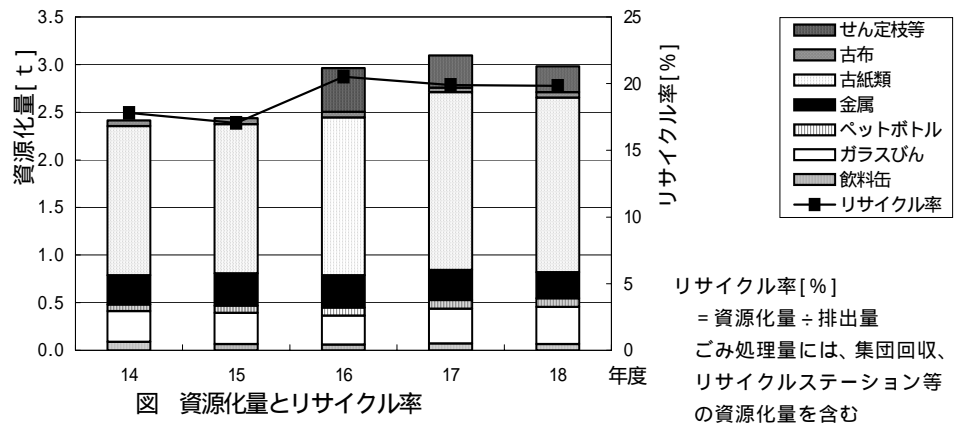
エコストア宣言制度を実施し、環境に配慮した店舗の普及を図っています。

平成 18 年度末宣言店数は 463 店です。

第2節 廃棄物の再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の推進

資源化とリサイクル

平成18年度の資源化量は29,818 t、リサイクル率は19.8%でした。一般家庭からの資源化量は上昇していますが、事業系の不燃ごみを受入しなくなったことにより、金属のリサイクル量が減少しました。(清掃管理課)



資源の日分別収集

資源の日を設け、ガラスびん、飲料缶、ペットボトルを分別収集しています

○平成18年度実績	...	ガラスびん	2,525 t
		飲料缶	221 t
		ペットボトル	406 t
		プラスチック製容器包装	11 t

不燃ごみリサイクル事業

金属ごみ及び不燃性粗大ごみを民間処理施設で破碎処理し、金属を回収、リサイクルしています
○平成18年度実績 ... 2,738 t

搬入ごみ資源回収

グリーンクリーンふじの丘、渡刈清掃工場に自己搬入された資源・金属ごみ等を、選別・回収しています
○平成18年度実績 ... ガラスびん 679 t
飲料缶 58 t

集団回収

学校や子ども会など、集団(廃品)回収を実施した団体に、回収量に応じて報奨金を交付しています
○平成18年度実績 ... 8,313 t

リサイクルの家設置事業

ごみの資源化と減量化を図るために、自治区にリサイクルの家を設置し、古紙やアルミ缶等の資源類を一時的に保管する場所としています
○実績...平成4年度から累計 178 自治区 365 基
平成18年度 17 自治区 18 基

資源行政回収

崇化館地区及び旧町村の一部で、古紙・古布等の資源を回収しています
○平成18年度実績 ... 古紙類 606 t
古布 39 t

リサイクルステーション

大型店舗の駐車場等16か所に常設ステーションを設置し、古紙、古布、飲料缶、ペットボトル、びん等を回収しています

○平成18年度実績	...	古紙	9,424 t
		古布	519 t
		飲料缶	389 t
		ペットボトル	503 t
		びん	695 t
		プラスチック製容器包装	103 t

○リサイクルステーション設置場所(16か所)

- ・ジャスコ豊田店
- ・メグリア本店
- ・Aコープ献部店
- ・東山体育センター
- ・三洋堂書店梅坪店南
- ・スーパーやまのぶ若林店
- ・愛環鉄道三河上郷駅高架下
- ・愛環鉄道四郷駅マレットゴルフ場
- ・フィールフードメッセトヨタ店
- ・豊田市運動公園陸上競技場北東
- ・渡刈クリーンセンター東伊勢湾岸道高架下
- ・ふじのさと南側(藤岡飯野町)
- ・メグリア藤岡店(西中山町)
- ・Aコープ下山店(大沼町)
- ・愛環鉄道保見駅高架下
- ・アビタ豊田元町店

生ごみ処理機器購入補助制度

家庭から出る生ごみを家庭で処理するために、生ごみ処理機器の購入に補助金を交付しています

- ・補助対象...豊田市に住所のある人が、愛知県内の販売店で購入した場合。ただし、電気式処理機は1世帯につき1個
- ・手続...購入申請補助金交付
- ・補助額...購入費の1/2 上限30,000円
- ・実績...平成18年度 堆肥化容器 211基
電気式処理機 551基

地域生ごみ減量化支援事業

家庭から排出される生ごみを地域で自主的に減量化及び資源化に取り組む団体に、諸経費を補助します
○平成18年度実績 ... 15団体(194戸)

せん定枝等の資源化

せん定枝や刈草を民間の堆肥化施設へ搬入し、堆肥化等として再利用しています
○平成18年度実績 ... 2,589 t

第 3 節 廃棄物の適正処理

1 一般廃棄物

(1) ごみ処理

本市のごみ処理事業は、家庭から排出されるごみ（一般廃棄物）については、直接市が収集しています。事業活動に伴って排出されるごみ（一般廃棄物）については、事業者による処理施設への直接搬入、又は許可業者が収集、運搬し、その処理を市の処理施設で行っています。

(2) 分別収集の実施

家庭から排出されるごみについては、平成 9 年 4 月から、資源とごみの 6 分別 8 種類の収集をステーション方式で行い、粗大ごみは戸別有料収集方式で行っています。（清掃業務課）

【ステーションの数】平成 19 年 3 月 31 日現在	
○資源ステーション 1,533 か所
○分別ごみステーション	
{ 燃 や す ご み 用 4,380 か所
{ 金属ごみ・埋めるごみ用 4,241 か所

表 資源・ごみの分別

分 別		収 集	出し方など	
資 源	ガラスびん	月 1 回 (資源の日)	資 源 ス テ ー シ ョ ン	
	飲料缶			
	ペットボトル			
有 害 ご み		月 1 回		
燃 や す ご み		週 2 回	指定ごみ袋 (緑文字)	分 別 ご み ス テ ー シ ョ ン
金 属 ご み		月 1 回	指定ごみ袋 (青文字)	
埋 め る ご み		月 1 回	指定ごみ袋 (赤文字)	
粗 大 ご み		申込制	戸 別 有 料 収 集	

(3) 指定ごみ袋

本市では、昭和 42 年に市指定ごみ袋（紙製）を採用、平成 5 年に半透明のポリエチレン製袋に変更しました。現在の指定袋は、平成 17 年 7 月より形状をレジ袋型に変更し燃やすごみ用（緑文字）、金属ごみ用（青文字）、埋めるごみ用（赤文字）の透明ポリエチレン製 3 種類で、自治区を通じてあっせん販売するとともに、市内のスーパーなどでも販売しています。自治区あっせん販売価格は、平成 14 年 4 月から 1 パック（大は 20 枚入り、小は 30 枚入り）200 円から 150 円に変更しました。（清掃業務課）



リサイクルステーション



資源の収集

(4) ごみ処理施設

一般廃棄物の処理施設

<p>【豊田市施設】</p> <p>渡刈清掃工場〔ごみ焼却処理〕</p> <p>所在地…豊田市渡刈町大明神 39-3</p> <p>処理方式…全連続燃焼方式</p> <p>能力…220t/24h</p> <p>藤岡プラント〔ごみ焼却処理〕</p> <p>所在地…豊田市下川口町奥山 516-4</p> <p>処理方式…全連続燃焼方式</p> <p>能力…150t/24h、90t/24h</p>	<p>【豊田三好事務組合（旧豊田加茂広域市町村圏事務処理組合）施設】</p> <p>グリーン・クリーンふじの丘〔ごみ埋立処分〕</p> <p>所在地…豊田市藤岡飯野町大川ヶ原 1161-89</p> <p>面積…52ha 全体容量…125,000m³</p> <p>砂川衛生プラント〔し尿・汚泥処理〕</p> <p>所在地…西加茂郡三好町三好丘 4-19-15</p> <p>処理方法…標準脱窒素処理方式+高度処理</p> <p>処理能力…200kℓ/日</p> <p>【逢妻衛生処理組合施設】</p> <p>逢妻衛生処理場〔し尿・汚泥処理〕</p> <p>所在地…豊田市前林町前越 1</p> <p>処理方法…浄化槽汚泥専用処理方式 } + 高度処理 標準脱窒素処理方式 }</p> <p>処理能力…350 kℓ/日</p>
--	---

※ 渡刈清掃工場の更新

<p>豊田市新清掃工場の建設</p> <p>処理方式…全連続燃焼方式、流動床式熱分解ガス化熔融方式</p> <p>処理能力…405t/24h(135t×3炉)</p> <p>建設期間…平成 15～18 年度（稼動 平成 19 年 4 月 1 日～）</p> <p>※新清掃工場の稼動に伴い、藤岡プラントの一部（昭和 54 年稼動の 150t 炉）は廃止します。</p>
--

(5) し尿処理

し尿収集は市の直営及び委託業者による収集、浄化槽汚泥は許可業者による収集を行っており、し尿の収集はくみ取り確認券の購入によって行っています。し尿及び浄化槽汚泥の処理は、砂川衛生プラント及び逢妻衛生処理場にて行っています。

し尿くみ取り世帯数は平成 18 年度末現在 4,854 世帯で、平成 18 年度のし尿処理量実績は 18,004kℓ、汚泥処理量実績は 110,162kℓでした。し尿くみ取り世帯数及びし尿処理量は、浄化槽や下水道への切替えが進んでいることから、年々減少しています。（清掃業務課）

2 産業廃棄物

本市は中核市として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（廃棄物処理法）に基づく排出事業者の指導、産業廃棄物処理業者等への許可、監視・指導等の産業廃棄物処理に関する事務を行っています。

循環型社会の構築のための一側面として、産業廃棄物の発生抑制や適正処理に伴う環境負荷の低減とリサイクルによる減量化の一層の促進に向け、積極的な指導、啓発等を展開するとともに、市民が安心して暮らすことができるよう、廃棄物処理に係る苦情等へもきめこまかな対応を行っています。（廃棄物対策課）

（1）産業廃棄物処理業許可及び産業廃棄物処理施設設置の状況

市内の産業廃棄物処理業者数は、下表のとおりです。なお、平成17年度は、4月に周辺町村と合併したことから、豊田市長のみなし許可が発生し、処理業者数が大幅に増加しましたが、平成18年度は、合併によるのみなし許可を取得した事業者のうち本市での許可を不要とする事業者が更新の手続を行わなかったことにより減少しています。

表 産業廃棄物処理業者数（平成16・17・18年度末現在）

種類	産業廃棄物			特別管理産業廃棄物			合計		
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
収集運搬業	1,803	4,807	4,306	100	498	252	1,903	5,805	4,558
処分業	67	87	82	3	7	6	70	94	88
合計	1,870	4,894	4,388	103	505	258	1,973	5,899	4,646

また、市内の産業廃棄物中間処理施設及び産業廃棄物最終処分場設置状況は、次のとおりです。

表 産業廃棄物中間処理施設設置状況（平成16・17・18年度末現在）

中間処理の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			合計		
	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度	16年度	17年度	18年度
汚泥の脱水	2	3	2	31	36	34	33	39	36
汚泥の焼却	2	2	2	2	1	1	4	3	3
汚泥の乾燥	2	2	1	0	0	0	2	2	1
廃油の油水分離	0	0	0	1	0	0	1	0	0
廃油の焼却	3	2	2	3	2	2	6	4	4
廃酸・廃アルカリの中和	0	0	0	1	1	1	1	1	1
廃プラスチックの破砕施設	4	2	4	5	5	2	9	7	6
廃プラスチックの焼却	4	3	3	2	3	2	6	6	5
汚泥のコンクリート固化	1	1	1	0	0	0	1	1	1
産業廃棄物の焼却施設 (汚泥、廃油、廃プラを除く)	5	5	5	2	3	1	7	8	6
廃PCB等又はPCB処理物の 分解施設	1	1	1	0	0	1	1	1	2
計	24	21	21	47	51	44	71	72	65

表 産業廃棄物最終処分場設置状況（平成 16・17・18 年度末現在）

処分場の形式	処分業での施設数			自社処理での施設数			計		
	16 年度	17 年度	18 年度	16 年度	17 年度	18 年度	16 年度	17 年度	18 年度
しゃ断型	0	0	0	1	1	1	1	1	1
安定型 (3,000m ² 以上)	6	4	4	0	0	0	6	4	4
管理型 (1,000m ² 以上)	8	4	4	3	0	0	11	4	4
計	14	8	8	4	1	1	18	9	9

既に埋立てを終了し、維持管理のみを行っている施設を除く。

しゃ断型最終処分場：コンクリート製の仕切りなどで雨水、公共の水域、地下水としゃ断され、有害な燃え殻、ばいじん、汚泥、鉍さいなどを埋立処分できる処分場。

安定型最終処分場：性状が安定し、絶対に腐敗したり有害物質が溶け出したりすることがない産業廃棄物（廃プラスチック、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、がれき類）だけを埋立処分できる処分場。産業廃棄物の飛散及び流出の防止を配慮した構造となっている。

管理型最終処分場：燃え殻、汚泥や腐敗性があり地下水を汚染する恐れのある産業廃棄物でも埋立てることができる処分場。内部から生ずる浸出液による公共用水域や地下水への汚染を防止するための設備を備えている。

（２）自動車リサイクル法

使用済自動車の再資源化等に関する法律の施行に伴い、平成 17 年 1 月 1 日から使用済自動車を再資源化するための引取業及びフロン回収業の登録、解体業及び破砕業の許可が必要となりました。

本市においても、これらの業の登録・許可に関する事務によって下記の事業所数の登録・許可をしています。

表 自動車リサイクル法に基づく事業所数（平成 18 年度末現在）

登録		許可	
引取業	フロン回収業	解体業	破砕業
289	102	20	11

（３）（財）豊田加茂環境整備公社

豊田市及び三好町内の企業等から排出される廃棄物の適正な処理を推進し、地域生活環境の保全及び産業の健全な発展を図ることを目的として、平成元年に第三セクターの（財）豊田加茂環境整備公社（旧名称:（財）豊田加茂産業廃棄物処理公社）が設立され、平成 4 年から御船産業廃棄物処分場（管理型最終処分場）で埋立て処分を開始しています。現在、市内企業を中心に 100 余社から排出される燃え殻、鉍さい、廃プラスチック類、汚泥などの埋立処分を行っており、平成 9 年度から 2 か所、平成 15 年度から 1 か所、計 3 か所の圏域内の清掃工場から排出される一般廃棄物の焼却灰もあわせて埋立処分しています。

平成 18 年度の廃棄物総受入量は約 37,700 t で、このうち約 27,000 t が産業廃棄物、約 10,700 t が一般廃棄物の焼却灰でした。産業廃棄物は、前年度と比較して約 16%の減少とな

り、平成 16 年度から連続して減少しています。

表 廃棄物受入実績

年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
産業廃棄物	39,000t	32,000t	27,000 t
一般廃棄物	12,000t	12,000t	10,700 t
総受入量	51,000t	44,000t	37,700 t

3 豊田 P C B 廃棄物処理事業

(1) 経緯

本市は、平成 12 年 9 月、市内に保管及び使用中の電気機器等に含まれる P C B について、その処理のあり方を審議するために豊田市 P C B 廃棄物適正処理検討委員会を設置し、検討してきました。この動きを踏まえ、平成 13 年 4 月に国から、平成 14 年 6 月に愛知県から東海 4 県の P C B 廃棄物広域処理施設の候補地として立地の協力要請がありました。

これを受けて、市では、予定地の周辺と逢妻男川流域の併せて 19 自治区の区長及び区役員等に説明を行いました。また、市議会各派に対しては、関係自治区への説明状況を含めて、逐次説明を行いました。各派からは安全性の確保を重視した見解書や意見が出されました。

これらを勘案して検討した結果、広域処理施設の立地要請の受入方針を決定し、説明会での意見等を反映した受入条件を付して、平成 14 年 9 月に愛知県、10 月に国に対して受入回答を行いました。

市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、平成 17 年 8 月 15 日に処分業の許可を出し、これを受けて日本環境安全事業（株）は平成 17 年 9 月 1 日に豊田 P C B 廃棄物処理施設の操業を開始しました。（環境保全課）

(2) 豊田 P C B 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定

平成 16 年 4 月 27 日に、豊田 P C B 廃棄物処理事業に係る市の受入条件で規定する事項について、具体的な実務や手順を定めた「豊田 P C B 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定」を日本環境安全事業（株）と本市との間で締結しました。（環境保全課）
（協定の特徴）

- ・事業に伴う大気汚染や水質汚濁等を防止するため、法規制よりも厳しい排出管理目標値を設定し、その達成に努める。
- ・事故等により有害物質が外部に排出された場合等、日本環境安全事業（株）は処理施設の停止を含めた措置等を講じるとともに、市へ報告する。
- ・環境保全上支障が認められる時、市は施設の一時停止を含めた措置等を指示できる。
- ・日本環境安全事業（株）は運転、排出、環境の各モニタリングを実施し、結果を市へ報告する。
- ・処理実績、モニタリング結果等の処理事業に関する情報を積極的に公開する。

(3) 豊田市 P C B 処理安全監視委員会

本市では P C B 廃棄物処理事業における安全性、環境保全の確保のために「豊田市 P C B 処理安全監視委員会」を平成 15 年 10 月 3 日に設置しました。市民参加の監視を推進するため、安全監視委員会には、周辺自治区代表と公募の市民も委員として参加しています。

平成 18 年度は PCB 漏洩事故後の再発防止対策及び操業再開後の状況報告等について 3 回開催しました。(環境保全課)

(4) 事業概要

事業主体	日本環境安全事業(株) 100%国出資特殊会社
施設立地場所	細谷町3丁目1番1
処理対象	東海4県のPCB廃棄物(高圧トランス、高圧コンデンサ等)
処理方式・処理能力	脱塩素化分解法・最大1.6t/日(PCB分解量)
事業の期間	処理の開始 平成17年9月1日 事業の完了 平成28年3月(予定)

(5) 豊田 P C B 廃棄物処理施設真空加熱分離エリアからの冷却水の漏洩について

平成 19 年 1 月 14 日、P C B 廃棄物処理施設の真空加熱分離エリアにおいて、真空加熱炉を冷却する装置の内部配管の破裂により冷却水が遮蔽フードを通過して別エリアにも漏出しました。市は直ちに立入調査を実施して、状況の把握をするとともに、排気のモニタリング結果等に異常はなく、周辺環境への影響がないことを確認しました。

日本環境安全事業(株)は、施設内とはいえセーフティネットの遮蔽フードから漏洩したことの重要性を受け止め、改善対策が完了するまで施設を停止しています。(改善対策が完了し、平成 19 年 6 月 28 日から運転を再開しています。)

市は、今回の遮蔽フードの漏洩について、今後の操業において安全・安心の確保に支障があると判断し、改善対策をするように文書による指導等を行いました。(環境保全課)

第4節 廃棄物に関する情報公開、管理・指導体制の強化

1 一般廃棄物の適正処理指導

(1) 不法投棄物の回収処理

市民からの不法投棄情報の収集、迅速な投棄物の回収を行い、更なる投棄の防止を行いました。

処理件数 846件 処理量 233.8t

(2) 美化活動団体の拡大と活動支援

市民等のまち美化意識を高め、不法投棄パトロール隊、まちの美化活動団体の拡大を進めるとともに、活動に必要な資材の支給、活動によって集められた投棄物の回収などの支援を行い、まち美化を進めました。

不法投棄パトロール隊 147団体 2,073人

まちの美化活動団体 181団体 10,021人

(3) 不法投棄パトロール員の設置

不法投棄パトロール員 10人（5班体制）で、パトロール活動、市民等の美化活動の支援を行い、まち美化を進めました。

(4) 不適正処理の指導

不法投棄については、警察等と連携して投棄者の調査を行い、注意、原状回復等の指導、処分を行いました。

指導件数 13件（投棄者原状回復 6件）

(5) 不法投棄対策連絡会の設置

不法投棄対策連絡会を2回開催し、警察、道路・河川・公園等の管理者、ごみの収集担当部署等との情報交換を行い、行政としての取組みを進めました。

2 産業廃棄物の適正処理指導

(1) 適正処理指導

廃棄物処理施設の適正な維持管理指導のために、約 580 の排出事業者及び処理業者の施設に立入り検査を行い、適正処理指導を行いました。

(2) 不適正処理の防止

野焼きや不法投棄などの不適正処理の防止、及び許可業者の適正処理推進のためにパトロールを行い、延べ 1,307 の事業場に立ち入りました。また、関係機関、関係部署との連携を図り対応しました。

(3) 不法投棄等の通報体制づくり

本市は、平成 13 年に市内の郵便局及びタクシー協会と不法投棄に関する覚書を締結していましたが、周辺町村との合併を契機に内容と協力事業所を整理・統合することで、より一層市民の安全と安心の確保と地域環境の保全を図ることを目的として、平成 18 年 1 月 27 日に、日頃市内において幅広く業務を行っている 5 団体（愛知県タクシー協会豊田支部、中部電力(株)豊田営業所、豊田森林組合、郵便局、猟友会）と「通報に関する覚書」を締結しました。

平成 18 年度は、不法投棄の通報 2 件を含む 4 件の通報があり、撤去するなどの対応をしました。

表 5 団体からの通報件数

年度	平成 17 年度	平成 18 年度
件数	5	4

(4) 苦情相談への対応

市民・企業等から平成 18 年度に寄せられた産業廃棄物に関する苦情の総件数は 211 件で、前年度と比較して 34 件増加しました。苦情の主な内容としては、廃棄物の野焼き、不法投棄、農地等への不法埋立て等です。

(5) 不適正処理に関する行政処分

パトロールや市民等からの通報や苦情、立入検査等によって不適正処理事案が発見されることがあります。発見後は、速やかに原因者に対してその行為を中止し原状回復措置を求める指導や許可の取消しなどの行政処分を行っています。平成 18 年度は、排出事業者及び処理業者等に対し、指導票による改善指導 105 件、改善勧告 9 件の計 114 件の行政指導と、18 事業者への処理業の許可取消（行政処分）を行い、不適正処理事案を改善しました。

(6) 「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」の施行

平成 18 年 10 月に「豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例」を施行しまし

た。

この条例は、「廃棄物の適正な処理の促進に関する条例」（愛知県条例）と、廃棄物処理施設の新設や既存施設の変更の際、廃棄物処理法による許可申請に先立ち、事業者と住民との間での紛争の未然防止と紛争が起きた場合の調整を目的とする「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の内容を含んで、さらに、市独自に規制等を盛り込んだものです。

【条例の主な内容】

- 1 土地所有者の義務
 - ・土地の適正管理、不適正処理の除去
- 2 排出事業者の義務
 - ・処理を委託する委託先の能力及び処理状況の確認
 - ・県外産業廃棄物を豊田市へ搬入する場合、事前に届出が必要
- 3 特定産業廃棄物
 - ・工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物及び廃タイヤを屋外で100㎡以上の場所に保管する場合に届出が必要
- 4 建設工事受注者の責務
 - ・解体建築物の床面積が1,000㎡以上の場合、産業廃棄物処理計画及び産業廃棄物処理状況等報告書を提出
- 5 小規模産業廃棄物焼却施設設置者
 - ・処理能力が50kg以上～200kg未満／時間、火床又は火格子面積0.5㎡以上2.0㎡未満の処理施設を設置する場合、届出義務、計画内容の周知、施設管理者設置義務等が適用
- 6 小規模産業廃棄物破碎施設
 - ・廃棄物処理施設（5t／日を超えるもの）以外の破碎施設を設置する場合、届出義務、計画内容の周知等が適用
- 7 小規模処理施設
 - ・収集運搬業者、再生利用業者又は排出事業者が設置する積替施設又は保管施設若しくは処理業者等が設置する小規模な処理施設（小規模産業廃棄物焼却施設、小規模産業廃棄物破碎施設以外の施設）を設置する場合、届出義務、計画内容の周知等が適用
- 8 廃棄物処理施設の設置に係る紛争予防の手続
 - ・廃棄物処理施設の新設や、既存施設の変更の際、廃棄物処理法による許可申請に先立ち、事業者と住民との間での紛争の未然防止と紛争が起きた場合の調整を規定

表 条例に基づく届出件数

届出の種類	件数
県外産業廃棄物搬入	140
特定産業廃棄物保管	5
大規模建設工事に係る産業廃棄物処理計画	16
小規模産業廃棄物焼却施設等設置	6
小規模処理施設設置	9
説明会開催	6
計画内容周知	3
一般廃棄物処理施設設置（業の許可申請）	1
産業廃棄物処理施設設置（業の許可申請）	1

（ 7 ） P C B 廃棄物の適正保管に関する調査・公表

P C B 特別措置法に基づき、市内の事業場から P C B を含む廃棄物の保管状況、P C B 使用製品の使用状況の届出を受け、公表しました。この調査の結果、P C B 廃棄物保管事業場数は 308、P C B 使用製品使用事業場数は 40 ありました。また、日本環境安全事業（株）による P C B 廃棄物の処理が始まり、市内で保管されていた約 1,000 台の高圧コンデンサが適正処理されました。

第2章 地球環境の改善に貢献することができるまちづくり

第1節 地球温暖化対策

1 新エネルギーの導入

(1) 公共施設への自然エネルギーの導入

自然エネルギーは、二酸化炭素などの温室効果ガスを排出しないクリーンなエネルギーであり、地球環境保全の観点から、積極的な導入が求められています。

豊田市では自然エネルギーを公共施設に率先的に導入することにより、産業分野等への導入促進、普及に貢献していくとともに、市民に地球温暖化防止対策の必要性を啓発し、自然エネルギーの一般家庭への普及を図っています。

平成18年度は、新たに豊田市立前山小学校及び豊田市西部体育館に太陽光発電システムを、豊田市環境学習施設 eco-T(エコット)に太陽光発電システムと風力発電を導入しました。

表 公共施設における太陽光発電システム設置状況

導入年月	公共施設名	規模
12年2月	西部コミュニティセンター	10kw×1基
13年7月	豊田スタジアム	40kw×1基
14年1月	豊田市竜神交流館	10kw×1基
14年3月	豊田市立美山幼稚園	10kw×1基
14年12月	豊田市運動公園体育館	10kw×1基
16年3月	豊田市立伊保小学校	10kw×1基
16年12月	鞍ヶ池公園	3kw×1基
17年3月	豊田市立岩倉小学校	10kw×1基
17年11月	豊田市朝日丘交流館	10kw×1基
17年11月	豊田市美里交流館	10kw×1基
18年3月	豊田市立挙母小学校	10kw×1基
18年11月	豊田市立前山小学校	10kw×1基
18年11月	豊田市西部体育館	20kw×1基
18年12月	豊田市環境学習施設 eco-T(エコット)	8kw×1基



西部コミュニティセンターの太陽光発電システム

表 公共施設における風力発電設備設置状況

導入年月	公共施設名	規模
11年11月	豊田市立東広瀬小学校	0.25kw×1基
17年3月	岩倉小学校	0.45kw×1基
17年3月	豊田市鞍ヶ池公園	0.03kw×2基
18年12月	豊田市環境学習施設 eco-T(エコット)	0.45kw×3基
		0.34kw×1基
		0.76kw×1基
		0.03kw×1基



環境学習施設 eco-T(エコット)の風力発電設備

(2) 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度

豊田市では平成12年4月より、地球温暖化対策に寄与するとともに、環境への負荷が少ない循環型社会の構築をめざし、市内における太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムの設置に対する補助を行っています。

平成18年度の補助件数は396件、補助合計額は115,626千円でした。

表 住宅用太陽光発電システム設置費補助制度実績

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
補助件数(件)	90	132	248	288	256	357	396	1,767
補助合計額(千円)	28,249	38,522	77,813	90,413	80,154	110,441	115,626	541,218

【住宅用太陽光発電システム設置費補助金制度の概要】

○対象者...自ら居住する豊田市内の住宅に発電システムを設置する者(1世帯1回限り)

○補助額...10万円×出力値(ただし、上限は30万円)

(3) 風力発電施設の導入

面ノ木風力発電所

平成17年2月から運転を開始した豊田市稲武町地内の面ノ木風力発電所は、クリーンで枯渇しない風力エネルギーを利用しています。自然エネルギーの導入は、二酸化炭素の削減効果や燃料削減効果をもたらし、地球温暖化防止に寄与しています。

設備概要

定格出力	1,800kW(600kW×3基)
風車の直径	44m
風車の高さ	68m(羽根先端までの高さ)
発電開始風速	2.5m/秒
定格出力風速	12.5m/秒
風車機種	ドイツ・エネルギー社製



面ノ木風力発電所

平成18年度(平成18年3月～平成19年2月)において、2,534,016kWhの電力量を売電しました。これは、豊田市の一般家庭約480世帯が1年間に使用する電力量に相当します。また、この売電電力量をNEDO(独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構)の資料に基づいて試算した結果、次のような環境への導入効果が得られました。

温暖化防止効果：二酸化炭素の削減 958t-CO₂

(普通乗用車約400台が1年間に発生する二酸化炭素の量を削減したことになります)

燃料削減効果：石油代替量(原油換算) 644kL

(200リットルの石油ドラム缶約3,200本分の燃料削減に相当します)

2 低公害車の普及促進

(1) 低公害車普及促進費補助制度

平成10年4月より、豊田市では市民の低公害車の購入に対する補助制度を設けました。

この目的は、低公害車の購入者に対してその購入費の一部を補助することにより、低公害車の普及促進を図り、地球温暖化の原因物質の一つである二酸化炭素の排出抑制に寄与することです。本市は全国自治体で初めてこの制度を導入しました。

平成18年度の補助件数は469件、補助合計額は54,032千円でした。(環境政策課)

表 低公害車普及促進費補助制度実績

年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
補助件数(台)	187	89	61	170	137	321	595	537	469	2,566
補助合計額(千円)	20,645	9,577	6,691	19,846	16,052	37,245	68,628	62,645	54,032	295,361

【低公害車普及促進事業補助制度の概要】

- 対象車...ハイブリッド自動車(排気量1,500CC以下)、電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車
- 対象...新車登録した低公害車を自ら使用する目的で購入し、新車登録する1年以上前から市内に在住している個人
- 補助額...車両本体等価格の5%(上限12万円)

(2) 低公害車普及のための基盤整備

低公害車を広く普及するため、燃料供給施設の整備などを進めています。

天然ガス自動車に関しては、民間との連携により、市内深田町、鶯鴨町、西田町(東名高速上郷SA上下線)にエコ・ステーション(急速充填スタンド)が整備されています。愛知県内では、平成19年3月末現在30か所のエコ・ステーションが整備され、今後もスタンドの充実に向けた取組みが行われます。このほか、市役所横に公用車用の天然ガス自動車小型充填機2基が設置されています。(環境政策課)

(3) 低公害車の率先導入

豊田市では、公用車として低公害車を率先して導入しています。平成18年度末における低公害車保有台数は99台となりました。引き続き、公用車の低公害車化を進めていくとともに、低公害車に転換できない車両についてもできるだけ環境に配慮したものを導入していきます。(総務部庶務課)



豊田市の低公害車

表 公用車への低公害車導入

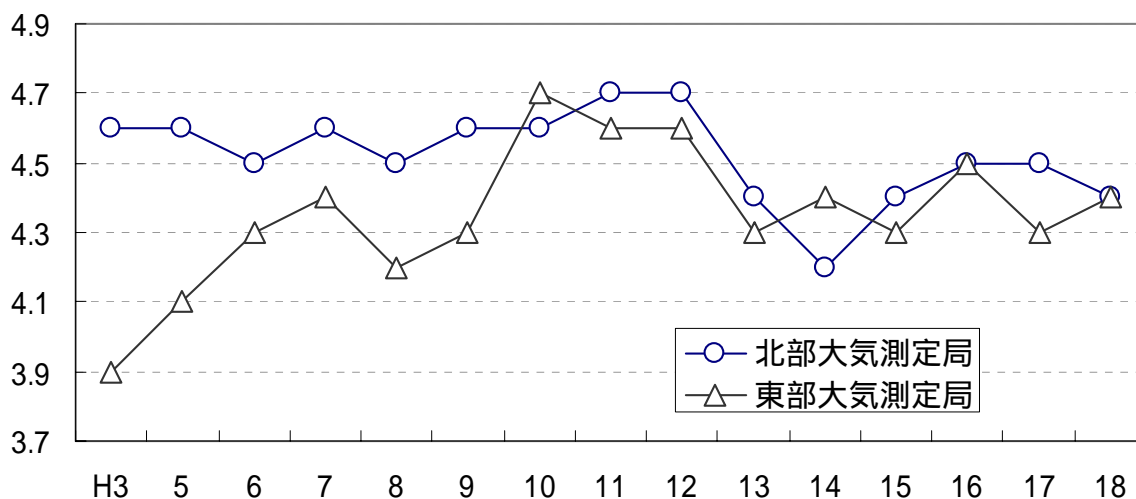
	電気自動車	天然ガス自動車	ハイブリッド自動車	合計
平成17年度末保有数	2台	37台	58台	97台
平成18年度末保有数	2台	34台	63台	99台

第 2 節 酸性雨調査

酸性雨調査

酸性雨について、市内 2 か所の大気測定局で調査を行っています。平成 18 年度の年間平均値は、北部大気測定局で pH 4.4、東部大気測定局で pH 4.4 であり、酸性側にやや偏っていました。(環境保全課)

表 pH 値の経年変化 (年平均値)



酸性雨:自動車の排気ガスや工場から排出される硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中の水分に溶け込んで硫酸や硝酸等に変化し、水素イオン濃度 (pH) が酸性にかたよっている雨 (又は雪や霧など)。正常な雨は、大気中の炭酸ガスが溶け込んでいるため pH 5.6 程度で、一般的には pH 5.6 以下の降雨を酸性雨という。

欧米では、以前から酸性雨による樹木や文化財等への被害、湖沼や土壌の酸性化が報告されてきた。近年、開発途上国における工業化の進展により、硫黄酸化物や窒素酸化物の排出量も増加していることから、地球規模で雨の酸性化が進んでいる。

水素イオン濃度 (pH): 水溶液の酸性・中性・アルカリ性の度合を示す。0~14 で表され、pH 7 が中性、pH が 7 より小さいほど酸性、7 より大きいほどアルカリ性が強いことを表す。

第3章 豊かな自然と共に生きるまちづくり

第1節 水循環の向上

雨水の利用促進

(1) 雨水の地下浸透

雨水の地下浸透を確保するために、学校、公園、歩道などに透水性の舗装を行っています。河川への流出抑制や、舗装面の水たまり排除のほか、川の流水量の増加、地盤沈下の防止、街路樹の補水、地中の温度上昇防止などの効果が期待できます。(担当各課)

(2) 雨水貯溜施設補助制度

下水道接続の際に不用となる浄化槽を改造して、あるいは新設で雨水貯溜施設を設置する方に対し、補助制度を設けています。雨水の有効利用、雨水流出の抑制などの効果が期待できます。

平成18年度の設置件数は浄化槽の再利用及び貯留・浸透施設の新設は78件で、4,100千円の助成をしました。(下水道管理課、河川課)

【雨水貯溜施設補助金交付制度の概要】	
○不用浄化槽を転用する場合…補助率2/3(上限有り)	
新設の場合	…補助率1/2(上限有り)
○国土交通省の新世代下水道支援事業、一部補助金を受けている	
○期待される効果…雨水浸透面積減少による雨水流出を抑制	
	降雨時の浸水被害の軽減
	水道使用の軽減
	日常生活における雨水の再利用
	不用浄化槽の再利用

補助事業実績(平成18年度)

年度		7~14	15	16	17	18	累計
浄化槽の 再利用	件数	484	55	56	31	35	661
	金額	36,611	4,275	4,207	2,391	2,747	50,231
貯留・浸透 施設の新設	件数	140	75	42	58	43	358
	金額	6,582	2,916	1,483	2,289	1,353	14,623
合計	件数	624	130	98	89	78	1,019
	金額	43,193	7,191	5,690	4,680	4,100	64,854

第2節 水資源の保全

1 豊田市水道水源保全基金

(1) 水道水源保全事業

人工林の間伐で水源かん養機能の向上をめざす

平成12年1月、上流5町村（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町＝現在は豊田市と合併）と基本協定を締結し「豊田市水道水源保全事業」を開始しました。また平成13年10月には稲武町（現在は豊田市と合併）まで対象区域を拡大しました。

この事業は、人工林が間伐されずに放置され、保水力の低下や山崩れなどの危険性が高まっている現状を踏まえ、「人工林の間伐」に力点を置き、荒れた人工林を手入れすることにより水源かん養機能を高めていくものです。



水源保全林

20年の公的管理で健全な人工林に

この事業は、まず放置された私有の人工林の中から概ね2ha以上の区域を選定します。この森林を「水源保全林」と呼びます。豊田市はこの水源保全林に対して、「間伐」を中心とした公的管理を20年間にわたって行い、水源かん養機能を高めます。そしてこの作業費用の全額を、豊田市が水道水源保全基金の制度を活用して負担します。「豊田市水道水源保全事業」は、下図のような仕組みで運営しています。

なお、この水道水源保全事業による間伐事業は、平成18年度で終了しました。また、平成12～18年度までに選定された「水源保全林」の管理については、引き続き森林課が行っていきます。（森林課）

「豊田市水道水源保全事業」の仕組み

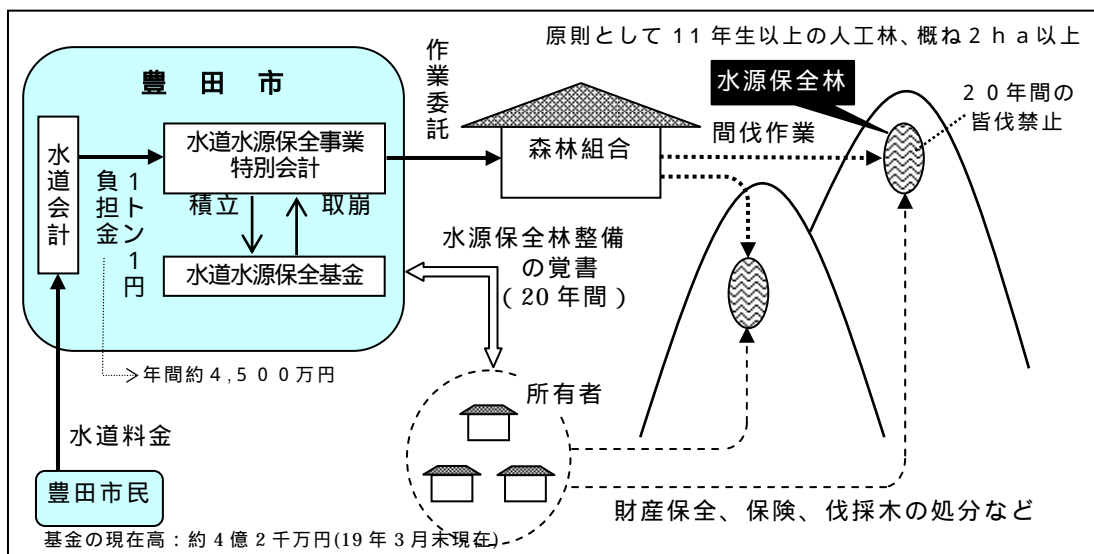


表 水道水源保全事業実績

地区	測量面積 ha	間伐面積 ha	森のカルテ 箇所	負担金額 円
藤岡		6.16	6	1,276,170
小原		11.79	12	2,446,605
足助		21.03	25	4,406,535
下山		33.80	35	7,018,725
旭	38.93	21.60	87	7,119,903
稲武	44.02	16.03	78	6,215,727
合計	82.95	110.41	243	28,483,665

(2) 水道水源保全事業啓発

水源地域の森林は、水源のかん養、山地災害の防止、水質の浄化など多くの公益的機能を持っていますが、林業の衰退により森林の機能を維持する仕組みが崩れ、森林が荒廃し、公益的機能が低下しています。

広く森林の重要性及びその現状を認識し、豊田市が取り組んでいる「水道水源保全事業」を理解してもらうため、産業展において森林に関するパンフレットの配布とパネル掲示を行ったり、矢作川上流（足助地区市有林）にて巻枯し間伐体験・自然観察会を実施するなど事業の啓発に努めました。（森林課）

2 環境林整備事業

林業の不振や非林業家による森林所有の増加などから、間伐などの手入れが行われない森林が増加し、荒廃が進んでいます。そこで、環境保全上、整備が必要な市内（旧豊田市内）の森林を公的に整備する「環境林整備事業」を平成12年度から開始しました。

この事業は、一定の要件を備えた森林を「環境林」と位置づけ、市が所有者に代わって間伐、除伐等の整備を行い、森林の持つ本来の公益的機能が発揮される森づくりを長期的視点で進めるものです。

平成18年度は、坂上町で1.07haの間伐を行いました。（森林課）

3 水辺環境の整備

(1) 多自然川づくり

河川が、コンクリート水路のような単純な形状であれば、単調な生態系しか形成することができませんが、自然河川のような多様な構造であれば、変化に富んだ環境が創出され、豊かで多様な生態系を形成することができます。

河川改修工事においては、伝統的河川工法を見直し、瀬と淵を保全・再生し、植生や自然石を利用した護岸を採用するなど、自然の河川が持つ多様な構造を尊重し、生物の良好な育成環境に配慮しながら、



多自然河川（加納川）

河川が本来有している環境の保全に努めています。(河川課)

表 多自然川づくりの実施例

<p>五六川 (準用河川) - 児ノ口公園 - 久保町地内、延長 217m、平成 6～7 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○公園と中を流れる五六川との一体整備にあたり、都心におけるピオトープとなる空間を整備 ○暗渠だった五六川を地上に呼び返し、地元の古老に聞いた昔の川をイメージし再現 ○瀬や淵、蛇行のある河道をつくり、多様な流れを創出 ○護岸は空石積みや粗朶柵を施し、小動物の生息空間を多様化 ○川沿いに遊歩道を整備 	<p>加納川 (普通河川) 加納町地内、平成 3 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○洪水による河岸崩壊に伴う復旧工事 ○温泉地の横で人の通る場所でもあり、周辺の景観に配慮した改修を実施 ○法面保護は、丸太や柳を組み合わせた植物護岸を採用 ○流れの中に自然石を配置して、深みや浅瀬を形成 <p>加納町地内 平成 12 年度 単市災</p> <ul style="list-style-type: none"> ○平成 12 年 9 月の豪雨で天然河岸が崩壊 ○平成 3 年度に行った工事内容を参考に、自然石や間伐材を用いた復旧工事を行う
<p>矢作川 (一級河川) 平戸橋下流、延長 800m、平成 3～4 年度、県施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○巨石による水制工 (9 基) ... 道路工事で発生した石を利用 ○水制工により河岸を保護し、流れに変化をもたせ多様な生物生息空間を創出 ○玉石による低水護岸... 河床削掘で発生した玉石を洗浄して使用 ○アマリングの解消 ○一帯は近自然型の「古岸水辺公園」として、地元愛護会が管理 ○平成 12 年度水制工 2 基を補修するとともに巨石による分散型落差工を設置し、より流れの変化を創出 <p>「お釣土場水辺公園」越戸町地内、延長 400m、平成 8 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○河畔林の整備... マダケの竹藪を間引いて光を入れ多様な動植物の生育を促進し、自然生態系を維持改善 ○土場 (昔の川港、船着場) を保全 ○遊歩道の整備... 越戸ダム下流から竜宮橋までの間に散策路を設置 <p>毎年 5 月に行われる矢作川「筏下り」では、いろいろな工夫を施した自作の筏が登場する</p> <p>毎年 5 月の第二土曜日に河川保全活動を行っている諸団体が一堂に会し、矢作川「川会議」を開催</p>	<p>太田川 (準用河川) 大内町地内、延長 713m、平成 5 年度～平成 11 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○落差工は多段式魚道 ○水生昆虫のため水際は植栽護岸 ○多様な生物の生息空間のため静水域を確保 ○生態系景観を確保
<p>山田川 (普通河川) 山田川緑地の一部で、せせらぎ広場を設置するとともに、落差工を改良し、魚類の生息環境を整備した。また、これらの施設は、地元の愛護会により維持管理を行っている。</p>	<p>ソウレ川 (普通河川) 松平町地内、延長 93m、平成 3 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○松平郷園地整備の一環 ○石組みと柳枝による護岸 ○湧水を活かしたトンボ池 <p>榎尾川 (準用河川) 野見山町地内、延長 625m、平成 8 年度～14 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○周辺の田や山林との生態系の連続性を保全 ○寄石による流れの多様化
	<p>加茂川 (一級河川) 東山町～京ヶ峰地内、延長 540m、平成元～8 年度、市施工</p> <ul style="list-style-type: none"> ○加茂川公園と一体で多自然整備 自然植生の回復 ○寄石による流れの多様化

(2) 親水型河川・施設の整備

人が水と親しむことができるような護岸の整備、川づくりによって、子どもたちの自然教育や、市民の生涯学習の場としての役割を担っています。

平成 11 年 3 月に開通した豊田大橋（矢作川）は、兩岸の橋脚から河川敷の白浜公園、千石公園に降りられ、川中央の橋脚部には川面観察デッキを設けて、川を楽しむことのできる構造となっています。（河川課）



親水に配慮した豊田大橋

【親水型河川・施設】

- | | | |
|-------|-----|---|
| 矢作川 | ... | 豊田市民芸館～豊田大橋～竜宮橋 |
| 水辺散策路 | ... | お釣土場水辺公園、古岸水辺公園など |
| 緑陰歩道 | ... | 豊田市駅周辺（挙母小学校～豊田市役所間）
都心にうるおいを与えるせせらぎ歩道 |
| 日明川 | ... | 巨石を有効利用した石積護岸による水路を整備
散策路から河川に入ることができる
豊田市総合野外センターとの一体的利用 |
| 加茂川 | ... | 川へ降りる階段や親水護岸により、河川散策できる
市民のふれあいの場となっている |



緑陰歩道

(3) 安永川浄化用水事業

家庭雑排水や工場排水の流入により水質汚濁が進行している安永川、五六川、初陣川に、水質の清浄な矢作川から浄化用水を導入し、河川の水質改善とともに、親水機能を持つ河川の整備を行っています。

これまでに、取水口、導水路、高架水槽等の「安永川浄化用水導水機場」を整備し、平成 10 年 4 月より試行導水を開始しました。今後、中心市街地のまちづくりの一環として治水機能・都市環境の快適性を高める空間づくりの計画・整備を進めていきます。（河川課）

4 豊田市矢作川研究所

豊田市は、流域住民の生活を根底で支える矢作川の豊かな自然を守るとともに、より一層の環境改善を図る目的として、豊田市矢作川研究所を組織しています。

矢作川の豊富な水量の維持、水質の保全、住民の生活に潤いとゆとりを与える良好な河川環境の維持と創造をめざして調査・研究活動を行っており、活動内容とその成果を広く社会に還元するため、毎年 1 回シンポジウムを開催し、毎月研究所報などを発行しています。（河川課）

第3節 多様な生態系の保全と育成

1 自然環境の現況

(1) 森林

近年、森林・農地が宅地等に転用される傾向がありますが、平成18年度末現在、本市における森林面積は62,734haで、市面積の68.3%を占めています。自動車産業が盛んな工業都市としてのイメージが強い豊田市ですが、森林に恵まれているといえます。このうち、民有林面積は61,320haで、ヒノキを主体とした人工林の面積は35,144haであり、人工林比率は57.3%です。これらの民有林のうち35.3%を占める広葉樹林は、以前は地域住民の生活に密着した里山として維持管理されていましたが、現在では「雑木林」として放置された状態が続いています。

一方、これまで造林されてきたスギ・ヒノキ林も、35年生以下の若いものが人工林面積の21.7%、芯持ち柱材が得られる林齢(41~45年生)となっているものまでを含めた面積が、42.5%を占めていますが、木材価格の低迷、高齢化、各種経費の上昇などにより手が入られず放置された状態の森林が多くなっています。(森林課)

表 森林資源の現況

保有形態別面積(平成18年度末現在)

保有形態	総面積		立木地 [ha]			その他 (竹林) (無立木地) ha	人工林率 [%] (B/A)
	面積[ha] (A)	比率[%]	計	人工林 (B)	天然林		
総数	62,691	100.0	60,542	36,239	24,175	2,278	57.90
国有林	1,371	2.19	1,371	1,095	148	129	79.87
地域森林計画 対象民有林	61,320	97.81	59,171	35,144	24,027	2,149	57.31
公有林	5,662	9.03					
県有林	2,443	3.90					
市有林	3,218	5.13					
私有林	55,658	88.78					
地域森林計画の 対象外の区域	42						
森林面積	62,734						

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

民有林(立木地)の齢級別面積(平成18年度末現在)

(単位: ha)

区分	齢級別 総数 (林齢)	齢級別					
		1~2 齢級 (~10 年生)	3~4 齢級 (11~20)	5~6 齢級 (21~30)	7~8 齢級 (31~40)	9~10 齢級 (41~50)	11 齢級以上 (51 年生~)
民有林 計 (立木地)	59,171	628	1,796	4,826	7,342	13,420	31,159
人工林	35,144	532	1,490	3,211	6,355	10,511	13,045
天然林	24,027	96	306	1,615	987	2,909	18,114
主要樹種別の面積率 ... スギ 19.0%、ヒノキ 32.5%、マツ類 11.8%							

四捨五入の関係で、内訳と計は必ずしも一致しない

(2) 植生

希少な植生としては、猿投山山頂周辺のみもみ、ツガ林に代表される常緑性の自然林(常緑樹林)があります。常緑樹林以外の森林の大部分は二次林です。二次林は、里山などのように自然林が伐採された後に形成された森林や、スギ・ヒノキ林のように植林された森林ですが、これらの二次林は最終的な形態である常緑樹林などの極相林に変化していく途中の段階と考えることもできます。

他にも、田之土里湿原等の中間湿原や、伊熊神社社叢のカシ類を主体とした暖帯性植生と針葉樹のみもみ、落葉広葉樹のコフサダ等の温帯性植生が混じる針広混交樹林があります。(環境政策課)

(3) 自然公園

愛知高原国定公園

自然公園法に基づく自然公園には、国立公園、国定公園及び都道府県立自然公園があり、本市では北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園が指定されています。愛知高原国定公園の全域は計21,705haです。豊田市内の区域は、猿投山、松嶺、勘八、鞍ヶ池、王滝、松平、六所山、東大林、榊野、笹戸、奥矢作湖、西市野々、阿蔵、笠ヶ岳、香嵐渓、三河湖、黒田の各地区あわせて13,920haで、市面積の約15%を占めています。(開発審査課)

天竜奥三河国定公園

本市では北東部の稲武町に天竜奥三河国定公園が指定されています。天竜奥三河国定公園の全域は計14,959haです。市内の区域は、面ノ木の1地区のみで特別保護地区31haを含む301haです。(開発審査課)

東海自然歩道

東海自然歩道は、東京の明治の森・高尾国定公園から大阪の明治の森・箕面国定公園までの、全長1,697kmの歩道です。その中の「豊田市コース」は、富士見峠から紅葉の名所香嵐渓、広大な草原の広がる勘八牧場を通り、霊峰猿投山の山頂までの55kmのコースです。

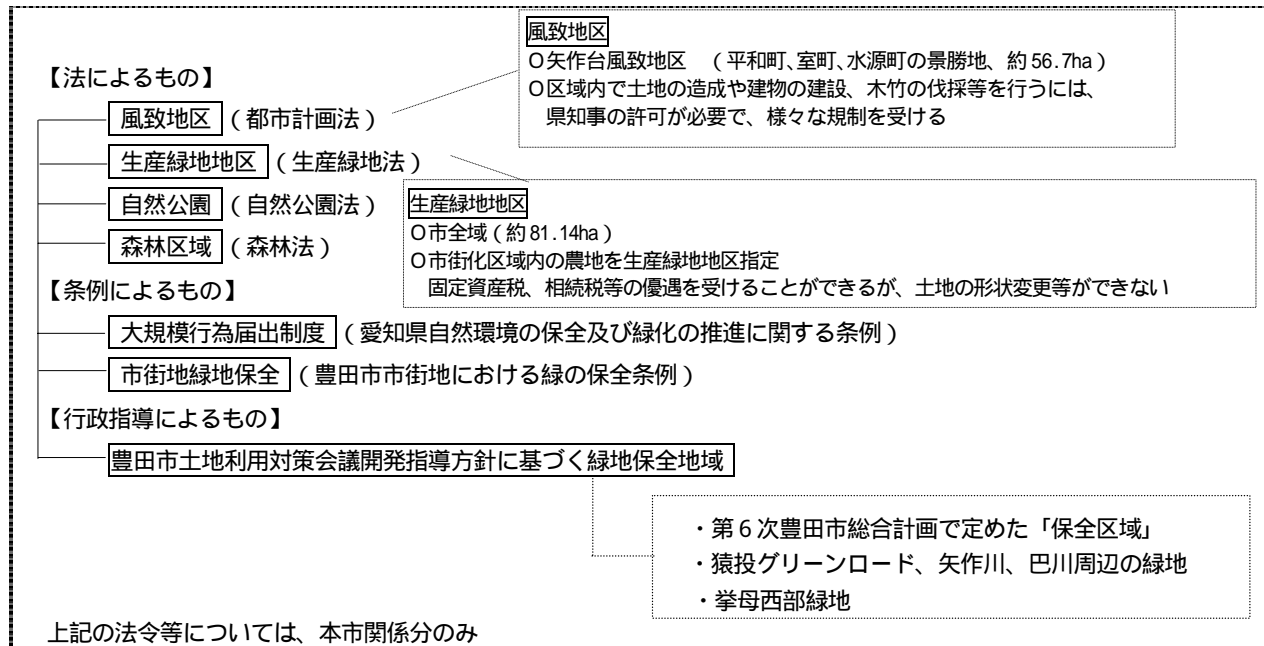
東海自然歩道は、自然の豊かな自然公園の中を通り、ハイキングコースとしても最適なため、自然散策の場として親しまれています。(商業観光課)

2 自然保全

(1) 緑地保全

近年の都市化により、緑地は減少し続けています。将来の貴重な財産としての緑地を残していくために、森林法、自然公園法、都市計画法などの法令、市条例、指導要綱に基づく行政指導などにより緑地保全を行っています。(環境政策課)

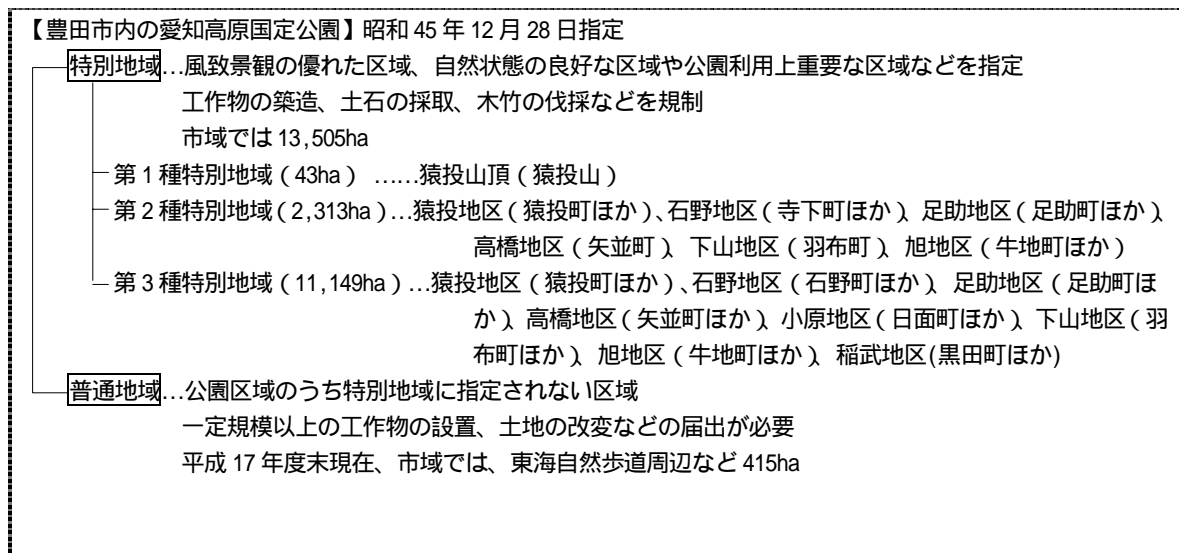
図 緑地保全に関する主な制度(豊田市関係分)と体系



(2) 自然公園 (自然公園法)

自然公園法に基づく自然公園として、本市では、北部から東部にかけての山間地に愛知高原国定公園及び天竜奥三河国定公園が指定されています。この区域は、自然環境の程度により類別し、行為の制限等が定められており、区域内で行為を行う場合、県知事の許可等を必要とします。

平成 18 年度は、特別地域及び普通地域内で、222 件の許可申請等がありました。(開発審査課)



【豊田市内の天竜奥三河国定公園】昭和44年1月10日指定

- 特別地域...風致景観の優れた区域、自然状態の良好な区域や公園利用上重要な区域などを指定
 - 工作物の築造、土石の採取、木竹の伐採などを規制
 - 市域では301ha
- 特別保護地区(31ha).....稲武町(面ノ木付近)
- 第2種特別地域(270ha)...稲武町(面ノ木付近)

(3) 森林区域(森林法)

森林法に基づいて、保安林や地域森林計画対象民有林等が指定されています。これらの森林区域に指定することで、森林の持つ様々な機能を保持したり、森林資源の生産を促進し、乱開発の規制を行っています。(森林課)

【森林法に基づく森林区域】

- 保安林(県豊田加茂農林水産事務所)
 - 平成18年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に18,117ha(市面積の20%)
- 地域森林計画対象民有林(森林課)
 - 平成18年度末現在の指定地域は、市北部、東部を中心に61,320ha(市面積の67%)

(4) 市街地における緑の保全

急速に宅地化の進む市街地において、健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持するため、「豊田市市街地における緑の保全条例」により、市街地における緑地保全を図っています。

条例に基づき、平成18年度末現在、854筆359,989.87㎡が緑地指定され、そのうち約86%の732筆310,917.82㎡が保全緑地に認定されています。(公園課)

【市街地緑地保全制度の概要】

- 指定緑地の指定
 - 市街地内で、風致・景観が優れ、健全な生活環境を維持する上で必要な緑地を、市長が豊田市市街地緑地保全審議会の意見を聞いて指定
 - 指定を受けると、保全緑地の認定が受けられ、市長への買取りの申し出ができるが、伐採、工作物の築造などに行為届必要
- 保全緑地の認定
 - 指定緑地の指定を受けた地権者は、申請により保全緑地の認定が受けられる
 - 認定を受けると、固定資産税、都市計画税の免除が受けられるが、5年間は、伐採、造成、工作物などの築造はできないほか、相続を除いた買取り以外の所有権移転はできない等の制限あり
- 保全認定の更新
 - 保全緑地の認定は5年ごとに更新することができる

(5) 豊田市の開発指導方針に基づく緑地保全指導

本市では、良好な自然を確保し自然環境の保全のため、豊田市土地利用対策会議で決定された開発指導方針に基づき、拳母西部地域、猿投グリーンロード周辺、矢作川や巴川周辺の緑地を保全するよう指導しています。(森林課)

(6) 総合計画における保全区域

豊田市は恵まれた自然環境を将来にわたり保全していくために、総合計画の中で「保全区域」を設定して、緑地を現況のまま保全することに努めています。保全区域は、自然公園法の特別地域を主体とし、4,810haが設定されています。(森林課)

【保全区域の内訳】

- ・自然公園法の区域(4,155ha)(第1種～第3種特別地域)
- ・都市緑地(349ha)(枝下緑道、矢作緑地、水源緑地、秋葉緑地、五ヶ丘緑地、乙部緑地)
- ・その他の方針で位置付けした区域(306ha)(野見山町、水源町、市木町、西広瀬町の一部)

(7) 開発緑地の管理

宅地開発、工業団地の造成を行う場合、開発で残された緑地の一部は、豊田市開発許可技術基準に基づく緑地として、市に帰属されます。これらの緑地は、適切な維持管理を行い、開発された周辺の環境が保全され、周辺住民の憩いの場として、また、安らぎの空間として活用されています。

平成18年度末現在、48地点、約49haの緑地があり、草刈り等委託による管理を行っています(公園課)

3 開発に関する審査・調査・指導

(1) 土石採取行為等審査会

本市では、事業者などが土石採取行為などを行う場合に、手続きとして「豊田市開発事業等に関する指導要綱」による事前協議を行うことを定めています。事前協議の中で、自然を保全し、公害や災害の発生を未然に防止するために、個別法令および個々の指導基準に適合した事業となるよう行っています。

平成18年度に行った土石採取事業に関する事前協議会は、15件でした。(開発審査課)

【該当となる土石採取行為】

- 山土、山砂利、岩石などを地表面より採掘し、当該行為地から販売、又は、処分のため、特定の土地に運搬する行為
- 硅砂、粘土など鉱業法による鉱物を露天掘にて採掘する行為
- 宅地造成など土地の造成及び取付道路など付帯工事により当該行為地から土石を搬出する行為
- 農地造成若しくは林地、牧草地造成及び農道、林道などの建設、又は、これに伴う付帯工事により土石を行為地外に搬出する行為
- その他、地表面を採掘など改変し、土石などを当該行為地から他の土地へ搬出する一切の行為

(2) 民間開発に関する指導及び立入調査

自然環境及び生活環境の悪化を防止するため、民間が開発行為を行う場合、環境保全のための指導を行い、事業場への立入調査を行っています。平成18年度は、95件の立入調査を行いました。(開発審査課・環境政策課)

【指導の対象となる事業】

- 豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条4号に係る審査案件
- 豊田市土地利用対策会議設置要綱第7条(3)に規定する土地利用対策会議における審査案件
- 豊田市開発事業等に関する指導要綱第2条1号及び2号に規定する案件のうち3,000㎡以上のもの

4 動植物調査

本市は、矢作川の上・中流部に位置し、東・北部の三河高原を形成する山間部と、西・南部の西三河平野につながる丘陵・平野部からなる、自然に恵まれた地域で、多様な生物種が生息しています。

旧豊田市内の重要な自然環境の分布を正確に把握し、自然保護行政の基礎資料とするため、平成13年度から4か年かけて豊田市自然環境基礎調査を実施し、報告書を刊行しました。

旭、足助、稲武、小原、下山、藤岡地区については、今後調査が必要です。(環境政策課)

生物調査

ホ乳類、八虫類、両生類

ホ乳類は、シカ、イノシシ、キツネ、タヌキ、ハクビシン、アライグマ、ヌートリア、ノウサギ、ニホンリス、ムササビ、イタチ、アナグマ、テン、アカネズミ、カヤネズミ、ヒメネズミ、ヒミズ、コウベモグラ、アブラコウモリ、ヤマコウモリなどが生息しています。

八虫類は、アオダイショウ、ヤマカガシ、マムシが松平地区の天下峯、観音山などの岩山に数多く生息しています。カメの仲間は、イシガメ、クサガメが市街地のため池などに生息していますが、帰化種のミシシippアカミミガメの繁殖が著しく、在来種が姿を消しつつあります。

両生類は、ヌマガエル、トノサマガエル、ダルマガエル、イモリなどが生息していますが、農薬・洗剤の影響や農業スタイルの変化により、生息状況が大きく変わってきました。

鳥類

本市で確認されている野鳥は年々増加しています。その要因としては、残念ながら自然環境が改善されて野鳥の生息しやすい自然が豊かになってきたのではなく、モザイク状の開発により、野鳥の生息環境が変化し、狭い生息域でも生息できる野鳥が増えたことが考えられます。

表 鳥類調査結果

調査時期	目	科	種
昭和 45 年	17	40	132
昭和 55 年	17	44	172
平成 17 年	17	51	212

平成3~4年にかけて、ロードサイドセンサス法による生物モニタリング調査を20地点、春、夏、秋、冬で延べ80回行った結果によると、92種9,890羽の鳥類が観察され、スズメ(優占度29.7%)、ムクドリ(優占度7.9%)、ヒヨドリ(優占度6.1%)、カワラヒワ(優占度5.4%)、キジバト(優占度4.7%)、カシラダカ(優占度3.6%)、ホオジロ(優占度3.3%)、エナガ(優占度3.2%)、ニューナイスズメ(優占度3.1%)、ツバメ(優占度3.0%)の10種が7割を占めていました。

環境別では、自然度の高い多様な環境を持つ水辺や山林はこの10種の割合が低く、単純な環境である水田や市街地は割合が高くなっていることから、自然に富んだ地域ほど多くの種類の野鳥が生息していることが分かります。

魚類

本市には、矢作川、巴川、逢妻女川、逢妻男川などの河川が流れ、ため池は大小合わせて 150 か所あります。

過去の魚類相と比較して、各種排水が流入し、水質汚濁が進んだり、コンクリートで固められたりして、種類数、個体数ともに大きく減少している河川もあります。その結果、スナヤツメ、タモロコ、カワバタモロコなど、数が減少した種や、ニッポンバラタナゴ、イトモロコ、ヤリタナゴなど生息が確認できなくなった種があります。

タイリクバラタナゴ、オオクチバス、ブルーギルなどの外来種は、各地で繁殖し、生息数を増やしています。特に、木曽川、矢作川から導水されたため池では、オオクチバス、ブルーギルなどの肉食種が急速に繁殖し、在来種の稚魚などを食べるため、魚相が変わってきています。

昆虫

市東部、北部の山地、南部の田園、それをつなぐ丘陵地という変化に富んだ自然の中に、開発により次第に面積が減りつつあるものの、広大な二次林が残されています。昆虫相は、そのような環境に適応する種で占められています。

本市では、22 目 453 科 5,812 種の昆虫が確認されています。種別では、鱗翅目（チョウ目）が 2,042 種で最も多く、次いで鞘翅目（コウチュウ目）1,826 種、膜翅目（ハチ目）449 種です。

5 希少な動植物の保護

絶滅のおそれのある野生動植物の生息・生育状況を把握し、保護につなげるため、平成3年度から3か年、平成13年度から4か年調査を実施し、それぞれ「豊田市緊急保護野生動植物調査報告書」(平成6年)と「豊田市自然環境基礎調査報告書」(平成17年)にまとめました。これらの調査の結果、環境省のレッドデータブック記載種は、絶滅危惧類4種、絶滅危惧A類2種、絶滅危惧B類19種、絶滅危惧類54種、準絶滅危惧17種、地域個体群2種が確認され、愛知県版レッドデータブック記載種は、絶滅3種、絶滅危惧A類14種、絶滅危惧B類28種、絶滅危惧類57種、準絶滅危惧85種が確認されました。(環境政策課)

表 豊田市内に生息、生育する緊急保護野生動植物

項目	哺乳類・八虫類・両生類	鳥類	淡水魚類	昆虫	植物
レッドデータブック (絶滅の恐れのある野生動物、我が国における保護上重要な植物種)	絶滅危惧類 ...2種 ダルマガエル ヤマコウモリ 地域個体群...2種 ツキノワグマ トウキョウサンショウウオ	絶滅危惧類 ...3種 オオタカ トモエガモ等 準絶滅危惧...4種 ハチクマ チュウサギ等	絶滅危惧A類 ...2種 ウシモツゴ等 絶滅危惧B類 ...6種 カワバタモロコ等 絶滅危惧類...5種 準絶滅危惧...1種	絶滅危惧類 ...4種 ベッコウトンボ等 絶滅危惧類 ...7種 ギフチョウ ヒメヒカゲ等 準絶滅危惧...8種	絶滅危惧B類 ...13種 ヒメナエ等 絶滅危惧類 ...37種 ミコシギク ヒメミクリ等 準絶滅危惧...4種
計	4	7	14	19	54
愛知県版レッドデータブック	絶滅危惧A類 ...2種 絶滅危惧類 カヤネズミ...1種 準絶滅危惧 テン等...6種	絶滅危惧A類 ...2種 コノハズク等 絶滅危惧B類 ...3種 絶滅危惧類 ...17種 アカショウビン等 準絶滅危惧...18種	絶滅危惧A類 ...1種 絶滅危惧B類 ネコギギ...1種 絶滅危惧類 ...2種 スナヤツメ等 準絶滅危惧...9種	絶滅危惧A類 ...2種 ヒメヒカゲ等 絶滅危惧B類 ...7種 タガメ等 絶滅危惧類 ...13種 準絶滅危惧...29種	絶滅...3種 ホンゴウソウ等 絶滅危惧A類 ...8種 絶滅危惧B類 ...18種 絶滅危惧類 ...32種 準絶滅危惧...28種
計	9	40	13	51	89

自然環境に恵まれた豊田市には、多種多様な動植物が生息・生育しています。近年、都市化に伴う山間地などの開発で自然が失われつつありますが、貴重な動植物の保護・保全を図るため、開発を行う事業者に対し指導を行っています。

(参考) 自然保護に関する主な法令

〔国〕 ○自然環境保全法 ○自然公園法 ○温泉法 ○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律 ○絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律 ○文化財保護法 ○都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律 ○森林法 ○都市緑地法 ○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律	〔県〕 ○自然環境の保全及び緑化の推進に関する条例 ○愛知県立自然公園条例 〔市〕 ○豊田市環境基本条例 ○豊田市の環境を守り育てる条例 ○豊田市市街地における緑の保全条例 ○豊田市文化財保護条例
--	---

(1) ウシモツゴ

ウシモツゴは、コイ科の魚で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」で絶滅危惧 A類に指定され、全国で豊田市、西尾市、小牧市、春日井市、岡崎市、岐阜県美濃市、三重県鳥羽市、玉城町の8か所にのみ生息しています。本市では、ウシモツゴを市の天然記念物に指定(種の指定)しており、ウシモツゴが生息するため池を取得し、豊田市自然愛護協会にため池の管理と巡視を委託して、ウシモツゴの生息環境の保護を図っています。



ウシモツゴ

また、市役所、自然観察の森、総合野外センターの池において、ウシモツゴの飼育及び繁殖を実施したり、ウシモツゴとカワバタモロコを市内の小中学校へ配布し、飼育体験学習を行うなど、種の保存と自然保護意識の普及、啓発を行っています。

(2) カワバタモロコ

カワバタモロコは、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」で絶滅危惧 B類に、愛知県版では準絶滅危惧に指定され、市内では3~4か所のため池に生息しています。また、市の天然記念物に指定(種の指定)し、市役所と自然観察の森で、飼育及び繁殖を行っています。

(3) シデコブシ

シデコブシは、愛知県、岐阜県、三重県の限られた地域のみに見られる湿地性の樹木で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」では、絶滅危惧 類に指定されています。本市では、勘八町、野見山町、琴平町のほか、市内各地で確認されており、特に「琴平町シデコブシ群生地」は県の天然記念物に指定され、保護されています。



シデコブシ

(4) ギフチョウ

ギフチョウは、春の女神と呼ばれるアゲハチョウ科の昆虫で、「日本の絶滅のおそれのある野生生物(レッドデータブック)」では絶滅危惧 類に指定されています。市内では、猿投山山麓から矢作川を挟んで石野地区周辺の雑木林に生息しています。近年、放置されている森林が増加し、ギフチョウの生息環境が悪化しています。市民団体が、ギフチョウの再生をめざして、猿投山南側山麓の3haの民有林で、ギフチョウの生息できる環境づくりと良好な自然を復元するための活動をしています。

6 湿地の保護

湿地植物は、自然環境が良好かどうかという自然度の指標とされています。市内には、東海丘陵要素植物群であるシデコブシ、シラタマホシクサ、ヒメミミカキグサなど特異で貴重な湿地性植物群の自生する湿地が、矢並町、亀首町、御船町を始めいくつも点在しており、特に御船湿地は、シラヒゲソウ自生地として市の天然記念物に指定されています。また、これらの湿地周辺には、ハッチョウトンボ、ヒメヒカゲなど湿地と係わりの深い昆虫が生息しています。本市では、これらの湿地の状態を維持するために、豊田市自然愛護協会に湿地の管理を委託しています。また、湿地保護の啓発のため平成18年度は、秋に3日間、矢並湿地の一般公開を実施し、1,118人が見学に訪れました。

環境省が平成13年12月に公表した「日本の重要湿地500」では、市内から「濃尾平野外縁部のウシモツゴ生息地」と「豊田市周辺中間湿原群」の2区域が重要な湿地として選定され、田之土里湿原は、県の自然環境保全地域に指定されています。(環境政策課)

7 名木の保護

市内には、巨木や美観上優れた樹木、歴史的に由緒ある森、鎮守の森などが数多く残され、地域のシンボル、憩いの場として親しまれています。このような貴重な樹木や森を末長く後世に残していくため、巨木や古木あるいは優れた外観を持つ樹木を名木に指定しています。名木の保護のため、看板を立ててPRするとともに、巡視や樹木診断、樹勢回復作業などの保護を行っています。平成18年度末現在、181件が名木として指定されています。(環境政策課)

8 ツキノワグマの目撃

市内では、7月以降20件の目撃情報がありました。ツキノワグマは愛知県版レッドデータブックで絶滅危惧ⅠA類に指定されている希少な動物です。しかし、人身被害防止のため、関係機関が連携して「ツキノワグマ対応体制(クママニュアル)」を整備しました。目撃情報の通報があった場合、「ツキノワグマ対応体制」に基づいて現地確認を行うとともに、自治区、小・中学校、幼稚園・保育園やハイカーに迅速な情報提供を行いました。(環境政策課)

平成18年度(7月以降)目撃情報

地区名	猿投	保見	松平	旭	足助	稲武	小原	下山	藤岡	合計
件数	2	2	1	5	2	3	3	1	1	20

第4節 自然とのふれあい空間の形成

1 自然とのふれあい空間の整備

(1) 豊田市自然観察の森

自然観察の森は、身近な自然を都市近郊林で確保し、市民が気軽に自然に親しみながら自然の仕組みと機能を学ぶことのできる自然環境学習の拠点で、全国10か所のうち、豊田市は8番目に設置しました。

豊田市自然観察の森(京ヶ峰、面積28.8ha)は、中心市街地の東方約4kmの標高70~140mに位置し、鞍ヶ池公園に隣接する自然林の中にあります。森の中には、ネイチャーセンターを中心として、約4kmに及ぶ自然観察路、観察舎、休憩舎、学習広場、探鳥用ブラインドなどの施設が整備されており、四季折々の身近な自然を観察することができます。平成18年度は、18,120人の利用者がありました。自然観察の森では、コースガイドや自然観察会を行い、利用者に自然の仕組みや観察の方法などの情報を提供しています。また、ネイチャーセンターでは、展示室及びロビーなどで、小動物の飼育、写真や標本などの展示を行っています。

平成18年度は、自然観察会や自然とのふれあいを目的とした体験型教室を44回開催し、840人の参加者がありました。(環境政策課)



自然観察会

(2) 豊田市自然観察の森周辺地域

自然観察の森から鞍ヶ池公園に至る一帯150haの自然と里山風景を保全しつつ、市民の自然環境学習の場づくりを平成15年度から進めています。この一帯は、主にコナラやアベマキを中心とする森林で、谷地では水田が耕作され、里山風景が残る貴重な地域となっています。計画区域の一部には、愛知高原国定公園区域も含まれ、環境省から「日本の重要湿地500」に選定されている矢並湿地もあります。

この地の多様な自然を活かし、市民が自然とふれあい、体験することを通じて自然環境を学ぶ場としていきます。(環境政策課)



古瀬間の谷地

(3) 多自然型公園整備

児ノ口公園

児ノ口公園(豊田市久保町、1.9ha)は、都心におけるビオトープである多自然型公園です。水と緑のまちづくりをめざし、都心地区での自然環境の創造を目的として、平成6~7年度、多自然工法により、公園とそ



の中を流れる五六川との一体整備を行いました。都心部において自然と親しむことができ、子どもから高齢者まで幅広い世代のコミュニケーションの場として、市民に安らぎと潤いの場を提供しています。

(公園課)

児ノ口公園

【児ノ口公園の特徴】

- 計画段階から、市民や自然愛護協会の意見を取り入れた
- 暗渠だった五六川を地上に呼び返し、かつての小川を再生
- 池の護岸は、コンクリートをやめて土で覆い、昔ながらの池を再生
- 市民の植樹により、雑木林を再生
- 地域住民による管理協会が中心となり、公園を維持管理
- ごみ箱は置かず、環境美化、ごみの持ち帰りを促す

2 自然とふれあう機会の充実

(1) みどりの少年団

みどりの少年団は、学習活動、奉仕活動、野外活動など、それぞれの地域で、自主的かつ独創的な活動を展開しています。また、その活動発表として、夏にみどりの学習教室が県緑化センターで行われました。愛知県緑化推進委員会の緑と水の森林基金の果実(利子)を活用した事業の一つです。

(公園課)

【豊田市のみどりの少年団】

小学3~6年生までの児童で構成

- 六所山みどりの少年団 ... 豊松小学校(昭和50年結成)
- 足助みどりの少年団 ... 足助小学校(昭和50年結成)
- 稲武みどりの少年団 ... 稲武小学校(昭和52年結成)
- 築羽みどりの少年団 ... 築羽小学校(昭和52年結成)
- 堤みどりの少年団 ... 堤小学校(昭和52年結成)
- 土橋みどりの少年団 ... 土橋小学校(昭和63年結成)
- 萩野みどりの少年団 ... 萩野小学校(平成元年結成)
- 花山みどりの少年団 ... 花山小学校(平成4年結成)

(公園課)

(2) 名木めぐり

本市の名木の存在価値や保護の必要性を理解してもらうため、市民を対象に名木めぐりを開催しています。平成18年度は、秋に猿投地区の名木をめぐり、20名の参加がありました。(環境政策課)

(3) 豊田市自然観察の森市民ボランティア活動

自然観察の森では、市民と行政とのパートナーシップの下に、市民によるボランティア活動を取り入れています。(環境政策課)

とよた自然わくわくクラブ

湿地や里山のビオトープづくりや自然体験活動の指導を進めるため、公募の市民により組織されています。38名の市民スタッフを中心に、活動を通じて楽しみながら身近な自然を体験できる「プログラムづくり」、地域における自然活動の指導者となる「人づくり」、自然体験学習の恒常的なフィールドとなる「場づくり」の実現を目指しています。平成17年度から、市民を対象にして森と親しむことを目的に「森遊び」の活動を開始しました。

森先案内人あべまきの会

平成14年度から開催している森の自然案内人養成講座の修了者で、希望する市民により組織されています。市民自らが自然解説することを通じて、多くの市民に森の楽しさ、自然の不思議さに気づいてもらい、自然の大切さを考え、市民主体の自然環境学習の推進を図っています。自然観察の森のレンジャーや指導員が実施する自然解説を補助したり、自ら団体利用者を観察コースへ案内するなどの活動を展開しています。平成18年度は、50名が登録し、活動しています。

(4) 生きものとの共生

市民による自然環境保全活動を地域のまちづくりとして推進し、生きものと共生する地域づくりを進めるため、自然保護、ビオトープづくり、名木の管理を行う市民団体の活動に対して、資材の提供や講師の派遣を行うことにより支援しています。平成18年度は、2団体が登録し、その活動に対して支援を行いました。(環境政策課)

登録団体

- ・ 足助きこり塾(ブナの保護活動)
- ・ 御船町自治区(シデコブシの保護活動)

3 自然シリーズの刊行

市民に本市の自然状況を理解し、自然を守る意識を高めてもらうため、樹木、野鳥、魚類、昆虫、地質など、自然環境調査の成果をまとめた冊子「自然シリーズ」を刊行しています。この冊子は、豊田市自然愛護協会の協力により、昭和45年度からこれまでに31シリーズ発行しており、市政情報コーナー・環境政策課・自然観察の森で販売しています。(環境政策課)

第4章 生活環境が保全され、安心して暮らせるまちづくり

第1節 環境に配慮した総合交通体系の整備

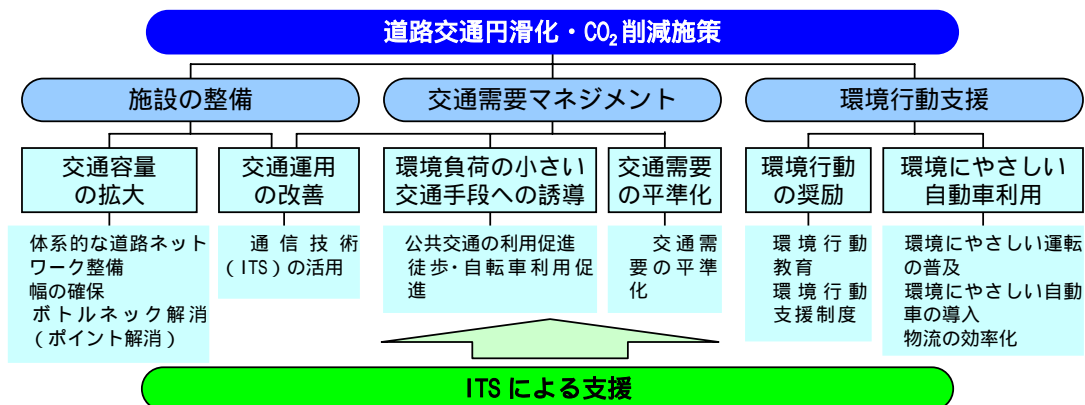
交通対策

自動車は、高い利便性などから私たちの生活に欠かせない移動手段となっています。市民生活を自動車交通に大きく依存している本市は、交通手段の7割が自動車で、公共交通の割合が1割に満たないのが現状です。市民の暮らしに欠かせない自動車ですが、渋滞、大気汚染や騒音、地球温暖化などの原因のひとつとなっています。

そうした状況の中で、本市では、誰もが安全で安心して円滑に移動でき、さらに環境にもやさしい持続可能な交通モデル都市を実現するため、「人と環境にやさしい交通まちづくり」を推進しています。まちづくりや交通の課題に対して具体的な目標を定め、「交通まちづくり行動計画」に基づき対策を実施するとともに、市民・企業・行政が一体となって「モデル事業」を推進しています。これら課題の解決を支援するものとして、ITS（高度道路交通システム）を位置づけ、豊田地域ITS「STAR T21」を策定し、交通施策へのITSの活用に積極的に取り組んでいます。また、平成18年度には「豊田都市圏新交通円滑化・CO₂削減総合計画」を策定し、運輸部門でのCO₂削減目標値を定めました。平成22年に93,600t（10.8%）、平成24年には172,400t（19.6%）の削減を目指し、道路ネットワークの整備やTDM（交通需要マネジメント）、環境にやさしい自動車利用などの各種施策を総合的に進めます。

その中で、平成18年12月には、「チャレンジECO通勤強化週間（平日5日間）」として、自動車から公共交通や自転車等への転換や時差出勤など、ECO通勤の実施を呼び掛けた結果、41事業所4,000人を超える人に参加していただき、平均で約27%のCO₂削減効果がありました。さらに、昨年度実施したインターネット上のECO通勤支援システムを活用した事業所主体のTDMの取組みが始まりました。今後も、自発的・継続的な取組みを推進していきます。

また、自動車の運転方法を見直す「エコドライブ社会実験」を平成18年9月から実施しました。市民や事業所に車載器を貸与し、走行データの収集と診断結果の還元を行う「モニター実験」や車載器搭載車の「体験試乗会」などを実施しました。体験試乗会では、エコドライブの実践により、16%のCO₂削減、22%の燃費向上が達成できたというデータも得られました。今後は、エコドライブ教本を作成、配布し、市民3万人規模によるエコドライブの推進を図ります。



「豊田都市圏新交通円滑化・CO₂削減総合計画」の施策体系

また、平成18年度には合併後の新市における公共交通の今度のあり方を示した「豊田市公共交通基本計画」を策定しました。今後は、人の移動の状況に応じた利便性の高い公共交通ネットワークの構築に向け、市民・交通事業者・行政が共働で施策の推進に努めます。（交通政策課）

第 2 節 生活環境の保全

1 環境影響評価（環境アセスメント）

環境影響評価は、環境に影響を及ぼす土地の形状変更、工作物の新設その他これらに類する事業について、その事業の実施前に、事業者自らがその環境影響を調査・予測・評価することを通じて環境保全対策を検討するなど、その事業を環境保全上、より望ましいものとしていく制度です。

環境影響評価法及び愛知県環境影響評価条例が、平成 11 年 6 月 12 日に施行されました。

本市では、豊田市環境影響評価検討会を設置し、国や県の環境影響評価制度に基づき、県知事への意見の具申を行っています。平成 18 年度は、一昨年開催された愛知万博について「2005 年日本国際博覧会に係る環境影響評価追跡調

査(モニタリング調査)報告書(平成 17~18 年度)」の報告を受けました。(環境保全課)

【豊田市環境影響評価検討会の主な役割】

- 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、市長に意見の具申を行う
- 国、県の制度に基づく環境影響評価に関し、指導等を行う
- 市長が必要と認めて実施する環境影響評価に関し、指導等を行う
- 国、県に協力して、環境影響評価制度の円滑な推進を行う

2 公害防止協定の締結

本市では、市内に立地する企業やゴルフ場と市との間で、公害防止のために行うべきことを定めた協定を締結しています。法律や県条例の規制より厳しい規制内容等を定め、市民の健康と生活環境の保全を図っています。また、協定を締結した企業等へ立入調査を行い、協定事項の確認を行っています。(環境保全課)

(1) 企業との公害防止協定

公害防止のため特に必要があると認める企業との間で、豊田市公害防止条例に基づき平成 18 年度末現在で 46 企業 74 事業所等と公害防止協定を締結、協定に準じた覚書を 5 企業 5 事業所と締結しています。また、旧藤岡町が公害防止協定を 39 企業と締結しています。平成 18 年度の事前協議は 2 件でした。

【企業との公害防止協定の主な内容】

- 協定値...公害関係諸法令より厳しい規制値
- 事前協議制...一定規模以上の工場等の新設、増設、生産施設の工程変更を行う場合、事前に計画書提出、協議
- 測定及び報告義務...大気汚染、水質汚濁に係る項目の測定義務及び報告義務
- その他の事項...事故発生時の措置、産業廃棄物、緊急時の措置、公害による被害補償、緩衝緑地等の整備

(2) ゴルフ場との農薬使用に関する協定

ゴルフ場の農薬使用による環境汚染を未然に防止して、市民の安全と環境の保全を図るため、平成 2 年度から市内の 8 ゴルフ場と農薬使用に関する協定を締結しています。また、平成 17 年度より合併町村の協定を引き継ぎ、市内の全 19 ゴルフ場と協定を締結しています。

【ゴルフ場との農薬使用に関する協定の主な内容】

- 使用する農薬の制限及び空中散布の制限の遵守
- 排水中の農薬濃度を環境省の暫定指針値の2分の1とすること
- 農薬使用量の削減計画の作成並びに使用量の削減
- 農薬使用量及び排出水の検査結果の報告義務
- 立入調査、農薬使用の停止要請、事故時の措置及び報告及び損害の補償などに関する事項

3 事業者への資金融資制度

事業者が環境保全対策を行うためには、環境保全設備の整備等に多額の費用が必要となります。市では、中小企業者等が環境保全設備を設置する場合の経済的負担を少しでも軽減するため、昭和45年度から融資制度を設けています。市内の取扱金融機関と連携し、必要な環境保全設備整備費用の8割、2,000万円を限度として無利子の融資をあっせんしています。平成18年度の融資実績は3件でした。(環境保全課)

4 環境監視調査

市域における環境の状況を広く把握するため、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等に関する法令に基づく環境監視調査等を実施しています。

大気環境では大気汚染測定局(市内4局)で、大気汚染の常時監視を実施しています。また、平成18年度は市内5地点で有害大気調査等を、市内4地点で石綿調査を実施しました。

水環境では河川や地下水の水環境を監視するため、水質調査を行っています。また、事業場排水を監視するために排水調査等を実施して、公害の未然防止に努めています。(環境保全課)

5 環境法令に係る届出の受理等

環境法令では、環境汚染の未然防止のため、事業者が法で定められた施設の設置・変更・廃止等を行う場合には、その種類や規模に応じて市へ届出することを義務づけています。市では環境保全課が窓口となり、届出の受理と事業者への指導を行っています。(環境保全課)

表 環境法令に係る届出の受理等実績

区 分	法 令 等	件 数	
大 気	大気汚染防止法	226	377
	県民の生活環境の保全等に関する条例<大気>	151	
水 質	水質汚濁防止法	313	
P R T R	特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律	179	
ダイオキシン類	ダイオキシン類対策特別措置法	8	
騒音・振動	騒音規制法	67	111
	県民の生活環境の保全等に関する条例<騒音>	44	
	振動規制法	111	163
	県民の生活環境の保全等に関する条例<振動>	52	
	特定建設作業<法・条例>	1,742	
悪 臭	県民の生活環境の保全等に関する条例<悪臭>	80	
土 壌	土壤汚染対策法	26	65
	県民の生活環境の保全等に関する条例<土壌>	39	
地盤沈下	県民の生活環境の保全等に関する条例<地下水揚水>	12	
組 織	公害防止統括者・管理者等	234	
合 計		3,284	

6 事業場の公害防止管理

排出ガス量、排出水量、施設規模等が一定規模以上の工場は、特定工場として公害防止管理者や公害防止統括者の選任等の公害防止組織を整備することが定められています。本市では、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律及び県民の生活環境の保全等に関する条例に係る届出等の事務や公害防止のための指導を行っています。平成 18 年度末現在、市内で公害防止管理者等を選任している特定工場は、113 工場です。(環境保全課)

7 開発行為の指導

本市では、開発行為に関し、関係個別法に基づく指導や、下に掲げる事前協議により、環境に配慮した開発を進めるよう指導を行っています。また、開発着手後は、汚濁水流出防止対策を中心に、各種の環境保全についての啓発、指導を行っています。(開発審査課、環境政策課)

【開発行為に関する事前協議】(2種類)

豊田市土地利用対策会議(窓口：開発審査課)

愛知県土地開発行為に関する指導要綱に基づき、市街化調整区域内における 1ha を超える土地の改変などを行う開発について事前協議、その他、面積にかかわらず、施策上重要な案件についても協議

豊田市開発事業等に関する事前協議会(窓口：開発審査課)

豊田市開発事業等に関する指導要綱に基づき、1,000㎡以上の宅地開発事業、25戸以上等の中高層建築物建設事業、特殊建設物建設事業、土砂などの持出し行為のうち1,000㎡を超える土石採取事業について事前審査を実施

環境保全策を反映させた上、個別法へ

第3節 大気汚染の防止

1 大気環境調査

(1) 大気測定局

市域の大気汚染の状況を把握するために、市内4か所の大気測定局で、大気汚染防止法に基づいた常時監視調査を実施しています。

(2) 大気環境調査結果の概要

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気環境の条件として、環境基本法に基づき環境基準が定められています。

市内の大気汚染の状況は、測定項目によって若干の変動は見受けられるものの、この数年は横ばいで推移しています。環境基準が定められている項目について、平成18年度は二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質及び一酸化炭素は全局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントが全局で環境基準を達成しませんでした。

(環境保全課)



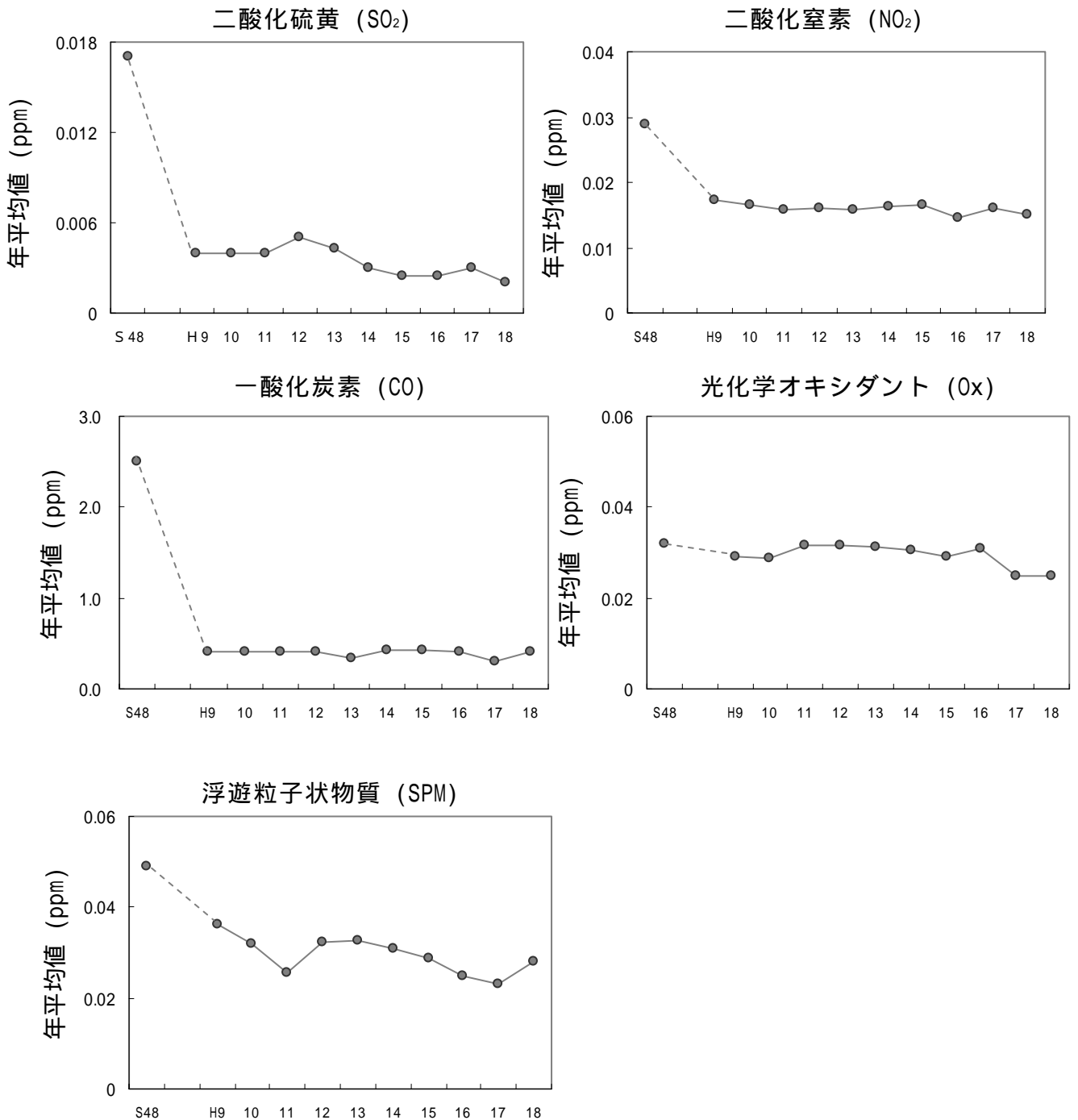
図 豊田市内の大気汚染測定地点

表 大気測定局における環境基準の達成状況

達成 × 非達成

測定局	二酸化硫黄 (SO ₂) 長期的評価			二酸化窒素 (NO ₂) 長期的評価			一酸化炭素 (CO) 長期的評価			浮遊粒子状物質 (SPM) 長期的評価			光化学オキシダント (Ox) 短期的評価		
	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18	H16	H17	H18
北部局													×	×	×
東部局													×	×	×
中部局													×	×	×
南部局													×	×	×
全国一般環境局 達成率 (平成17年度)	100%			99.9%			100%			96.4%			0.3%		
環境基準	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が1.0ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が2.0ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること		
評価方法	1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.04ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続しないこと			年間にわたる1日平均値のうち、低い方から98%に相当する値が、0.06ppm以下に維持されること			1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、1.0ppm以下に維持されること ただし、1日平均値が1.0ppmを超えた日が2日以上連続しないこと			1日平均値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が、0.10mg/m ³ 以下に維持されること ただし、1日平均値が0.10mg/m ³ を超えた日が2日以上連続しないこと			5時から20時の昼間時間帯の1時間値が0.06ppm以下に維持されること		

図 大気汚染物質の経年変化



二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO) に関しては、排出規制等の効果により、調査を開始した昭和 48 年度に比べて濃度は大幅に減少しています。全国の調査結果でも同様な傾向にあり、本市における年平均値は環境基準値と比較して低い値で推移しています。

窒素酸化物については、二酸化窒素 (NO₂) について環境基準が定められ、工場に対する排出規制や自動車に対する排出ガス規制などの対策が実施されています。また、豊田市においては環境基準を達成し横ばい状態で推移しています。窒素酸化物は燃料等の燃焼に伴って発生し、発生源は事業場のみにとどまらず自動車、家庭等多岐にわたっています。

浮遊粒子状物質については、その削減のため、工場からのばいじんや粉じん、自動車、特にディーゼル車からの黒煙の排出規制が行われています。平成 18 年度は環境基準を達成していますが、環境基準の達成状況は、大陸から飛来する黄砂等の自然発生的な要因にも影響を受けることがあります。

光化学オキシダントの環境基準達成率は全国で 0.3% と非常に低く、本市においても全ての測定局で達成していない状況が続いています。

光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛みなど、健康被害が発生する恐れがあります。光化学オキシダント濃度が一定基準値以上となり、気象状況からその状態が継続又は悪化すると認められるときは、愛知県により光化学スモッグ注意報等が発令されます。なお、平成 18 年度は、光化学スモッグ注意報が 1 度(8 月)、予報が 2 度(8 月)発令されましたが、健康被害の届出はありませんでした。

降下ばいじんは、大気中に浮遊するばいじん、粉じん等の粒子状物質の中でも比較的粒子が大きく、重力や降雨によって地上に降下するものをいいます。愛知県は、簡易測定(デポジットゲージ法)により県下 11 地点において降下ばいじん量の調査を行っています。

本市では、1 か所(市環境センター屋上)で継続した調査を行っており、平成 18 年度の降下ばいじん量は年平均で 1.66 t/km²・月であり、ここ数年概ね横ばいで推移しています。

【大気汚染の原因物質】

- ・二酸化硫黄(SO₂): 硫黄酸化物(SO_x)の一種。ぜんそくなど呼吸器系疾患の原因となるほか、酸性雨の原因となる。硫黄分を含む石炭や石油などの燃焼により発生する。最近では重油の低硫黄化などが進められ、汚染濃度は低下している。
- ・二酸化窒素(NO₂): 窒素酸化物(NO_x)の一種。高濃度で人の呼吸器系に悪影響を及ぼしたり、光化学オキシダントを発生したり、酸性雨の原因となる。燃料中の窒素分や大気中の窒素が燃焼によって酸化されて発生する。主な発生源は、工場のボイラーなどの固定発生源や自動車等の移動発生源である。
- ・一酸化炭素(CO): 酸素の少ない条件で燃料等が燃焼することにより発生し、人の体内で血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の運搬機能を阻害することが知られている。
- ・浮遊粒子状物質(SPM): 大気中に浮遊する粒子状の物質のうち、粒径が0.01mm以下のものをいう。微小な粒子で降下しにくいいため、大気中に長時間滞留し、吸い込むと肺や気管などに沈着し、高濃度の場合は呼吸器に影響を及ぼす。燃焼により生成し、工場等から排出されるばいじんや、破碎、選別、堆積によって発生する粉じん、ディーゼル車等自動車の排出ガスに含まれる黒煙等、直接放出されるもの、硫黄酸化物や窒素酸化物等が大気中で粒子状に変化して生成するものがある。
- ・光化学オキシダント(Ox): 窒素酸化物や炭化水素等が太陽光中の紫外線を受けて光化学反応を起こすことにより二次的に生成する酸化力の強い物質の総称。晴れた日中に多く発生し、夏期を中心に光化学スモッグを引き起こす。高濃度の場合、人の粘膜や呼吸器に影響を及ぼし、植物に影響を及ぼすことも報告されている。

2 有害大気汚染物質モニタリング調査

有害大気汚染物質は、大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露された場合に健康影響が懸念される物質で、平成9年にベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質について環境基準が設定され、平成13年4月にはジクロロメタンの環境基準が追加されました。

また、平成15年9月には、アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、水銀及びその化合物、ニッケル化合物の4物質について「環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値(指針値)」が設定され、平成18年12月にはクロロホルム、1,2-ジクロロエタン、1,3-ブタジエンの3物質が追加されました。

本市では、中核市へ移行した平成10年度からモニタリング調査に取組み、平成18年度に市内5地点(一般環境3、沿道2)で調査した結果は、環境基準が設定されている4物質について、全ての地点で環境基準を達成しました。指針値が設定されているアクリロニトリルをはじめ7物質についても全ての地点で指針値を下回りました。

この他、環境基準等の評価値が設定されていない有害大気汚染物質のうち、優先的に対策に取り組むべきとされる物質のうち8物質について、モニタリング調査を実施しました。これらの物質は、すべて全国の検出濃度範囲内でした。(環境保全課)

表 環境基準が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成18年度 環境基準 達成状況	環境基準
			年度				
			16	17	18		
ベンゼン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.87	1.1	1.2		年平均値 3以下
		中部大気測定局	1.2	1.5	1.4		
		南部大気測定局	1.4	1.7	1.7		
	沿道	福祉センター	1.8	2.1	1.9		
		寿恵野小学校	-	1.5	1.4		
トリクロロ エチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.28	0.39	0.30		年平均値 200以下
		中部大気測定局	0.31	0.46	0.27		
		南部大気測定局	0.52	0.57	0.39		
テトラクロ ロエチレン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.12	0.17	0.18		年平均値 200以下
		中部大気測定局	0.13	0.22	0.10		
		南部大気測定局	0.15	0.24	0.12		
ジクロロ メタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	1.3	1.8	1.7		年平均値 150以下
		中部大気測定局	1.6	2.3	1.9		
		南部大気測定局	1.9	2.6	2.3		

(注1) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム); 100万分の1g

(注2) 達成状況欄は、年平均値が環境基準を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注3) 環境基準は年平均値で評価する。

(注4) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に1/2を乗じて得た値を用いた。

表 指針値が定められている物質の調査結果

調査物質	地域分類	調査地点	年平均値			平成 18 年度 指針値 達成状況	指針値
			年度				
			16	17	18		
アクリロ ニトリル ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.066	0.028	0.032		年平均値 2 以下
		中部大気測定局	0.062	0.034	0.030		
		南部大気測定局	0.088	0.053	0.042		
塩化ビニル モノマー ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	北部大気測定局	0.0050	0.020	0.0044		年平均値 10 以下
		中部大気測定局	0.0048	0.018	0.0074		
		南部大気測定局	0.0052	0.020	0.0055		
水銀及び その化合物 (ng/m^3)	一般環境	北部大気測定局	2.4	1.9	1.7		年平均値 40 以下
		中部大気測定局	2.3	1.9	2.0		
		南部大気測定局	2.3	2.1	1.9		
ニッケル 化合物 (ng/m^3)	一般環境	北部大気測定局	2.0	4.2	3.8		年平均値 25 以下
		中部大気測定局	2.1	5.0	3.9		
		南部大気測定局	3.4	5.8	4.3		
クロロホルム ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.11	0.19	0.13		年平均値 18 以下
		南部大気測定局	0.10	0.19	0.15		
1,2-ジクロ ロエタン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.051	0.063	0.072		年平均値 1.6 以下
		南部大気測定局	0.053	0.065	0.074		
1,3-ブタ ジエン ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	一般環境	中部大気測定局	0.18	0.20	0.18		年平均値 2.5 以下
		南部大気測定局	0.22	0.25	0.23		
	沿道	中部大気測定局	0.31	0.35	0.28		
		南部大気測定局	-	0.20	0.16		

(注5) $1\mu\text{g}$ (マイクログラム); 100 万分の 1g , 1ng (ナノグラム); 10 億分の 1g

(注6) 達成状況欄は、年平均値が指針値を下回った場合は、上回った場合は×とした。

(注7) 指針値は年平均値で評価する。

(注8) 年平均値算出にあたり、検出下限値未満が存在する場合は当該下限値に 1/2 を乗じて得た値を用いた。

3 自動車排出ガス調査

自動車排出ガスによる大気汚染の状況を把握するため、交通量の多い道路の沿線で調査を実施しました。平成 18 年度は、市道 長興寺今線を対象に前山小学校で 3 週間にわたって調査しましたが、環境基準を上回る値は観測されませんでした。近隣一般局の中部大気測定局と比べると、一酸化炭素及び一酸化窒素など自動車排出ガスの影響が大きい項目の測定値が高い状況にありました。(環境保全課)

4 大気環境の保全

地域の大气環境を保全するためには、移動発生源、固定発生源等から排出されるばいじん、硫黄酸化物、窒素酸化物等の大气汚染物質を削減する必要があります。大気の汚染は、従来から対策が進められてきた地域的な汚染問題にとどまらず、酸性雨による影響等広域的な問題になっています。またオゾン層の保護、温暖化防止対策等の地球環境問題への対応も重要な課題となっています。

事業場対策

市は、市内の工場・事業場に設置される一定規模以上のばい煙発生施設等(ボイラー等)を対象に、大気汚染防止法及び県民の生活環境の保全等に関する条例に基づき排出規制を行っています。

平成18年度末現在、市内には、大気汚染防止法に基づくばい煙、粉じん発生施設及び揮発性有機化合物排出施設は1,668施設、県民の生活環境の保全等に関する条例に基づくばい煙及び粉じん等発生施設は2,080施設あります。

平成18年度は、立入調査等を135件実施し、必要に応じ事業者に対して指導を行いました。

また、大気汚染物質排出の実態を把握するため、市内のばい煙発生施設設置事業者を対象に排出量調査を実施しました。(環境保全課)

表 ばい煙・粉じん発生施設数(平成18年度末現在)

大気汚染防止法ばい煙発生施設		大気汚染防止法粉じん発生施設		県民の生活環境の保全等に関する条例該当施設			
ばい煙発生施設	施設数	粉じん発生施設	施設数	特定施設	施設数		
1	ボイラー	811	一般粉じん発生施設		ばい煙発生施設	407	
5	溶解炉	83	2	堆積場	19	粉じん発生施設	1,658
6	金属加熱炉	179	3	ベルトコンベア・パケットコンベア	174	炭化水素系物質発生施設	15
9	焼成炉、溶融炉	4	4	破砕機・塵砕機	19	合計	2,080
10	直火炉	2	5	ふるい	6		
11	乾燥炉	98	合計		218		
13	廃棄物焼却炉	18	揮発性有機化合物排出施設		施設数		
24	鉛溶解炉	2	2	塗装施設	56		
29	ガスタービン	71	3	乾燥施設	1		
30	ディーゼル機関	92	8	洗浄施設	16		
31	ガス機関	17	合計		73		
合計		1,377					

表 大気汚染防止のための調査実績

立入調査の種類	件数	調査概要
総数	135	
法令に基づく調査	135	法又は県条例対象施設設置工場・事業場への立入調査
うち 大気汚染防止月間の調査	(26)	燃料の使用量が増加し大気汚染が進む12月の大気汚染防止月間に、重点的に立入調査

第4節 水質汚濁の防止・河川等の水質浄化

1 河川水質調査

(1) 河川水質調査結果の概要

水質汚濁防止法に基づき、市内の公共用水域における水質汚濁の状況について、水質調査を実施し、河川の水質状況の把握に努めています。

平成18年度に市内主要30河川1池のうち40地点で調査したところ、カドミウム、鉛等の「人の健康の保護に関する環境基準(健康項目)」は、すべての河川において環境基準に適合しました。また、「生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)」が類型指定されている矢作川等の8河川について、代表的な指標であるBOD(生物化学的酸素要求量)は、逢妻女川(駒新橋)で環境基準に適合しませんでした。その他の7河川は、環境基準に適合しました。基準を超過した逢妻女川の経年変化を見ると、環境基準値(8mg/L)付近を変動し適合・不適合を繰り返しています。(環境保全課)

表 河川水質の環境基準の適合状況

河川名	地点名	類型	摘要	pH	BOD [mg/ℓ]	SS [mg/ℓ]	DO [mg/ℓ]	大腸菌群数 [MPN/100mℓ]
矢作川	富国橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (100%)	1.0 ○	3 (100%)	10 (92%)	440 (100%)
	豊田大橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.4 (83%)	1.2 ○	2 (100%)	11 (100%)	—
	有平橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.0 (83%)	1.0 ○	3 (100%)	10 (100%)	—
犬伏川	犬伏橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.2 (100%)	0.9 ○	2 (100%)	10 (92%)	3,200 (33%)
巴川	滝穂橋	A	上段：年平均 下段：適合率	6.9 (83%)	0.8 ○	2 (100%)	10 (100%)	—
	足助近岡	A	上段：年平均 下段：適合率	7.3 (83%)	0.8 ○	3 (100%)	10 (100%)	—
	下山境	A	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (83%)	0.8 ○	2 (100%)	10 (100%)	—
	香恋の里	A	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (83%)	1.2 ○	2 (100%)	10 (100%)	—
逢妻女川	御乗替橋	D	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (100%)	6.4 ○	13 (100%)	8.8 (100%)	—
	駒新橋	D	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (100%)	8.3 ×	9 (100%)	9.1 (100%)	—
逢妻男川	宮前橋	D	上段：年平均 下段：適合率	6.8 (100%)	3.7 ○	5 (100%)	8.8 (100%)	—
	雲目橋	D	上段：年平均 下段：適合率	7.1 (100%)	6.5 ○	10 (100%)	8.7 (100%)	—
猿渡川	千石橋	D	上段：年平均 下段：適合率	7.5 (100%)	4.0 ○	6 (100%)	11 (100%)	—
介木川	小渡新橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.2 (100%)	0.8 ○	3 (100%)	10 (92%)	8,300 (0%)
	万町浄水場	A	上段：年平均 下段：適合率	7.2 (100%)	0.6 ○	2 (100%)	10 (92%)	2,300 (33%)
木瀬川	堀越橋	A	上段：年平均 下段：適合率	7.2 (100%)	0.8 ○	2 (100%)	10 (92%)	2,000 (33%)

河川名	地点名	類型	摘要	pH	BOD [mg/l]	SS [mg/l]	DO [mg/l]	大腸菌群数 [MPN/100ml]
【参考】 生活環境の保全に 関する環境基準 (河川、抜粋)	A			6.5 以上 8.5 以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/100ml 以下
	D			6.0 以上 8.5 以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—

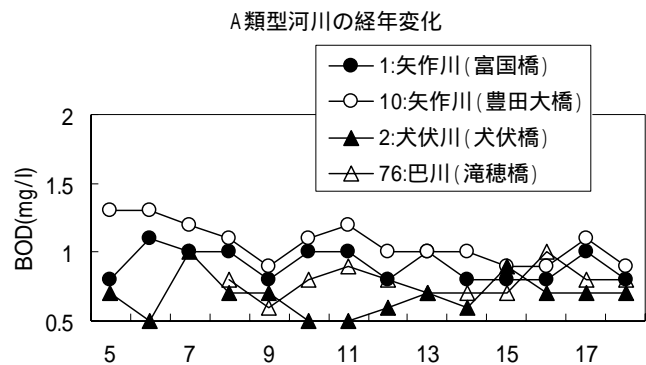
- ・ BODに関して、上段 測定結果の75%水質値
下段 環境基準への評価結果
- ・ 適合率[%] = (総検体数 - 環境基準を超えた検体数) / 総検体数 × 100

【環境基準等について】

- ・ 「人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）」は、有害物質に係る基準で、人の健康の観点から維持されることが望ましいとしてカドミウムや鉛等26項目について定められ、すべての河川等に適用される。
 - ・ 「生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）」は、水道、水産、工業、農業用水利用などの利用目的に応じた水域類型が設けられ、各々の水域ごとに基準が定められている。水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）、大腸菌群数の5項目である。本市では、矢作川、犬伏川、巴川、逢妻女川、逢妻男川、猿渡川、介木川、木瀬川の8河川に適用されている。
 - ・ BOD（生物化学的酸素要求量）：好氣的微生物が有機物を分解する時に消費する酸素量のこと、水中の酸素量の変化を測定することにより有機物の量を把握するもの。BODの値が高くなるほど、汚濁していることになる。
- BODの環境基準評価は、全データのうち小さい方から75%にあたるデータ値（75%水質値）で行う。

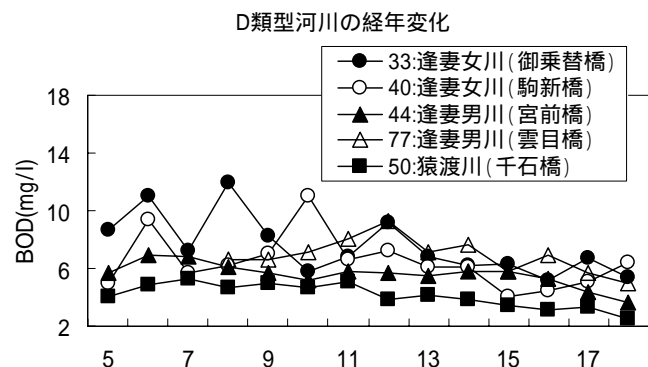
（2）A類型に指定される河川

豊田市内でA類型に指定される河川は矢作川、犬伏川、巴川、介木川及び木瀬川の5河川であり、BODの年平均値は1mg/l付近を推移しています。（環境保全課）



（3）D類型に指定される河川

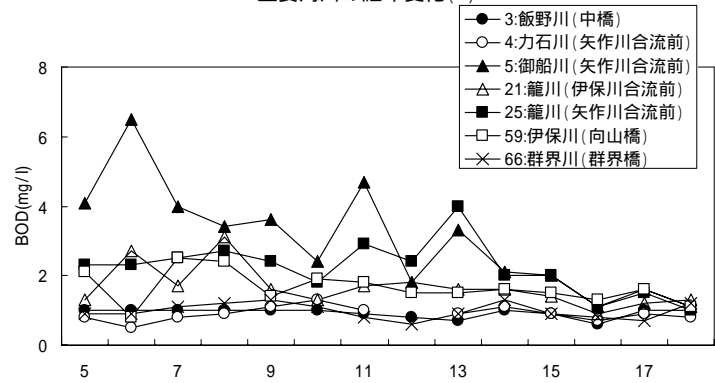
D類型に指定される河川は逢妻女川、逢妻男川及び猿渡川の3河川です。BOD年平均値の経年変化については、変動はあるものの、概ね横ばいで推移しています。（環境保全課）



(4) 市内の主要な河川

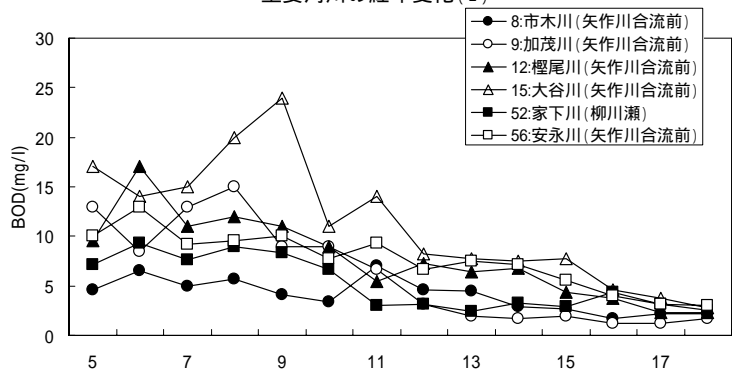
豊田市中心部を流れる河川については、BOD値は概ね横ばいで推移しています。

主要河川の経年変化(1)



豊田市南部を流れる河川については、BOD値は横ばい、もしくはやや減少傾向のみられる地点もあります。

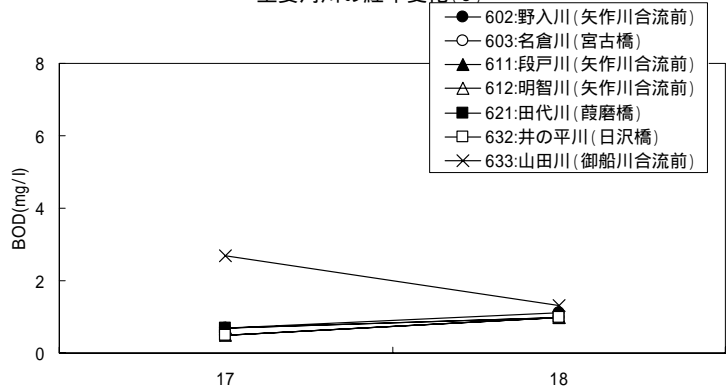
主要河川の経年変化(2)



豊田市北部を流れる河川は、平成17年度の合併により調査を開始しました。

BOD値は、前年度と比べ大きな変化はありませんでした。
(環境保全課)

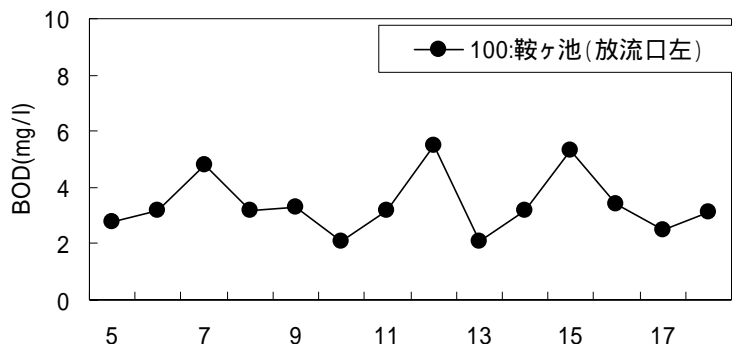
主要河川の経年変化(3)



(5) 鞍ヶ池調査

BOD年平均値の経年変化については、変動はあるものの概ね横ばいで推移しています。(環境保全課)

鞍ヶ池調査の経年変化



2 工場・事業場対策

(1) 特定事業場（水質汚濁防止法）

公共用水域の水質保全を目的として、水質汚濁防止法により、工場・事業場の排水規制が行われています。平成18年度末現在、市内には水質汚濁防止法に基づく特定事業場が1,005事業場あります。

(環境保全課)

【特定事業場数】平成18年度末現在	
○水質汚濁防止法で定める特定事業場	…… 1,005 事業場
	{ 矢作川水域… 694 事業場 }
	{ 境川等水域… 311 事業場 }
└ うち規制対象事業場（排水基準適用）	… 307 事業場
○公害防止協定締結事業場	… 62 事業場（覚書締結事業場4事業場を含む）

表 水質汚濁防止法特定事業場数（平成18年度末現在）

特定施設		事業場数 (内規制対象)	特定施設		事業場数 (内規制対象)
1-2	畜産農業又はサービス業	50(2)	65	酸又はアルカリによる表面処理施設	53(34)
2	畜産食料品製造業	4(2)	66	電気メッキ施設	13(13)
3	水産食料品製造業	1(1)	66-2	旅館業	120(20)
4	保存食料品製造業	8(1)	66-3	共同調理場	6(4)
5	みそ、しょう油等製造業	5(3)	66-4	弁当仕出屋又は弁当製造業	7(2)
8	パン若しくは菓子の製造業	4(0)	66-5	飲食店	38(17)
10	飲料製造業	5(1)	67	洗たく業	65(6)
16	めん類製造業	3(1)	68	写真現像業	48(2)
17	豆腐又は煮豆の製造業	17(1)	68-2	病院（病床数が300以上）	2(0)
23-2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	6(1)	69	と畜業又はへい獣取扱業	1(1)
27	無機化学工業製品製造業	3(1)	70-2	自動車分解整備施設	6(0)
38	石けん製造業	1(0)	71	自動式車両洗浄施設	173(5)
46	有機化学工業製品製造業	1(1)	71-2	科学技術に関する試験・研究機関	10(7)
54	セメント製品製造業	7(6)	71-3	一般廃棄物処理施設、焼却施設	2(0)
55	生コンクリート製造業	19(18)	71-4	産業廃棄物処理施設	6(4)
58	窯業原料の精製業	33(33)	71-5	TCE・PCEによる洗浄施設	3(3)
59	砕石業	2(2)	71-6	TCE・PCEによる蒸留施設	1(1)
60	砂利採取業	9(9)	72	し尿処理施設	56(52)
62	非鉄金属製造業	1(1)	73	下水道終末処理施設	2(2)
63	金属製品製造業又は機械器具製造業	20(12)	74	特定処理施設から排出される水の処理施設	3(2)
64-2	水道施設、工業用水道施設	4(0)	—	指定地域特定施設	187(36)
			合計		1,005(307)

*特定施設：汚水又は廃液を排出する施設で政令で定めたもの

*特定事業場：特定施設を設置している工場・事業場

(2) 事業場等発生源対策

法令に基づく規制・指導

河川や湖沼、海の水質汚濁防止を図っていくため、汚水を排出する恐れのある工場・事業場、浄化槽等の水質について報告を求めたり、自治体職員が立入検査を行うことについて、水質汚濁防止法で定められています。

市では、特定事業場等に対し、市職員による立入検査や排水検査、適正管理指導を行っています。平成18年度は、延べ163事業場の立入検査を実施し、93事業場について排出水の水質検査を行いました。検査の結果、延べ11事業場において排水基準違反があり、原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。基準違反の汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行い、水質汚濁の防止と法の主旨の徹底に努めました。(環境保全課)

【排水基準不適合項目】

水素イオン濃度 (pH)	…	4件 (行政指導)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	…	4件 (行政指導)
浮遊物質量 (SS)	…	2件 (行政指導)
化学的酸素要求量 (COD)	…	1件 (行政指導)
窒素含有量	…	1件 (行政指導)
燐含有量	…	4件 (行政指導)
有害物質	…	1件 (行政指導)

※ 重複している項目があります。

(3) 公害防止協定及び覚書に基づく指導

水質に係る公害防止協定締結事業場62事業場(覚書締結事業場4事業場を含む)のうち、32事業場(延べ36事業所)の立入検査を実施しました。その結果、排水基準値を超過した事業場が1事業場ありました。原因は排水処理施設の維持管理上の問題でした。汚水の排出、排水処理施設の不適正管理等があった事業場に対しては、文書等による改善指導等を行いました。

また、農薬使用に関する協定を締結している市内19ゴルフ場の排水等において、春と秋に28農薬延べ97検体のゴルフ場農薬調査を実施しました。その結果、全てのゴルフ場で、国が定めた暫定指導指針値及びゴルフ場と市との間で定めた指針値より厳しい値である協定値を超えることはありませんでした。(環境保全課)

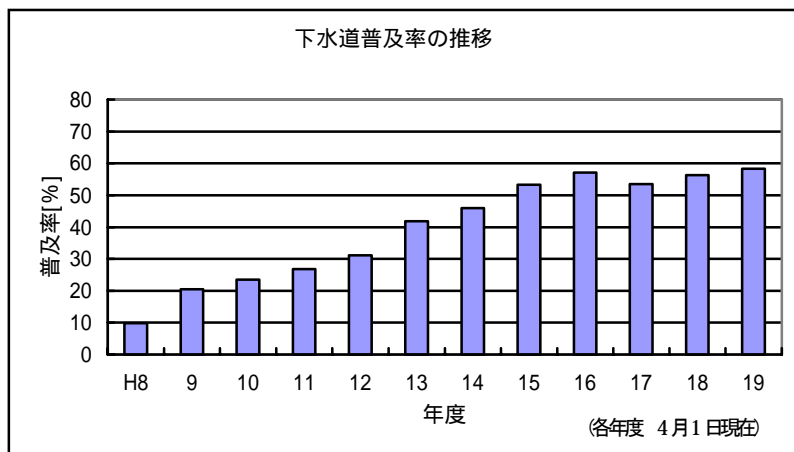
3 生活排水対策

水質調査結果や統計情報を基に、BOD値を指標として市域の汚濁負荷量を推計（水質汚濁情報システム）した結果によると、市内で排出される水の汚濁負荷の最大の発生源は、家庭系の生活排水で、約半分を占めています。生活排水の中では、し尿よりも、台所や風呂場から出る生活雑排水が大きな原因です。

水の汚濁を防ぐため、生活排水対策推進計画や下水道整備計画に基づき、地区ごとの特性を考慮して処理手法を選択し、生活排水対策や下水道整備を進めています。

(1) 下水道整備

矢作川・境川流域下水道の上流部に位置する豊田市は、流域関連公共下水道の整備区域の拡大が遅れており、市民の強い要望を受け、下水道整備に重点を置いています。公共下水道の供用開始は、昭和63年4月、緊急処理対策事業として整備した中心市街地の単独公共下水道が最初で、その後、平成6年1月からの境川処理区に続き、平成9年3月より矢作川処理区の両流域下水道が供用開始しており、順次供用開始区域の拡大に努めています。平成18年度には、計157haの面整備（西中山、浄水、本新、本地、深田北、曙、小川北、高崎北、竹元北、竹町）及び延長5,633mの主要幹線の整備を行いました。（下水道建設課）



公共下水道の普及率

全国平均= 70.5%
(平成19年度)

愛知県平均= 65.7%
(平成19年度)

豊田市平均= 58.3%
(平成19年度)

表 豊田市下水道（平成19年4月1日現在）

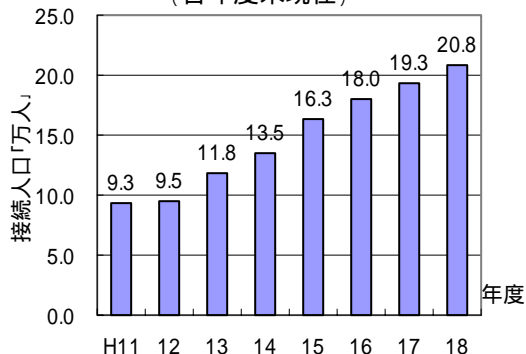
種別		対象地区・処理場	各処理施設の人口割合	公共下水道普及率	汚水処理人口普及率	
公共下水道	単独公共下水道	豊田終末処理場	8.0%	58.3%	75.3%	
	流域関連公共下水道	矢作川処理区	矢作川浄化センター			35.5%
		境川処理区	境川浄化センター			14.5%
	特定環境保全公共下水道	鞍ヶ池浄化センター	0.3%			
その他の汚水処理施設	農業集落排水処理施設	伊保ほか6地区	2.8%			
	コミュニティ・プラント	2地区	0.8%			
	合併処理浄化槽		13.4%			

下水道普及率[%] = (下水道処理区域内人口) ÷ (総人口) × 100

(2) 下水道への接続促進

公共下水道が整備され供用開始の告示があると、くみ取り便所の場合は3年以内に、浄化槽の場合は速やかに下水道に接続する義務が生じます。下水道への接続促進のため、次のような様々な啓発を行っています。また、市職員及び相談員の戸別訪問による接続促進をきめこまかく実施し、右図のとおり着実な成果を上げています。本市の多岐にわたる「下水道PR活動」が評価され、平成10年9月、下水道普及啓発部門において建設大臣賞を受賞しました。

図 公共下水道接続人口の推移
(各年度末現在)



【豊田市『下水道PR活動』の内容】

- 下水道標語の募集、最優秀作品「下水道のびゆく街のパートナー」をPRグッズに活用
- 下水道イメージキャラクター「ミカホちゃん」を名刺や帽子、Tシャツなどへ使用
- 下水道イメージソング「ふるさとの流れに…」を様々な催しで活用
- 下水道の日（毎年9月10日）での駅前街頭PR
- 下水道フェアを下水道整備中又は完了地区において開催
- CATV、全戸配布の市広報誌への情報提供
- 社会科授業用補助教材を通じ、各家庭へ下水道PR
- 小学生対象に下水道PRポスターの募集、優秀作品は巡回掲示後、下水道工事現場へ看板化掲示
- 豊田終末処理場で小学生や一般向けの施設見学会実施
- 夏休み親子下水道エコツアー（流域下水道処理場と碧南市海浜水族館で施設見学と学習）
- 汚泥肥料の配布（豊田市汚水処理施設管理公社：五ヶ丘）
- 「供用開始のおしらせ」と一緒に、チラシやパンフレット等の送付



ミカホちゃん

(3) 下水道の適正管理

公共下水道のうち流域関連公共下水道の管理は県が、その他については市が行っており、運転を委託管理しています。地域下水道として位置づけている農業集落排水処理施設やコミュニティプラント及び市へ管理移管された501人槽以上の共同し尿浄化槽については、その運転管理を（財）豊田市汚水処理施設管理公社に委託し、適正管理に努めています。平成19年3月末現在の対象施設数は14施設です。（下水道管理課）

表 下水道処理施設の管理状況

下水道処理施設	処理水量	汚泥量	汚泥の処分
豊田終末処理場	354万 m ³	脱水ケーキ 2,497 t	全量有効利用（肥料、セメント）
鞍ヶ池浄化センター	13万 m ³	濃縮汚泥 1,177 t	濃縮汚泥を逢妻衛生処理組合へ
市管理地域下水道 計14施設 (農業集落排水処理施設 6 コミュニティプラント 2 共同し尿浄化槽 6)	181万 m ³	濃縮汚泥 12,410 t	バキューム車で逢妻衛生処理組合へ搬入

(4) 合併処理浄化槽の普及促進

公共下水道等の整備計画のない区域及び整備時期未定区域における生活排水対策として、昭和63年度から補助制度を設け、合併処理浄化槽の普及促進を図っています。

特に、下水道整備計画のない区域では、平成13年度から窒素除去能力のある「高度処理型合併処理浄化槽」の設置を促進するように補助制度を見直し、積極的に事業を推進しています。

(下水道管理課)

表 合併処理浄化槽設置費補助事業の推移 (単位：基数)

年度	～13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	合計
補助基数	3,524	501	566	583	756	625	6,555

(5) 浄化槽の管理

浄化槽法等関係法令に基づく届出を受理するとともに、浄化槽の適正な維持管理を推進するため、浄化槽管理者（使用者）に対し、浄化槽の保守点検、清掃及び法定検査を実施するように、指導、啓発を行っています。(下水道管理課)

第5節 地下水汚染、地盤沈下の防止

1 地下水

(1) 平成18年度地下水質測定計画に基づく調査

平成元年度から、水質汚濁防止法に基づき愛知県が策定した「地下水質測定計画」に沿って調査を実施しています。平成18年度は、市内を5kmメッシュに区切ったうち15地点(井戸)で、概況調査を行いました。

地点番号	メッシュ	調査地点
①	D31D	畝部東町
②	D41B	加茂川町
③	D41D	大林町
④	D42B	蘭町
⑤	D42D	坂上町
⑥	D51B	山中町
⑦	D52A	菅生町
⑧	D52B	安実京町
⑨	D53	五反田町
⑩	D61B	北一色町
⑪	D62A	小渡町
⑫	D62C	下川口町
⑬	D63	黒田町
⑭	D64	稲武町
◎	D40B	前林町

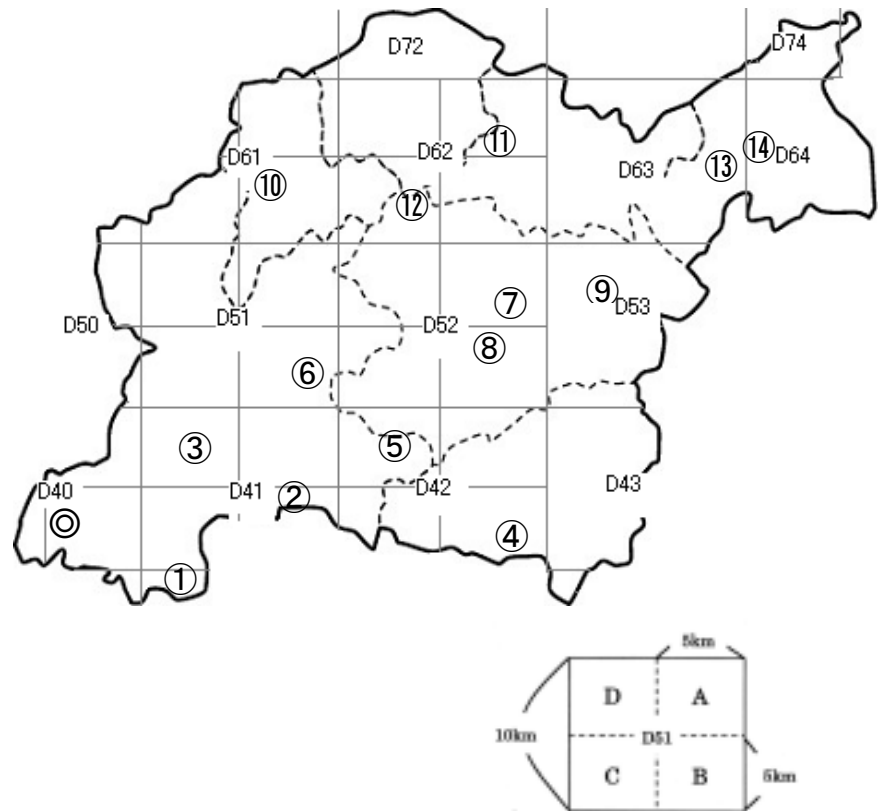


図 平成18年度概況調査地点 (○：メッシュ調査、◎：定点調査)

15井戸でカドミウム、トリクロロエチレン等の環境基準が設定されている25項目について水質調査を実施したところ、全ての井戸において環境基準を達成しました(概況調査)。

また、過去の概況調査において環境基準を超過した項目がみられた地域の汚染状況を監視するため、15井戸の水質調査を行いました。引き続き9井戸で環境基準を超過していました(定期モニタリング調査)。(環境保全課)

表 地下水質測定計画調査の概要

調査区分		目的	調査 井戸数		環境基準 超過井戸数	
平成 18 年 度地下水 質測定計 画に基づ く調査	概況 調査	メッシュ 調査	市内を 5km メッシュに区切り、市内の全体的な地下水質の概況を把握するための調査	14	15	0
		定点調査	同一地点における地下水質の経年的変化を把握するための調査	1		0
	汚染井戸周辺地区調査		概況調査において、汚染が発見された場合に行う周辺調査	—		—
	定期モニタリング調査		汚染井戸周辺地区調査により確認された汚染の継続的監視のために行う調査	15		9

表 定期モニタリング調査結果 単位 : mg/l

調査地点	物質名	環境基準	濃度	
猿投町	硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10 以下	16	
寺部町			7.8	
舞木町			9.2	
九久平町 1			8.3	
九久平町 2			9.2	
田平沢町			4.5	
御船町			6.5	
木瀬町	鉛	0.01 以下	0.011	
高岡町	総水銀	0.0005 以下	0.0006	
蕪木町	砒素	0.01 以下	0.011	
野見山町	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.61	0.33
	1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	0.23	0.11
	テトラクロロエチレン	0.01 以下	0.043	0.053
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	0.030	0.023
陣中町	トリクロロエチレン	0.03 以下	0.064	
東梅坪町			0.13	
梅坪町			0.058	

(2) 地下水質監視調査

平成 10 年度以降に、複数の企業から市に事業所内の土壌・地下水状況に関する報告がありました。平成 15 年 10 月に「県民の生活環境の保全等に関する条例」が施行され、土壌・地下水汚染の報告が義務付けられ、平成 18 年度には 4 社から敷地内における土壌汚染の状況や、土壌対策措置の内容が報告されました。市は、報告を受け直ちに周辺の地下水調査を実施したところ、周辺地域

で飲用井戸や新たな汚染井戸は確認されませんでした。

また、市は過去に報告のあった企業から定期的に状況報告を受けるとともに、立入調査等を実施して、報告内容等の確認を行いました。加えて、報告のあった事業所周辺の井戸で水質監視調査を実施しており、平成 18 年度に、7 地区 29 井戸で調査した結果、3 地区 8 井戸で環境基準を超過しました。

市は、今後も継続的に環境基準を超過した井戸の監視及び自主報告のあった事業所への立入りを行っていきます。(環境保全課)

表 監視調査概要

調査地区数	7 地区 29 井戸
環境基準の超過地区数	3 地区 8 井戸

調査項目 (環境基準値)	調査結果	環境基準超過 地区数	環境基準超過 地区名	超過 井戸数
トリクロエチレン (0.03mg/ℓ 以下)	<0.002 ~ 0.36 mg/ℓ	3 地区 6 井戸	元町・トヨタ町等地区	3 井戸
			上郷町地区	1 井戸
			吉原町地区	2 井戸
テトラクロエチレン (0.01mg/ℓ 以下)	<0.0005 ~ 0.014mg/ℓ	1 地区 1 井戸	元町・トヨタ町等地区	1 井戸
1,1-ジクロロエチレン (0.02mg/ℓ 以下)	<0.002 ~ 0.029 mg/ℓ	1 地区 1 井戸	元町・トヨタ町等地区	1 井戸

※環境基準の超過地区数及び井戸数は、重複地点あり

2 地盤沈下

地盤沈下は、主に地下水の汲上げによる広域的な地下水位の低下が原因で発生します。本市では、これまで地盤沈下による被害は報告されていません。

本市は、「県民の生活環境の保全等に関する条例」による揚水規制区域には指定されていませんが、水量測定器の設置義務区域になっています。そのため、揚水機の吐出口の断面積が 19cm² を超える設備を設置する場合は、水量測定器を設置し、地下水の揚水量の測定と報告をすることになります。(環境保全課)

第 6 節 騒音・振動、悪臭などの防止

1 騒音・振動

(1) 交通環境調査

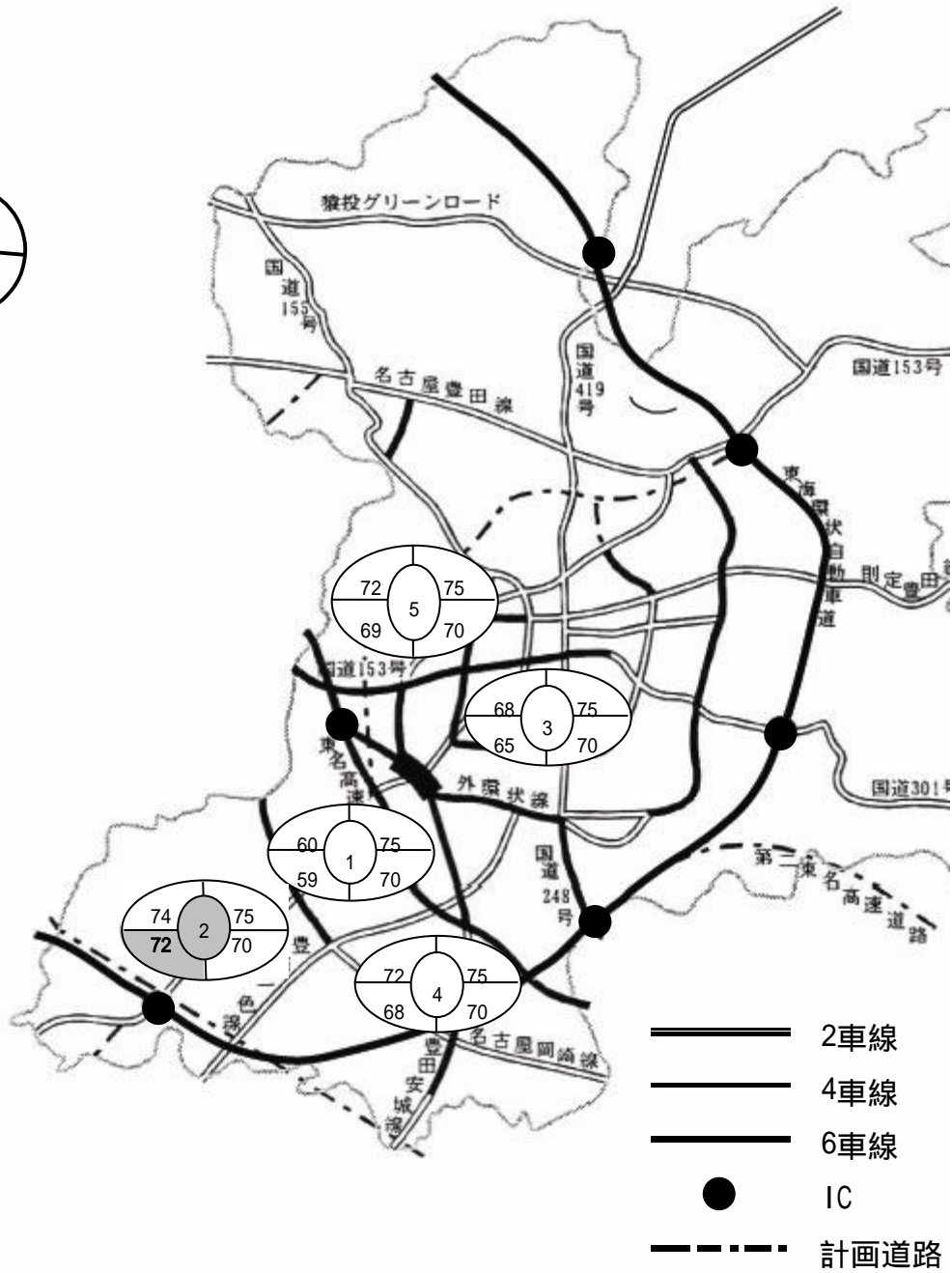
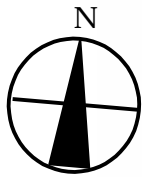
自動車騒音・道路交通振動調査

交通量の多い幹線道路周辺の環境を把握するため、また、自動車騒音と道路交通振動の要請限度の適合状況を把握するため、毎年調査を実施しています。

平成 12 年度に自動車騒音調査に関する自動車騒音に係る要請限度、測定方法、区域区分及び時間区分等が改正されました。

平成 18 年度の自動車騒音調査では、5 地点において調査した結果、夜間に要請限度を超過した地点が 1 地点あり、昼間・夜間とも要請限度に適合した割合は 80% でした。一般国道、県道、市道では、昼間の騒音レベルが高く、夜間は昼間より 2 ~ 4 dB 低い値になる傾向が見られます。

平成 18 年度道路交通振動調査では、調査した 3 地点とも道路交通振動の要請限度に適合していました。この結果は昨年と変化はなく、市内ほぼ全域で要請限度を超過する地点はないものと考えられます。(環境保全課)



要請限度：道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められる時に、市町村長が県公安委員会に道路交通法の規定による措置をとるよう要請し、又は道路管理者・関係行政機関の長に当該道路部分の改善等に関し意見を述べるのできる限度をいう。

騒音及び振動に関して、区域の区分ごとに、昼間、夜間それぞれの時間帯における要請限度値が定められている。

表 自動車騒音調査結果 - 要請限度適合状況 -

測定地点			区域の区分	適合状況	騒音レベル [dB]		
					昼間	夜間	
1	東名高速道路	聖心町4丁目	c区分 (幹線道路)		測定値	60	59
					要請限度値	75	70
2	一般国道155号 (1)	高岡本町中部	b区分 (幹線道路)		測定値	74	72
					要請限度値	75	70
3	一般国道248号 (2)	下市場町5丁目	c区分 (幹線道路)		測定値	68	65
					要請限度値	75	70
4	主要地方道 豊田安城線(2)	永覚新町5丁目	b区分 (幹線道路)		測定値	72	68
					要請限度値	75	70
5	一般県道 豊田東郷線	宮上町7丁目	b区分 (幹線道路)		測定値	72	69
					要請限度値	75	70

適合状況： ..適合 ..いずれかの時間帯で不適合 網かけ.. 要請限度値を超過したもの

表 道路交通振動調査結果 - 要請限度適合状況 -

測定地点			区域の区分	適合状況	振動レベル [dB]		
					昼	夜	
1	東名高速道路	聖心町4丁目	第2種		測定値	40	40
					要請限度値	70	65
3	一般国道248号(2)	下市場町5丁目	第2種		測定値	38	36
					要請限度値	70	65
4	主要地方道 豊田安城線(2)	永覚新町5丁目	第1種		測定値	44	39
					要請限度値	65	60

適合状況： ..適合 ..いずれかの時間帯で不適合 網かけ.. 要請限度値を超過したもの

環境騒音調査

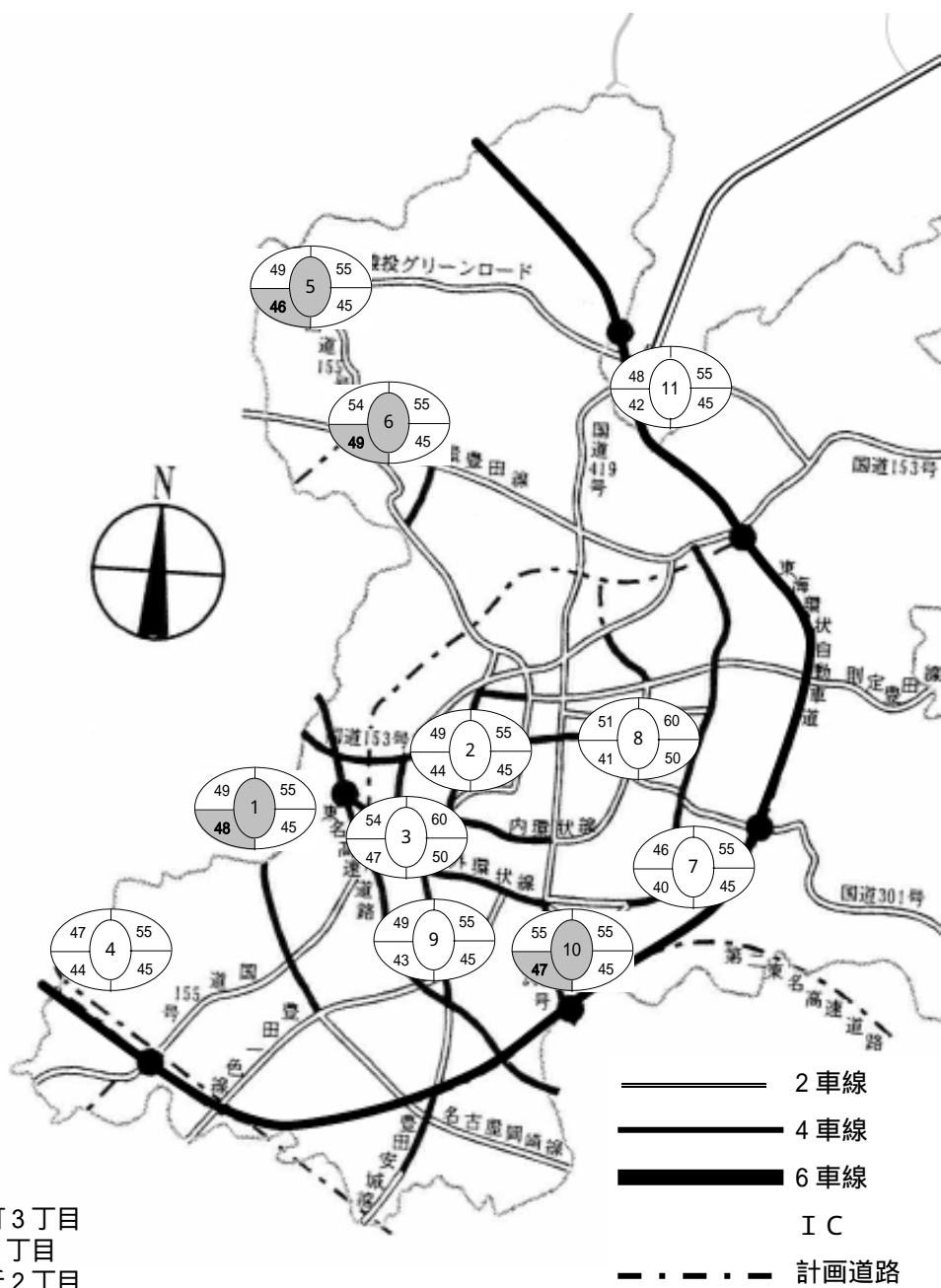
環境基本法により、騒音については、一般地域と道路に面する地域に環境基準が定められています。平成 18 年度は、一般地域にあたる 11 地点の調査をした結果、昼間・夜間とも環境基準に適合した割合は、63.6%でした。また、道路に面する地域にあたる 5 区間の調査をして、面的評価を行いました。その結果、昼間・夜間とも環境基準を達成した割合は 82.7%でした。(環境保全課)

表 環境騒音調査結果 環境基準との適合状況

単位: dB

一般地域 (11 地点)				
類型	項目	昼間	夜間	昼間・夜間
A	時間帯平均値 / 環境基準値	48 / 55	44 / 45	
	適合率 (適合地点数 / 測定地点数)	100% (6/6)	66.6% (4/6)	66.6% (4/6)
B	時間帯平均値 / 環境基準値	53 / 55	47 / 45	
	適合率 (適合地点数 / 測定地点数)	100% (3/3)	33.3% (1/3)	33.3% (1/3)
C	時間帯平均値 / 環境基準値	53 / 60	44 / 50	
	適合率 (適合地点数 / 測定地点数)	100% (2/2)	100% (2/2)	100% (2/2)
合 計		100.0% (11/11)	63.6% (7/11)	63.6% (7/11)
道路に面する地域 (5 区間)				
評価区間内全戸数		1,776 戸		
環境基準達成戸数		1,609 戸	1,469 戸	1,469 戸
環境基準達成率		90.6%	82.7%	82.7%
<p>【環境騒音調査概要】</p> <p>市域を 1km メッシュに分割し、その中から地域を代表する地点を選定し、環境騒音調査を実施 調査地点数...環境基準に係る地点 16 地点 (一般の地域 11 地点、道路に面する地域 5 区間) 調査実施時間帯...昼間 6:00~22:00、夜間 22:00~6:00</p> <p>道路に面する地域の面的評価。</p> <p>道路に面する地域について、一定地域内の全ての住居等のうち騒音レベルが基準値を超過する戸数及びその割合により評価するもの。</p>				

表 騒音に係る環境基準 (p70) を参照



- 豊田市田中町3丁目
- 豊田市錦町1丁目
- 豊田市緑ヶ丘2丁目
- 豊田市西岡町保ヶ山
- 豊田市八草町割田
- 豊田市保見町北山
- 豊田市五ヶ丘3丁目
- 豊田市神池町2丁目
- 豊田市永覚新町3丁目
- 豊田市鶯鴨町畔畑
- 豊田市西中山町後田

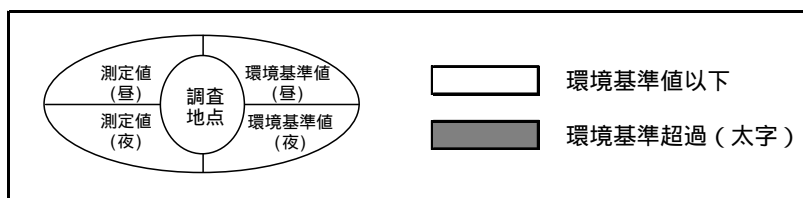


図 環境騒音調査結果(一般地域)

< 参考 >

表 騒音に係る環境基準

(単位 : dB)

類型	該 当 地 域	基 準 値				
		一 般 地 域		道 路 に 面 す る 地 域		
		昼間	夜間	地 域 区 分	昼間	夜間
A	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55 以下	45 以下	2車線以上の車線を 有する道路に面す る地域	60 以下	55 以下
	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 都市計画区域で用途地域の定め られていない地域			2車線以上の車線を 有する道路に面す る地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60 以下	50 以下	車線を有する道路 に面する地域		

幹線交通を担う道路に 近接する空間における特例 (全地域共通)	70 以下	65 以下	(備考) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれているときは、屋内へ透過する騒音に係る基準 (昼間にあっては 45dB 以下、夜間にあっては 40 dB 以下) によることができる。
---	----------	----------	--

幹線交通を担う道路：(1)道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道 (市町村道にあっては4車線以上の車線を有する区間に限る。)

(2)上記に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

時間区分：昼間...6：00～22：00 夜間...22：00～6：00

(2) 騒音・振動対策

事業所対策

事業者が金属加工機械等の特定施設を設置する場合、施設の規模、能力等の届出を行うことや規制値を遵守することが、騒音規制法、振動規制法及び県民の生活環境の保全等に関する条例により義務づけられています。

市は、公害の発生防止や改善のため、必要な事業所への立入調査、測定及び指導等を行っています。(環境保全課)

表 騒音・振動関係届出状況（事業所数と施設数）（平成 18 年度末現在）

騒音規制法 特定施設			振動規制法 特定施設			
	騒音規制法 特定施設	県 条 例 騒音発生施設		振動規制法 特定施設	県 条 例 振動発生施設	
事業所数	861	711	事業所数	655	794	
施設数	6,852	13,510	施設数	6,218	15,173	
施 設 名	1 金 属 加 工 機 械	2,975	3,685	1 金 属 加 工 機 械	3,389	3,701
	2 (法)圧縮機及び送風機 (条例)冷却機	2,351	3,185	2 圧 縮 機 及 び 冷 凍 機	1,407	3,783
	3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	223	127	3 土石又は鉱物用の破碎機、磨砕機、ふるい及び分級機	212	159
	4 織 機	11	1	4 織 機	3	1
	5 建設用資材製造機械	89	10	5 コンクリートブロックマシーン	10	0
	6 穀物用製粉機	2	20	6 木 材 加 工 機 械	3	0
	7 木 材 加 工 機 械	121	28	7 印 刷 機 械	121	3
	8 抄 紙 機	2	0	8 ゴム練用又は合成樹脂用のロール機	1	0
	9 印 刷 機 械	171	13	9 合成樹脂用射出成形機	1,046	483
	10 合成樹脂用射出成形機	895	607	10 鑄 造 造 形 機	26	16
	11 鑄 造 造 形 機	12	66	11 穀物用製粉機		1
	12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		144	12 ディーゼルエンジン及びガソリンエンジン		199
	13 送風機及び排風機		5,067	13 送風機及び排風機		6,827
	14 走 行 ク レ ー ン		473			
	15 洗 び ん 機		2			
	16 真 空 ポ ン プ		82			

特定建設作業

道路工事等の土木作業や建物等の建設作業は、一定の期間中に行われる一過性のものですが、大きな騒音や振動を発生する恐れのある機械類が使用されるため、周辺住民の生活環境に少なからず影響を与える懸念があります。くい打ち等の特定建設作業を行う場合には、騒音規制法、振動規制法、及び県民の生活環境の保全等に関する条例によって、施工者は特定建設作業実施の届出及び規制基準の遵守が義務づけられています。

市では、届出の受理を行うとともに、低騒音型機械の使用や騒音、振動の少ない工法の活用等について指導を行っています。

平成 18 年度の特定建設作業実施に係る届出の内訳は、騒音については騒音規制法 1,696 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 3,395 件、振動については振動規制法 487 件、県民の生活環境の保全等に関する条例 144 件でした。（環境保全課）

2 悪臭対策

感覚公害にあたる悪臭は、特に個人差により悪臭としてのとらえ方に差が生じやすく、かつ、悪臭の発生源は多種多様で防止対策も難しいことから、悪臭公害の解決は容易ではありません。

悪臭防止法によって、事業場にはアンモニア、硫化水素等 22 物質の特定悪臭物質の排出規制が適用されます。また、県民の生活環境の保全等に関する条例により、一定規模以上の畜産業等の悪臭関係工場の事業者は、事業内容等の届出が義務づけられています。市内には、悪臭関係工場が 80 事業場あります。

平成 18 年度は、延べ 35 事業場について立入調査を行い、悪臭対策の周知徹底や指導等を行いました。(環境保全課)

表 悪臭関係工場等届出状況

業 種	悪臭関係工場数 (平成 19 年 3 月)	
畜 産 業	養 豚	4
	養 鶏	19
	酪 農	44
飼料、肥料製造業	2	
ゴム製品製造業	2	
鋳物製造業	3	
し尿処理場	1	
ごみ処理場	3	
終末処理場	2	
合 計	80	

第7節 近隣公害対策

1 公害に関する苦情

市民から寄せられる公害に関する苦情相談は、生活に密着したものが多く、原因や被害状況も多種にわたっています。

平成18年度の苦情相談件数は380件でした。

苦情の種類としては、野外焼却等に起因する大気汚染154件（41%）、騒音76件（20%）及び悪臭69件（18%）に関する苦情が、全体の8割弱を占めました。（環境保全課）

表 公害に関する苦情受付件数

種類	H14年度	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	主な原因
大気	145	162	131	183	154	野焼きや焼却炉のばい煙 廃材・プラスチック等の屋外焼却
水質	17	33	22	33	23	油類の流出、排水、建設工事に伴う汚濁水の流出
騒音	68	60	80	92	76	工場の作業音、建設の作業音、飲食店のカラオケ
振動	13	8	9	5	10	建設作業、通過車輛
悪臭	58	63	64	106	69	畜産、工場、排水、野外焼却
その他	79	15	31	78	79	廃棄物、電波障害、害虫の発生
合計	332	302	294	440	380	

苦情受付件数は、苦情の種類が重複しているものがあり、合計件数と一致しないことがあります。

2 ごみ散乱防止対策

空き缶等ごみの散乱を防止し快適な生活環境を確保するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を定め、市民への啓発に努めています。（清掃業務課）

【空き缶等ごみ散乱防止対策】

啓発活動
犬のフン防止看板の配布
ポケット灰皿の配布

3 あき地環境保全

あき地の管理を適正に行わないで放置しておくと、雑草などが生い茂り、害虫の発生やごみなどの不法投棄が行われたり、火災若しくは犯罪の原因となるなど、生活環境に重大な支障が生じる恐れがあります。

本市では、市民の快適で清潔な生活環境を保全するため、「豊田市の環境を守り育てる条例」を制定し、あき地の所有者又は管理者が、あき地が放置状態にならないように維持管理する義務があることを定めています。条例に基づき、あき地の維持管理が不良状態にあるとき又はその恐れがあるときは指導や勧告を行い、あき地の環境保全に努めています。

平成18年度は、37件の指導助言を行いました。（清掃業務課）

第 8 節 化学物質対策

1 ダイオキシン類

(1) ダイオキシン類調査

ダイオキシン類は、人の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがあるため、「ダイオキシン類対策特別措置法（以下「法」という）」が平成 12 年 1 月 15 日から施行され、国を挙げてダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等について対策が進められています。

また、法の中で大気汚染、水質汚濁（水底の底質の汚染を含む。）及び土壌の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という）が設定された他、法第 26 条第 1 項で、環境中のダイオキシン類の常時監視についても規定されています。

本市では、大気環境については平成 10 年度から、水環境と土壌環境については平成 12 年度から調査を実施しています。平成 18 年度の調査結果は、次のとおりです。（環境保全課）

①大気環境について

平成 18 年度は、南部大気測定局（竹元町）及び藤岡支所（藤岡飯野町）の 2 地点で年 4 回調査したところ、各調査地点の年平均値は 0.018～0.049 pg-TEQ/m³でした。これらすべての地点において、大気環境基準（年平均値で 0.6 pg-TEQ/m³以下）を下回りました。

また、平成 18 年度の調査結果は、前年度の調査結果（0.017～0.034 pg-TEQ/m³）、「平成 17 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」の全国平均値と比較しても同程度でした。

②水環境について

河川水質は、矢作川、逢妻女川及び逢妻男川の 3 地点で年 2 回水質調査をしたところ、年平均値は 0.086～1.1 pg-TEQ/l であり、逢妻男川 1 地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を超過しました。原因究明のため、事業所への立入調査（6 事業所）及び追跡調査（逢妻男川 3 地点）を実施しました。その結果、立入調査では異常は見られず、追跡調査でも環境基準を下回ったため、原因を特定することはできませんでした。今後も継続して監視調査を行います。

河川底質は、河川水質と同地点で夏期に調査したところ、調査結果は 0.12～1.2 pg-TEQ/g の範囲であり、底質環境基準（150 pg-TEQ/g）を下回りました。

地下水質は、畝部東町、山中町、菅生町及び北一色町地内の 4 地点で年 1 回調査したところ、調査結果は 0.015～0.020 pg-TEQ/l の範囲でした。これら全ての地点において水質環境基準（年平均値で 1 pg-TEQ/l 以下）を下回りました。

なお、「平成 17 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較すると、河川水質と地下水質については同程度であり、河川底質については下回りました。

③土壌環境について

土壌環境は、豊田市棒の手ふれあい広場（猿投町）、石畳小学校（石畳町）、豊松プレイ広場（豊松町）及び旧阿蔵小学校（阿蔵町）の 4 地点で年 1 回調査した結果は、0.028～0.64 pg-TEQ/g であり、土壌環境基準（1,000 pg-TEQ/g 以下）及び調査指標値（250 pg-TEQ/g）を下回りました。

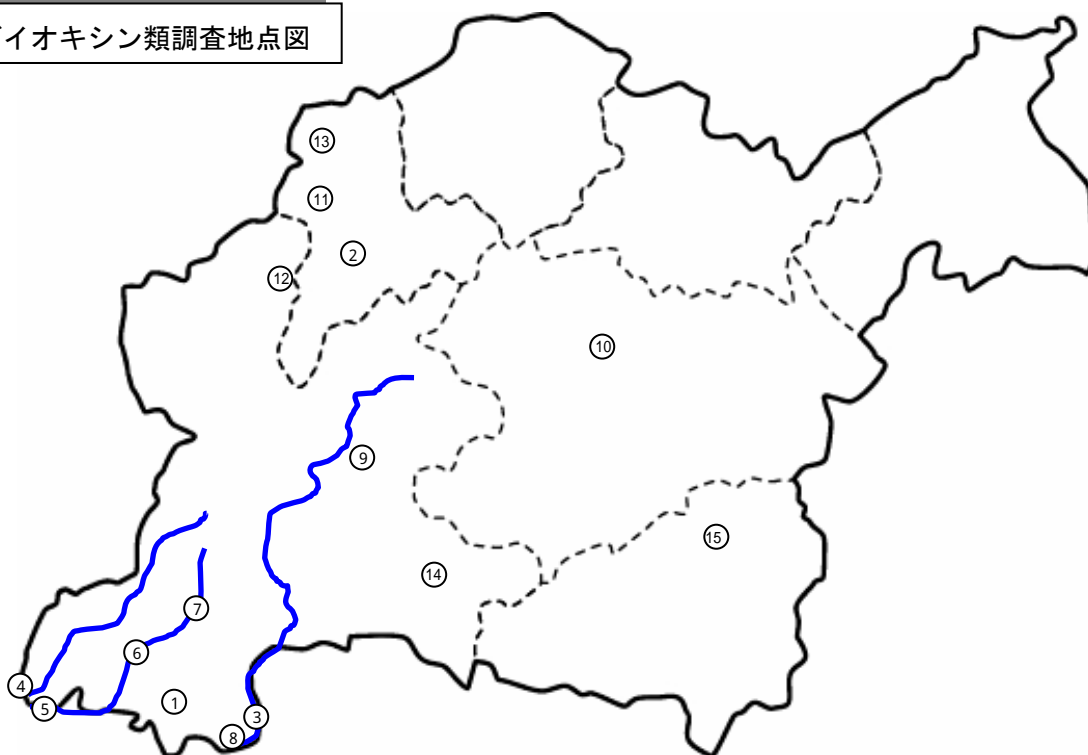
「平成 17 年度ダイオキシン類に係る環境調査結果（環境省）」と比較しても低い値でした。

表 調査結果の概要

調査区分		地点数	濃度範囲	全国平均	環境基準
大気環境 (pg-TEQ/m ³)		2	0.018~0.049	0.052	0.6 以下
水環境	河川水質 (pg-TEQ/l)	3	0.086~1.1	0.24	1 以下
	河川水質(追跡調査) (pg-TEQ/l)	3	0.13~0.40		
	河川底質 (pg-TEQ/g)	3	0.12~1.2	5.6	150 以下
	地下水質 (pg-TEQ/l)	4	0.015~0.020	0.047	1 以下
土壌環境 (pg-TEQ/g)		4	0.028~0.64	2.0	1,000 以下

※ TEQ：毒性等量

ダイオキシン類調査地点図



記号	調査区分	地点名	記号	調査区分	地点名
①	大気	豊田市南部大気測定局	⑧	水 (地下水質)	畷部東町
②		藤岡支所	⑨		山中町
③	水 (河川水質 ・底質)	矢作川(天神橋)	⑩		菅生町
④		逢妻女川(駒新橋)	⑪		北一色町
⑤		逢妻男川(雲目橋)	⑫	土壌	豊田市棒の手ふれあい広場
⑥	水 (河川水質)	逢妻男川(宮前橋)	⑬		石畳小学校
⑦		逢妻男川(清水橋)	⑭		豊松プレイ広場
			⑮		旧阿蔵小学校

(2) ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、特定施設設置事業者は、毎年1回以上排出ガス、排水、及びばいじん等に含まれるダイオキシン類の測定を実施し、測定結果を市に報告することとされています。

平成18年度に事業者が行った測定については、廃棄物焼却炉等55施設の排出ガスについて市に報告があり、測定結果は全て排出基準に適合していました。また、廃棄物焼却炉から発生する燃え殻や集じん機で集められたばいじんについては、20施設から報告があり、すべての施設において処理基準に適合していました。

また、市は、廃棄物焼却炉2施設とアルミニウム合金製造施設1施設の排出ガスについて行政検査を実施しました。その結果、検査した施設は排出基準に適合しました。

平成18年度末現在の届出施設数については、大気基準適用施設61施設、水質基準対象施設50施設が届出されています。

廃棄物焼却炉は、法が施行された平成11年度末当時では205施設が設置されていましたが、平成14年12月から適用された排出基準の強化等によりその数は減少し、平成18年度末時点では26施設が設置されています。(環境保全課)

表 特定施設設置数(平成18年度末現在)

大気基準適用施設							水質基準対象施設						
特定施設種類	施設数						特定施設種類	施設数					
	H13	H14	H15	H16	H17	H18		H13	H14	H15	H16	H17	H18
アルミニウム合金製造施設	36	36	35	34	35	35	アルミニウム合金製造施設の廃ガス洗浄施設等	0	0	0	0	0	0
廃棄物焼却炉	42	24	27	26	27	26	廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設等	6	4	9	8	10	10
計	78	60	62	60	62	61	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第12号の2及び第13号に掲げる施設	0	0	0	40	40	40
							計	6	4	9	48	50	50

(3) 渡刈清掃工場におけるダイオキシン類削減対策

渡刈清掃工場のごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減対策として、平成9年度に焼却炉の燃焼改善を行っています。平成10年度から平成11年度では、排出ガス減温装置の設置、電気集じん機からろ過式集じん機への更新、活性炭吹き込み装置の設置などの削減対策を実施しました。渡刈清掃工場の排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。(清掃施設課)

表 渡刈清掃工場排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
1号炉	H18.12.22	0.001 未満	0.07	120	40	0.00023 ^{※1}
2号炉	H19.2.28	0.001 未満	0.03	140	11	0.00015 ^{※2}
規制基準		0.08	9.0	250	700	1

備考 1 ダイオキシン類のみH18.12.27測定
2 ダイオキシン類のみH19.2.6測定

(4) 藤岡プラントにおけるダイオキシン類削減対策

藤岡プラントのごみ焼却施設におけるダイオキシン類の削減対策として、平成6年度に万全の公害防止設備を整えた3号炉を供用開始しました。老朽化した1、2号炉は平成8年度から2カ年にわたり改造し、焼却炉の燃焼改善、排出ガス減温装置の設置、電気集じん機からろ過式集じん機への更新、有害ガス除去装置の設置などの削減対策を実施しました。藤岡プラントの排出ガス調査を実施した結果は、規制基準に適合しています。(清掃施設課)

表 藤岡プラント排出ガス測定結果

炉	測定日	ばいじん [g/m ³ N]	硫酸化物 [K]	窒素酸化物 [ppm]	塩化水素 [mg/m ³ N]	ダイオキシン類 [ng-TEQ/m ³ N]
1号炉	H18. 9. 22	0.001未満	0.17	44	40	0.024 ^{*1}
2号炉	H18. 9. 22	0.001未満	0.21	40	130	0.013 ^{*2}
3号炉	H18. 9. 22	0.002	0.06	180	36	0.030 ^{*3}
規制基準		0.15	17.5	250	700	5

備考 1 ダイオキシン類のみH18. 9.13測定
2 ダイオキシン類のみH18. 9.13測定
3 ダイオキシン類のみH18. 9.12測定

2 PCB調査

PCBは、製造と使用が禁止されてから、長期間に渡って保管が義務づけられてきましたが、平成10年度の厚生省の実態調査で多くのPCB廃棄物が不明・紛失していることが判明し、PCBの環境中への拡散による環境汚染のリスク拡大が懸念されています。

そして、平成13年7月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」が施行され、PCB廃棄物保管事業者に15年以内の処理が義務づけられるとともに、PCB廃棄物に関する届出等によって、その保管量や保管状況が明らかになってきました。

現在、本市において、日本環境安全事業(株)によって東海4県を処理対象とした豊田PCB廃棄物処理施設が運転されています。処理施設の付近を始めとした市内の一般環境中におけるPCBの状況調査を行いました。

平成18年度の調査では、すべての調査地点でPCBが検出されました。検出されたPCB濃度は、環境省が公表した全国調査結果の範囲内であり、全国的にみても一般的な濃度レベルです。

(環境保全課)

表 PCB調査結果一覧

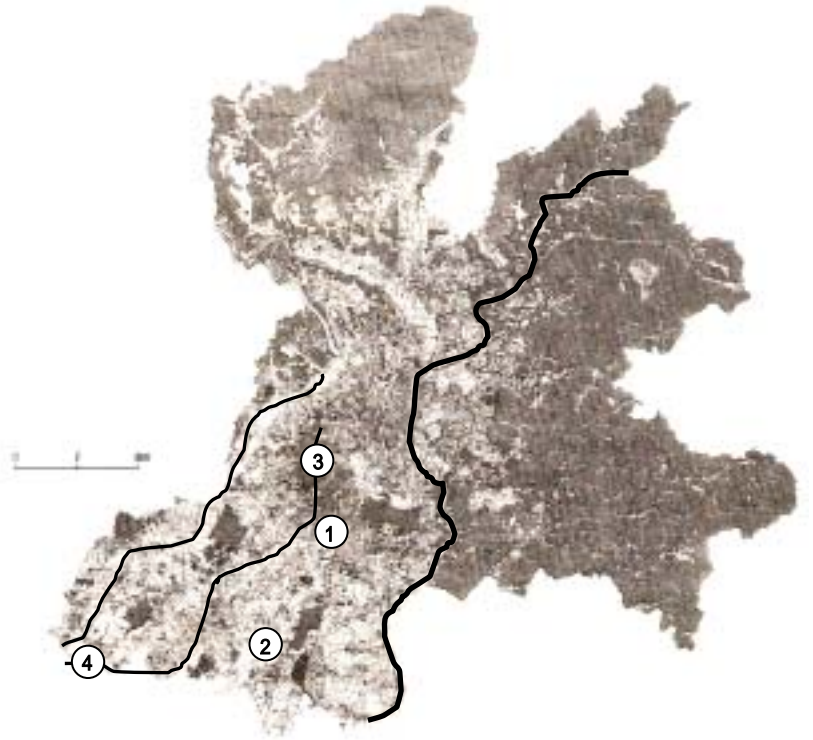
調査区分	地点数	調査項目 ^{*1}	調査結果		全国調査結果 ^{*2}
			範囲	平均値	
大気	2	Co-PCBs (pg-TEQ/m ³)	0.0014~0.0050	0.0031	—
		PCB 総量 (pg/m ³)	75~390	235	21~1,500
河川水質	2	Co-PCBs (pg-TEQ/l)	0.0088~0.050	0.030	—
		PCB 総量 (pg/l)	330~770	600	140~7,800
河川底質	2	Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.024~0.10	0.062	—
		PCB 総量 (pg/g)	300~1,200	750	42~690,000
土壌	1	Co-PCBs (pg-TEQ/g)	0.13	—	—
		PCB 総量 (pg/g)	340	—	—

^{*1} Co-PCBはTEQ(毒性等量)で、PCB総量は濃度で表す。

^{*2} 環境省 平成17年度モニタリング調査結果

PCB環境調査地点図

調査地点		調査区分
①	山之手小学校	大気、土壌
②	南部大気測定局	大気
③	逢妻男川(PCB 廃棄物 処理施設 直近)	河川水質・底質
④	逢妻男川(雲目橋)	河川水質・底質



3 P R T R 制度

P R T R 制度とは、毎年、どのような化学物質が、どこから、どれだけ排出されているかを知るための仕組みです。平成 11 年に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、対象化学物質や届出をしなければならない事業者などが決められています。届出対象業種は 23 業種、届出対象化学物質は、第一種指定化学物質（354 物質）、特定第一種指定化学物質（12 物質）になります。

P R T R 制度によって、事業所は使用している化学物質の種類や排出量を把握することで、無駄を省くなど、自主的な管理が進みます。

平成 18 年度には、平成 17 年 4 月から平成 18 年 3 月までの 1 年間の排出量及び移動量について、179 の事業所から届出がありました。（環境保全課）

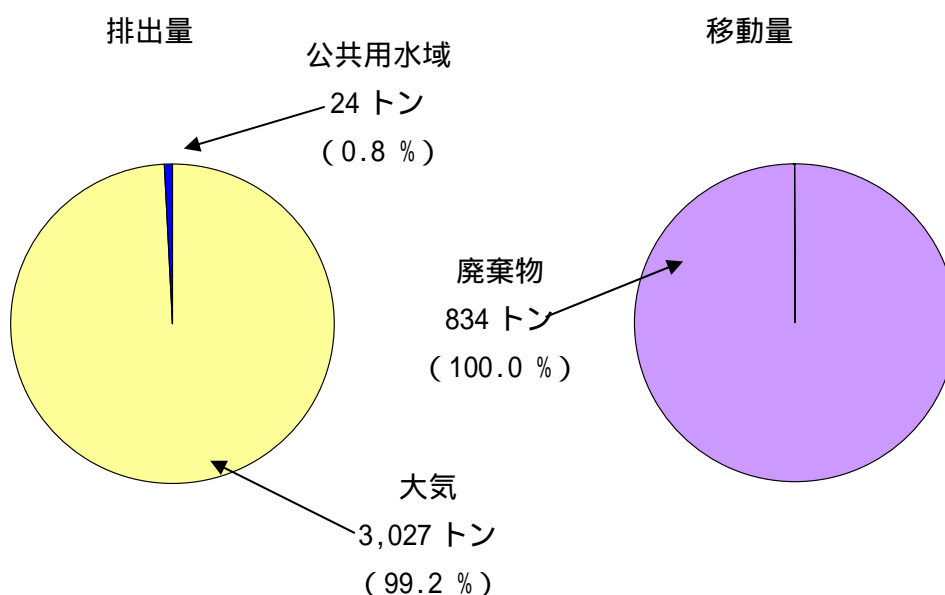
（1）届出排出量及び移動量

届出排出量・移動量の合計は、3,800 t となっています。

排出量は、3,000 t、移動量は、800 t でした。なお、土壌への排出、下水道への移動及び当該事業所内での埋立て処分の届出はありませんでした。（環境保全課）

届出排出量（3,000 t）の内訳		届出移動量（800 t）の内訳	
大気への排出	3,000 t	外への移動	780 t
公共用水域への排出	24 t		

化学物質の排出先及び移動先とその量（平成 18 年度分：トン）



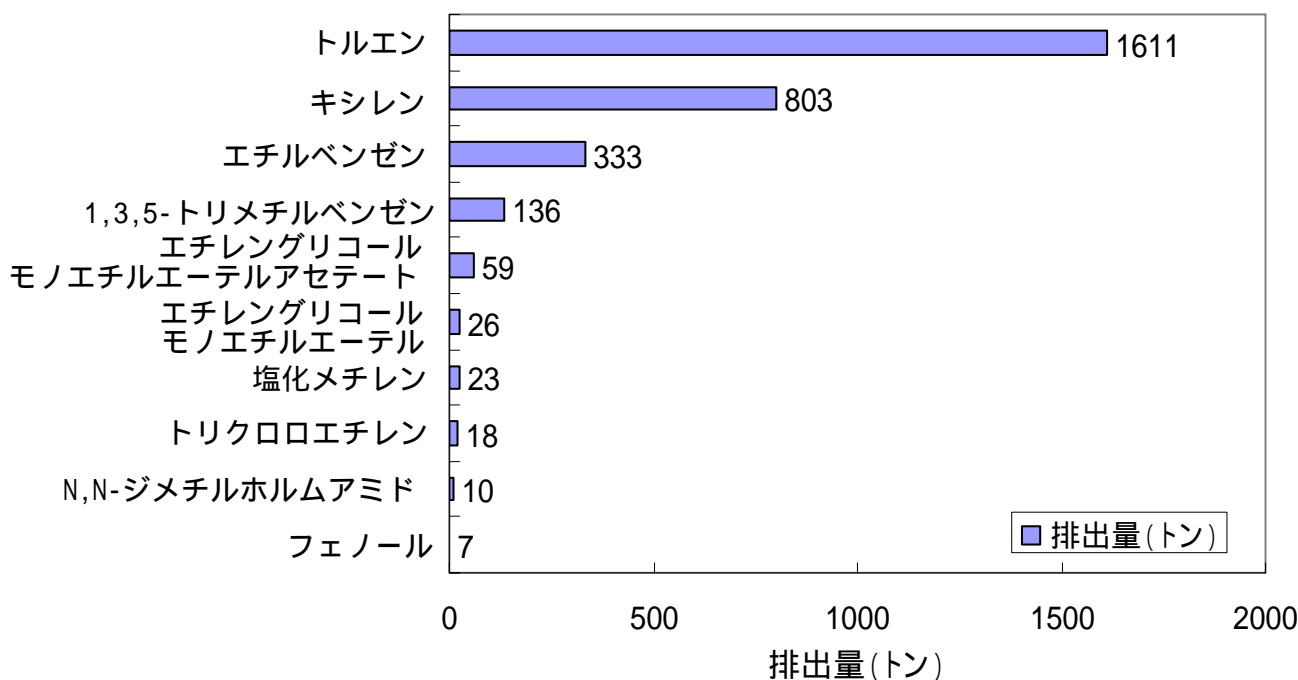
(2) 届出排出量の合計の多い物質

届出排出量の合計の多い上位 10 物質とその排出量は、下図のとおりです。

届出排出量の合計の多い順にトルエン 1,611 t、キシレン 803 t、エチルベンゼン 333 t、1,3,5-トリメチルベンゼン 136 t、エチレングリコール 59 tの順になっています。

(環境保全課)

排出量の上位 10 物質とその排出量 (平成 18 年度分 : トン)

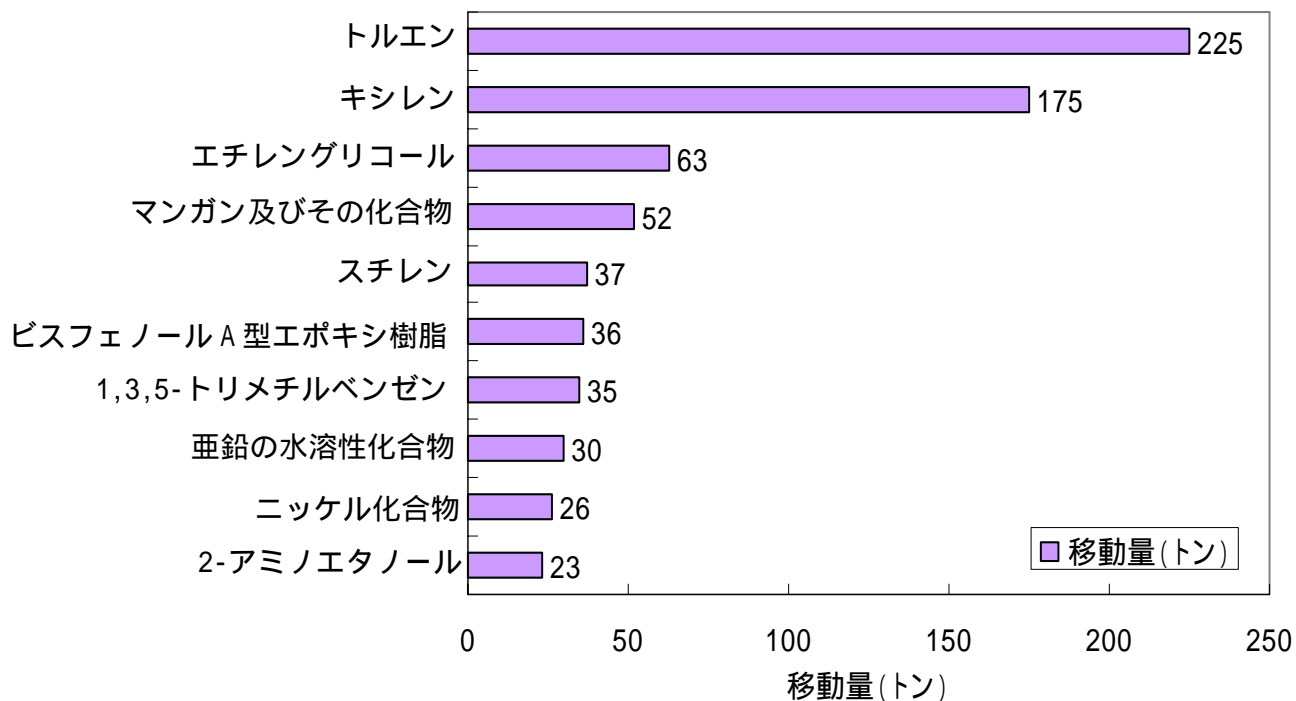


(3) 届出移動量の合計が多い上位 10 物質

届出移動量の合計の多い上位 10 物質とその移動量は、下図のとおりです。

届出移動量の合計の多い順にトルエン 225t、キシレン 175t、エチレングリコール 63t、マンガン及びその化合物 52t、スチレン 37tの順になっています。

移動量の上位 10 物質とその移動量 (平成 18 年度分 : トン)



第5章 快適で魅力あふれる環境が整備されたまちづくり

緑のネットワークの形成

1 緑化の推進

都市の緑は、市民生活に潤いと安らぎを与え、豊かな人間性を育むには欠くことのできないものであり、本市では、第6次豊田市総合計画で掲げる「豊かな自然と調和する環境にやさしいまち」、豊田市環境基本計画で掲げる「豊かな自然と共生するまち」の実現をめざしています。豊田市緑の基本計画で、緑の将来像を市民一人当たりの公園、緑地等の確保面積 25 m²/人、市街地面積に対する緑地の割合 25%の維持を「人と緑が生きるまち・2525 とよた」として、2010年までの基本目標に掲げ、公園や緑地の整備、公共施設の緑化、市民の緑化意識向上のための施策を積極的に行っています。

(公園課)

(1) 公共施設の緑化

公園、緑地、学校、道路、交流館などの公共用地の緑化を推進しています。平成18年度は、25事業で高木1,798本、低木31,759本を植栽しました。

表 公共施設緑化の主なもの

公共用地	整備状況(平成18年度末)
公園、緑地	若園緑地整備事業始め8事業 高木740本、低木4,923本植栽 都市公園面積435.97ha、10.47m ² /人
道路	都市計画道路浄水駅北通り線植栽整備事業始め9事業 高木208本、低木2,851本植栽
河川	河川環境整備事業始め2事業 高木2本、低木1,127本植栽
公共施設	総合体育館整備事業始め6事業 高木848本、低木22,858本植栽

(2) 樹木の配布

記念樹の配布

出生、結婚、転入、新築をされた方に、記念として緑化木の苗木を配布しています。届出をされた市の窓口で記念樹引換券を渡し、西山公園で交換しています。平成18年度は、ケヤキ、ゲッケイジュ、サルスベリ、サザンカ、サツキ、ハナミズキ、アジサイ、ローズマリー、バラの9種、1,650本を配布しました。

また、新入学を祝って、新一年生に、記念樹として苗木を贈っています。平成18年度は、コデマリ、キンモクセイ、ハナミズキ、ベンジャミンの4種、4,311本を配布しました。

緑化木配布事業

緑化の普及、潤いと安らぎのあるまちづくりのため、県補助を受け苗木を配布しています。

【緑化木の配布】

O ' 06 とよた緑花まつり	(4月28日)	コブシ	1,000本	公園課(県補助)
	(4月29日)	ブルーベリー	1,000本	公園緑地協会
	(4月30日)	ハクロニシキ	1,000本	公園緑地協会

(3) フラワーロード事業

花の演出による道路環境整備を行い、快適で印象に残るもてなし空間の創出と、潤いと安らぎを感じることができるよう、フラワーロード(4路線)を平成16年度に選定しました。

平成18年度は、地元住民等の協力を得て、4路線で、26か所の花壇と約1,700基のプランターの花飾りを実施しました。

国道153号の本新町地内にある中央分離帯に、草花などの植栽を行っています。平成18年度は、春にハナナ、夏~秋にヒマワリ、マリーゴールドなどを植栽し、通行する人が四季の花を楽しみました。

2 (財) 豊田市公園緑地協会

(1) 西山公園(都市緑化植物園:緑の相談所)

西山公園(西山町、6.4ha、市緑化センター)は、市民の緑化意識を高め、植栽知識の普及を進めることを目的とした都市緑化植物園です。市民へ緑化に関する正しい知識や情報を提供し、緑化相談や講習会を開催しています。

(2) 豊田市みどりの推進基金

豊田市みどりの推進基金は、市民からの寄付と豊田市の出資金で積立てられた基金です。平成18年度末現在、基金の合計は、524,782,754円です。この果実(利子)を緑化推進事業に役立てています。(財)豊田市公園緑地協会が、基金の管理・運営を行い、事業を実施しています。

(3) 緑の募金

区長会の協力により、緑の募金への家庭募金にご協力いただき、緑化の推進を図っています。

平成18年度は、募金総額23,861,135円で、(社)愛知県緑化推進委員会から20,281,964円の交付を受けました。この交付金は、豊田市みどりの推進基金の果実(利子)とともに、次のような緑化推進事業に役立てています。

【豊田市みどりの推進基金及び緑の募金の交付金による事業】

06 とよた緑花まつり

市民に植木などを提供、緑化の普及を行う
開催日:平成18年4月28日~4月30日
場 所:豊田スタジアム
参加者:約5万人

各種園芸講座の開催

市民を対象に、四季折々の花や緑に関する園芸講座を開催し、植栽知識の普及を図る
計22回開催、参加者482人

緑化相談

木や花に関する相談や指導
内容:庭木の樹種選定、害虫予防、手入れの仕方等
相談件数:853件

樹木植栽への助成

地域における緑の拠点づくりを進めるため、緑化事業に助成
18自治区に、総額2,945,000円

花いっぱい運動

市民参加による潤いのあるまちづくりをめざす

●市民花壇コンクール

49団体が参加し、27団体表彰

●花風景コンテスト

団体の部:11団体が参加し、6団体表彰
個人の部:66人が参加し、20人表彰

●草花の種子の配布

年3回、22品種52,632袋を配布

●花いっぱい助成

花のあるまちづくりを図るため、花壇、プランターの設置及び花苗等に助成
130団体に、総額6,140,000円

第6章 「環境都市・とよた」を築くため、参加と協働ができるまちづくり

第1節 環境情報の提供

1 「環境報告書」等による情報公開

本市では、市の環境に関する施策を「環境報告書」として、清掃事業に関する施策を「清掃事業の概要」として冊子にまとめ広く公開しています。

同様に、毎年の大気、水質、騒音・振動などの環境調査を実施し、その結果も「環境調査報告書」として冊子にとりまとめ広く公開しています。

2 ホームページによる情報公開・提供

市のホームページを通じて、各種環境調査の結果や市の施策・支援制度に関する情報提供、環境学習講座の開催案内や、環境学習に関する人材や教材などの情報提供を行っています。

図 環境部各課のトップページ <http://www.city.toyota.aichi.jp/>

環境政策課のトップページ



環境保全課のトップページ



廃棄物対策課のトップページ



清掃管理課のトップページ



清掃業務課のトップページ



清掃施設課のトップページ



第2節 環境教育、環境学習の充実

1 学校の取組

(1) 環境教育

本市の学校では、市内を流れる川の水質汚濁の調査、通学路や側溝の清掃活動、鳥の巣箱かけや給餌などの愛鳥活動など、自然保護や環境保全活動に取り組んでいます。また、小学校では6校で野生の生き物が生きていくために必要なビオトープ(生物生息空間)を校内につくり、自然とともに生活することを重視した環境教育を進めています。現在、こうした体験的な活動を重視した環境教育の多くは、平成14年度から実施されている総合的な学習の時間に位置づけて実践しています。

(学校教育課)

自然保護・環境保全を目的とした環境教育	
・ゲンジボタル等生きものの飼育・保護活動	・河川の水質汚濁の調査活動
・側溝、地下道、河川の清掃活動	・空き缶等リサイクル活動
・里山をはじめとする校区内のクリーン活動	・ごみの分別活動
・苗木の栽培、植樹等緑化活動	・残飯等の堆肥化
・探鳥会・巣箱づくり・給餌などの愛鳥活動	

ビオトープ設置校		
	学 校 名	整備年度
1	畝部小学校	平成10年
2	衣丘小学校	平成12年
3	拳母小学校	平成12年
4	寿恵野小学校	平成13年
5	朝日小学校	平成14年
6	五ヶ丘東小学校	平成17年

(2) 矢作川の小さな見張り番 - 西広瀬小学校の水質監視の取組み

昭和 51 年、西広瀬小学校の児童たちは、目の前を流れる矢作川が汚れているのに気づき、水遊びのできるきれいな川にしようと透視度による水質調査を始めました。この水質調査は、一日も休まず続けられ、平成 18 年 8 月 14 日で連続 11,000 日を達成しました。この活動は、流域の住民の共感を呼び、河川愛護運動のきっかけとなるとともに、環境保全活動の一つとして全国に紹介されています。平成 10 年度には日本水大賞の審査部会特別賞を受賞し、その後も様々な賞を受賞しています。

この活動を市民に紹介し河川愛護についての理解を深めるため、市役所ロビーに水質監視データ掲示板を設置し、西広瀬小学校の活動内容と、毎日送られてくる水の透視度を掲示しています。(環境政策課)



水質調査

(3) 水生生物調査

水生生物調査は、河川に棲んでいる水生生物の種類や数を調べることで、理化学的な水質検査で分かるような瞬間の水質ではなく、その河川の継続的な水質汚濁状況を知るための調査です。

水がきれいであれば、きれいな水を好む生物が棲み、水が汚れていれば、汚い水でも耐えられる生物が棲むように、河川の環境がそこに棲む生物の種類を決めています。水質の判定方法は、河川の環境がそこに棲む生物の種類で特定できることを利用したもので、特別な装置や知識を必要としないため、誰でも気軽に行うことができます。

本市では、平成 6 年度に 2 校で調査を開始、以来順次実施校を増やしてきました。平成 18 年度は小学校 18 校で 22 河川 52 地点を調査し、その結果は、「きれいな水」と判定された地点が多かったものの、年々、河川の水質汚濁が進んでいます。

このような調査は、参加した子どもたちが、自分たちの住む地域の河川に様々な生物が棲んでいることを知り、身近な自然環境を守ることの大切さを理解する機会となっています。(環境政策課)



水生生物調査

表 水生生物調査結果

河川名	小学校	参加人数	調査日	調査地点		判定	COD 値 (ppm)
広見川	大畑	16人	7/12	地点1	阿賀滝橋	少しきたない水	8
				地点2	中間点	少しきたない水	8
				地点3	曙橋	きれいな水	8
籠川	加納	38人	7/4	地点1	東橋下付近	きれいな水	
				地点2	籠川・加納川合流点	きれいな水	
飯野川	西広瀬	15人	6/29	地点1	洞橋	少しきたない水	4
				地点2	中橋	きれいな水	4
				地点3	広瀬橋	きない水	6
力石川	中金	15人	7/11	地点1	中金小下流	きれいな水	8
				地点2	中金小前	きれいな水	8
				地点3	中金小上流	きれいな水	8
一の瀬川 桜田川	上鷹見	28人	6/13	地点1	上鷹見橋上	少しきたない水	3
				地点2	上鷹見橋下	少しきたない水	7
				地点3	桜田川	きれいな水	2
市木川	市木	149人	7/6	地点1	前田橋付近	きたない水	4~6
				地点2	岩本橋付近	少しきたない水	7
				地点3	桑原橋付近	きたない水	7
				地点4	東橋付近	きたない水	8
白山川 矢並川	幸海	47人	7/4	地点1	幸海橋西	きれいな水	
				地点1	落合橋下	きれいな水	
仁王川	豊松	9人	7/3	地点1	豊栄橋東 200m	少しきたない水	7
				地点2	豊栄橋東 150m	きれいな水	7~8
				地点3	豊栄橋東 100m	少しきたない水	8
滝川	九久平	24人	7/10	地点1	河原橋上流	きれいな水	6
				地点2	河原橋中流	きれいな水	6
				地点3	河原橋下流	きれいな水	5~6
犬伏川	御作	11人	9/20	地点1	落合橋下流	少しきたない水	5
				地点2	落合橋付近	少しきたない水	4~6
				地点3	落合橋上流	少しきたない水	4~6
巴川	追分	6人	7/11	地点1	白さぎ館前	きれいな水	5
				地点2	幸栄自動車前	少しきたない水	5
矢作川	小渡	17人	9/27	地点1	日の出橋上流	きれいな水	7
				地点2	日の出橋下付近	きれいな水	7
				地点3	日の出橋下流	少しきたない水	7~8
介木川	築羽	4人	7/13	地点1	矢作川支流	きれいな水	2
				地点2	矢作川支流	きれいな水	2
久木川	大蔵	10人	7/11	地点1	横手山	きれいな水	8
菅生川	明和	11人	6/30 7/10	地点1	千田	きれいな水	0
				地点2	上八木	きれいな水	1
				地点3	五反田	きれいな水	6
阿摺川	明和	11人	6/30 7/10	地点1	平沢	きれいな水	0
地点2				明川	きれいな水	0	
段戸川	明和	11人	6/30 7/10	地点1	連谷	きれいな水	2
地点2				大多賀	きれいな水	0	
介木川	明和	11人	6/30 7/10	地点1	大野	きれいな水	2
名倉川				稲武	28人	9/28	地点1
地点2	名倉川・黒田川合流点	きれいな水	2				
郡界川	花山	47人	9/15	地点1	花山橋西 200m	少しきたない水	2~3
				地点2	花山橋西 150m	少しきたない水	5
				地点3	花山橋西 100m	きれいな水	3
				地点4	花山橋西 50m	きれいな水	
合計	22 河川	18校	486人	52地点		34	
						15	
						3	
						0	

(4) こどもエコクラブ

次の世代を担う子どもたちが、環境を大切にする意識をもち、地域環境、地球環境に関する学習や活動を推進するため、環境省は「こどもエコクラブ事業」を通じて子どもたちの地域の中での主体的な活動を支援しており、市も事務局としてクラブに関する業務を行ってきました。

平成18年度の登録は23クラブ554人で、自然観察、野鳥観察、水生生物調査、ごみの調査、リサイクル活動など、活発な活動を行いました。また、2月に交流発表会を開催しました。

(環境政策課)

表 とよたこどもエコクラブ

ク ラ ブ 名	子ども (人)	サポーター (人)	会 員 の 構 成
やはぎがわエコキッズ!	13	8	稲作及び農体験グループ仲間
市木Kids Eco-Club	2	1	家族
東広瀬環境レンジャー	12	2	東広瀬小学校(小4)
東広瀬里山探検隊	11	1	東広瀬小学校(小5)
上鷹見小学校エコクラブ	41	5	上鷹見小学校(小2~6)
地球を守るこどもたちネットワーク豊田	54	60	環境問題に興味のある集まり
HOME 藤沢2005	20	4	藤沢小学校
プラナリア	3	1	近所や地域のお友達
がんばるエコ ♡	4	5	家族と近所のお友達
t s s y r	2	1	家族
水辺の防人	42	3	井郷中学校
ホタルこい	11	13	自然観察の森へ集う有志
いちキッコロ	9	1	近所のお友達
豊松小4年	9	1	豊松小学校(小4)
かも隊	6	1	堤小学校(小6)
大蔵クリーンクラブ	21	2	大蔵小学校(小3, 4)
藤岡中学校環境委員会	57	2	藤岡中学校(中1~3)
Green Boys	9	1	旭中学校(中3)
井上っ子レンジャー	92	3	井上小学校(小4)
やくさぶろむな - どくらぶ	2	6	家族と近所のお友達(小1, 2)
まめエコ ✕	4	2	家族(小1, 3)
やませみ	2	2	家族・近所や地域のお友達(小5)
ミラクルクラブ	2	1	家族(小6, 中2)
合 計	428	126	

2 啓発事業

(1) 小学生向け環境学習補助教材

将来を担う子どもたちが、できるだけ早い時期から環境への理解を深め、環境にやさしい行動が自然に身につくよう、小学生向け環境学習補助教材「ぼくもわたしもエコレンジャー」(小学4年生向け)、「めざせスーパーエコレンジャー」(小学6年生向け)を作成しています。

4年生向けは、「水」「ごみ」「自然観察」の三つのテーマ、6年生向けは、「エネルギー」「空気」「食べ物」の三つのテーマに分かれており、学校や家族みんなでそれぞれのテーマについて学んだり、調べたりできるようになっています。また、チェックシートでシールを貼りながら、環境に配慮した行動ができているかをチェックすることができ、環境にやさしい暮らし方を考える機会づくりをしています。(環境政策課)

(2) 大人向け環境家計簿

豊田市地球温暖化防止行動計画の市民向け普及啓発用に大人向け環境家計簿「エコライフ実践ノート」を作成しています。このノートは、すぐにできる実践メニューや実践の手助けになる記録をとるための環境家計簿で、出前講座などで普及啓発しています。希望者には無料で配布しています。
(環境政策課)

(3) 環境学習教材の貸出・提供

自主的な環境学習を支援するために、生活排水の汚れを簡単に測定できるパックテストなどの教材や書籍、水生生物調査用の器材など各種取り揃え、市内の小中学校、幼稚園、保育園、交流館を始め、活動団体を対象にこれらの教材の貸出や提供を行っています。

平成18年度は、45団体2,202名の利用者がありました。(環境政策課)

(4) 環境に関する指導者名簿

環境への意識が高まり、環境問題の解決に向け、自らが主体的に学習や参加する気運が広がっています。そのような中、環境学習・活動の手助けの一助として活用していただくため、市内や県内で指導者やアドバイザーとして活躍できる専門知識をもった方を登録した名簿(ホームページでも紹介)を作成し、小中学校、高等学校、交流館などに配布しました。平成18年度の登録者は126名です。(環境政策課)

(5) 一般向け環境講座

生涯学習、環境教育、環境啓発の一環として、地球環境問題や生活排水対策などのメニューを準備し、PTA活動、コミュニティ活動などの各種団体から講座開催依頼を受け、市の職員や環境学習ボランティアが出向いて環境講座を実施しています。

平成18年度は、5講座(2回)110名が参加しました。(環境政策課)

(6) 環境学習指導者養成講座の開催

地域での環境学習活動を支援するリーダーを養成するため、環境学習指導者養成講座を開催しています。平成 18 年度は、「環境学習リーダー養成講座」「教職員向け環境学習講座」を開催しました。(環境政策課)

<p>【環境学習リーダー養成講座「展示解説ボランティア育成講座」】 開催日：平成 18 年 10 月 31 日～平成 19 年 1 月 29 日の全 8 回 参 加：28 人(修了者)</p>
<p>【教職員向け環境学習講座】 新規採用教職員研修 開催日：平成 18 年 6 月 28 日、7 月 5 日、12 日の 3 回 参 加：104 人 新規採用職員(教育保育職)研修 開催日：平成 18 年 10 月 30 日 参 加：40 人</p>

(7) 地球温暖化・大気汚染防止推進月間

窒素酸化物等の大気汚染物質の濃度が 1 年で最も高くなる 12 月は、「大気汚染防止推進月間」と定められているのに加え、地球温暖化防止に関して国民各層に取組みを促すため、平成 10 年度から 12 月が「地球温暖化防止推進月間」と定められました。

本市では、地球温暖化・大気汚染防止推進月間に、公共施設・企業によるポスターの掲示、広報とよたへの記事の掲載、企業への立入指導強化などの啓発活動を行っています。

(環境政策課、環境保全課)

(8) スターウォッチング

全国星空継続観察(スターウォッチング・ネットワーク)は、星空観察という身近な方法によって大気の調査活動を行うことです。大気環境保全について考え、関心を深める機会づくりとして、昭和 63 年度から全国規模で実施されています。

平成 18 年度は、夏期に豊田市スターウォッチング実行委員会(環境政策課、産業文化センター、豊田天文クラブにて構成)を中心に、旭高原元気村グラウンドで調査を実施しました。なお、冬期は、曇天のため中止となりました。(環境政策課)

表 全国星空継続観察の実施結果

(単位：等級)

	夏 期		冬 期	
	全国平均値	豊田市	全国平均値	豊田市
巨大都市	7.2 (7.5)	8.5 (6.2)	8.1 (7.3)	
大都市	7.6 (7.6)		7.8 (7.5)	
中都市	8.0 (7.7)		7.8 (7.9)	
小都市	8.6 (8.5)		8.4 (8.3)	

注：()内は前年度の等級

(9) 生活排水対策

河川の汚濁原因の約 5 割を占める生活排水対策を推進するため、小中学校や自治区などで環境講座を開催し、リーフレットや生活排水グッズを配布しました。(環境保全課)

3 環境学習施設の整備

「自然環境」と「生活環境(暮らし)」の二つの環境学習施設を、市民参画により整備し、「体験」や「学習」を通じて環境保全活動の実践につなげます。(環境政策課)

(1) 「豊田市環境学習施設 eco-T (エコット)」整備

「ごみ」と「地球温暖化防止」を学習のコンセプトに、環境について学び、考え、そして具体的な環境配慮行動ができる市民を育てることを目的に環境学習施設の整備を進め、平成 18 年 11 月 30 日に建設を完了し、平成 19 年 3 月 28 日に竣工式を実施しました。

平成 15 年度から整備をはじめ、計画段階から市民の参画を図り、基本計画、運営計画、展示内容などを市民と行政が共働で議論を重ねつつ、合意形成を図ってきました。

施設的には、屋上・壁面緑化、太陽光・風力発電設備を整え、省エネ・代エネ設備やリサイクル材、「愛・地球博」のリユース材などの活用も図ってきました。

この施設は、「私たちがつくる私たちの環境学習施設」をテーマとしており、市民自らの手で運営を企画し、学習プログラムを更新していきます。学習プログラムの内容は、視覚に訴え、ゲーム感覚で興味を引くような工夫をほどこし、生活に密着し、家庭や地域ですぐにでも実行できるプログラムを 20 用意しました。

学習プログラムの内容は、この施設が愛知県地球温暖化防止活動推進センターの支所にも位置づけられていることから、「地球温暖化防止」関係のプログラムも多数用意しております。また、ポリ塩化ビフェニル(PCB)等の有害物質問題等も取り上げています。

平成 18 年度には、市民・専門家・行政によるパートナー会議を始め、市民会議、ワークショップを重ねるとともに、施設の愛称募集を行い、1,907 件の応募の中から、公開審査会において eco-T (エコット) に決定いたしました。さらに、インタープリター養成講座を全 8 回で実施し、28 名(登録者 24 名)のインタープリターを養成しました。



環境学習施設 eco-T (エコット) 概観



壁面緑化



3階屋上緑化

(2) 自然観察の森周辺地域整備

市街地に隣接する貴重な里山を保全するとともに、自然とふれあい学ぶことで、主体的に自然環境保全活動が行える市民を育むために、平成 21 年度オープンをめざして自然観察の森周辺地域を整備します。

ここでは、市民が発見した情報を伝えたり、新たな発見や創造を共有する「創造発展型システム」を構築します。また、計画段階から市民参画を図り、施設整備・運営の過程そのものが市民の学びとなります。体験や実践から主体的な活動のための知恵や技術を身に付け、暮らしの場へとつなげます。



自然観察の森周辺地域

第3節 市民、事業者、行政の連携強化

1 とよたエコライフ倶楽部の活動

本市では、消費者、事業者及び行政が一体となり、全市的な「買物袋持参運動」を展開しています。

この運動は、単にレジ袋の削減にとどまらず、余分な包装を断るなどごみを元から断ち、資源を無駄にしない社会づくりを進めていくために、身近なことから取組むものです。そして、この運動を契機に、環境にやさしい生活（エコライフ）が市民の間に広まり、商店や製品づくりも環境に配慮したものに変わっていくことをめざしています。



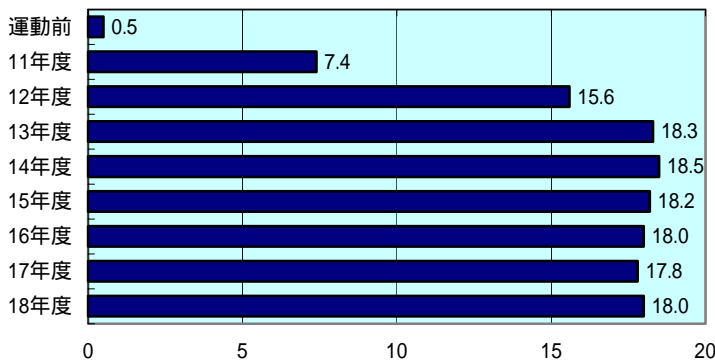
買物袋持参運動

この運動の推進母体として、平成11年3月に発足した「豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」は、一層の市民参加と自主性を促すため、平成16年4月に「とよたエコライフ倶楽部」と改名しました。（環境政策課）

平成18年度の主な事業内容は次のとおりでした。

（1）豊田市共通シール制度

（買物袋持参率推移（食料品店））



平成12年6月から実施している「買物袋持参共通シール制度」により、市内の大型食料品店での買物袋平均持参率は、平成12年度15.6%と大幅に上昇しました。平成14年6月からは、レジ袋を断る以外の環境にやさしい行動に対してもシールを発行できるように変更を加え、「豊田市共通シール制度」として継続しています。平成18年度の買物袋持参率は18.0%でした。加盟店の数も徐々に増え、252店（平成19年3月末現在）が加盟しています。また、エコシールの活用の幅を広げ、エコシールをより一層浸透させる拠点として、平成18年12月には、メグリア藤岡店内に2か所目のエコシールセンターをオープンしました。

(2) リサイクルの推進

市内で回収された牛乳パックから再生した豊田市民オリジナルティッシュ「モーいちど」の普及啓発を行っています。これは、市内で消費した資源を回収するだけでなく、それから再生された品物を利用するというリサイクルの輪の完結を実践するものです。

(3) 第 6 回とよたエコライフ賞

買物袋持参運動を始めエコライフの推進に貢献し、その功績が顕著なものを表彰することにより、循環型社会の実現に寄与することを目的とし、7部門について、地道・ユニーク・身近な環境にやさしい取組みを募集しました。平成 18 年度は、19 件の個人・団体を表彰しました。

(4) とよたエコライフ倶楽部全体会の開催

平成 19 年 2 月 25 日、JA あいち豊田本店（ふれあいホール）において、「平成 18 年度とよたエコライフ倶楽部全体会」を開催しました。

運営委員や検討委員の市民が一丸となり、倶楽部の活性化と“行動する市民”を増やすための環境啓発活動を推進することを目的として実施いたしました。

今年度、倶楽部の柱の事業であるエコシール制度を検討し、制度延長の決定及びその 2 年間で買物袋持参率 30%を目指すこととしました。

また、倶楽部会員による活動発表も実施しました。



【エコライフ賞表彰式】

2 市民の活動

(1) 環境美化活動

環境美化活動は、地域を中心とした快適なまちづくりを進める活動で、「まちと川を美しくする会」主催の「環境美化の日」として、春と秋の年2回市内一斉に行われます。

平成18年度は、合計484自治区で実施され、春は90,735人、秋は86,520人で、延べ177,255人が環境美化活動を行いました。(自治振興課)

【環境美化活動の内容】

- 道路、住宅地周辺の草取り
- 河川の清掃
- 道路、広場などの空き缶、空きびん、紙くず拾い

(2) 巴川水質調査

平成10年6月より、鶴ヶ瀬自治区は巴川の水質調査を始めました。水温・透視度・水素イオン濃度など6項目を巴川漁業組合と市へ報告しています。この自治区の活動に地元の松平高校環境クラブが協力するなど、環境保全活動の輪は広がりつつあります。(環境政策課)

(3) とよたクリーン活動

ボランティア国際年の2001年より、トヨタ自動車ボランティアセンターが中心となり、市内の各企業、ロータリークラブやライオンズクラブなどの市民団体と一緒に矢作川河川敷のごみ拾い「とよたクリーン活動」を行っています。平成18年度は、6月3日に矢作川の豊田大橋～高橋・水源公園一帯で、1,250名の参加により、可燃ごみ560kg、金属ごみ230kg、埋めるごみ200kg、粗大ゴミ170kg、総重量1,160kgを回収しました。(河川課)

(4) 榎尾川水質浄化活動

特定非営利活動法人が、地元住民等の協力により、平成14年度から矢作川支流の榎尾川にて、有能な微生物の散布、河川清掃などによる水質浄化活動を始めました。年間を通じた活動で川への関心を高めることにより、環境重視のライフスタイルの普及に努めています。(河川課)

(5) 水辺愛護会活動

水辺愛護会(自治区の有志で組織された団体)は、「ふるさとの川」の指定を受けた範囲内において、良好な水辺空間の保全、活用、創造を目的に、清掃及び草刈り作業、また生態系保全に必要な竹木の間引きを行っています。

平成4年8月に発足された古峯水辺愛護会を始めとし、現在11団体423人の会員により、主に矢作川水系において良好な環境が創出されています。(河川課)

3 事業者の取組

(1) ISO14001認証取得

市内事業者のこれまでの環境対策としては、事業者の独自基準や市との協定により、法規制より厳しい基準を遵守したり、地域の緑化推進に取り組むなどの事例がありました。

新しい流れとして、法規制にとどまらず自らの環境目標を設定して、「環境マネジメントシステム」を構築し、この国際基準である ISO14001 の認証を取得する企業が増加するなど、循環型社会への転換に向け、事業者の積極的な環境への取組みが進んでいます。平成 18 年度末現在、市内における ISO14001 認証取得件数は 146 件です。(環境政策課)

表 豊田市内事業者の ISO14001 認証取得件数

年度	12 年度末	14 年度末	15 年度末	16 年度末	17 年度末	18 年度末
取得件数	28 件	77 件	99 件	125 件	143 件	146 件

(JAB 登録件数ベース)

(2) ISO 認証取得費を市が補助

市内中小企業の競争力強化及び地域環境の改善を図ることにより、本市産業の振興に資するため、ISO14000 及び ISO9000 シリーズの認証を取得しようとする中小企業に対し、本市では費用の一部を平成 12 年度から補助しています。補助額は、登録審査に要する経費の 3 分の 1 以内、1 シリーズ 50 万円を限度としています。(産業労政課)

表 補助件数

区分	12 年度	13 年度	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度
ISO14000 シリーズ	6 件	9 件	22 件	26 件	23 件	15 件	9 件
ISO 9000 シリーズ	5 件	12 件	14 件	30 件	25 件	8 件	3 件

第4節 行政の率先行動

1 環境マネジメントシステム（ISO14001）の継続的改善

平成12年11月にISO14001の認証を取得した豊田市役所本庁舎の環境マネジメントシステムは、平成18年度も適切に運用され、継続的改善を進めました。

平成18年度の環境目標達成状況は表のとおりです。（環境政策課）

目的目標達成計画進捗集約表

環境基本計画・エコチャレンジプロジェクト10

プロジェクト1（廃棄物の発生を抑え、循環資源の有効利用を進めます）

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
	大量生産、大量消費、大量廃棄型のライフスタイルを見直すことにより、廃棄物の発生を抑制し、資源が循環的に利用されるまちをめざします。	資源循環に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業の推進（年間目標：普及啓発の推進）	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部をとおして普及啓発を推進 （大型食料品店買物袋持参率：17.8%） （共通シール発行：約600万枚）	

プロジェクト2（廃棄物の管理体制を強化し、適正処理を進めます）

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
	廃棄物に対する指導管理体制を強化するとともに、安全性、信頼性の高い処理施設整備を進め、廃棄物が適正に処理されるまちをめざします。	市内PCB廃棄物の処理の推進（年間目標：収集運搬協定の締結）	環境部 環境保全課	豊田市PCB処理安全監視委員会の開催（委員会3回実施） 大気2地点、水質2地点、土壌1地点、底質2地点のモニタリング調査実施	
PCB廃棄物の処理対策の推進（年間目標：PCB無害化処理の推進、環境モニタリング調査の実施）		環境部 環境保全課			
廃棄物処理施設に対する立地規制手法の強化（年間目標：立地規制の実施、適正立地へ向けた事前相談の強化）		環境部 廃棄物対策課	「廃棄物適正処理条例」の施行（10月1日）。今後周知を図り、立地規制を強化する。		

プロジェクト3 (二酸化炭素等の排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
環境にやさしいライフスタイルが当たり前となるようなまちをめざします。また、エネルギー利用効率の向上、自然エネルギーの活用など地球環境に配慮した事業活動を推進します。	住宅用太陽光発電システムの普及(年間目標:300基補助)	環境部 環境政策課	396件補助(総補助件数:1,912件)	
	新エネルギー普及促進事業(年間目標:市民・事業者への普及啓発の推進、既存の補助制度の推進、公共施設への新エネルギーの導入促進)	環境部 環境政策課	前山小学校、西部体育館、環境学習施設eco-T(エコット)に太陽光発電システムを設置	
	市内における低公害車等の普及率の向上(年間目標:市民への普及促進(補助制度の充実))	環境部 環境政策課	469件補助(総補助件数:2,566件)	
	低公害車等普及促進事業(年間目標:350台補助)	環境部 環境政策課		
	率先行動による市役所からの二酸化炭素などの排出量の削減(年間目標:2005年度実績の算定・2006年度以降目標の設定)	環境部 環境政策課	11,189万kg-CO ₂ (2005年度) 2006年度については、2005年度実績の維持を目標とする。また、環境率先行動自己評価を継続して実施する。	
	地球環境問題に配慮したライフスタイルの普及・啓発事業(年間目標:エコライフ事業の推進、エコライフイベントの推進)	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部の活動を通じ普及啓発 ワーキンググループ開催・エコライフ賞表彰式・出前講座・マイバッグキャンペーンの実施	

プロジェクト4 (自然と人が身近にふれあえる場や機会を増やします)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
恵まれた自然環境を維持するため、それらの現状把握と適正な保全対策を図るとともに、身近に自然とふれあえる空間や体験の場を創造します。	「自然観察の森」来場者数の増加(年間目標:20,000人)	環境部 環境政策課	15,886人(2005年度) 18,120人(2006年度) (市民のニーズを把握した事業運営ができなかったうえ、効果的なPRが不足していた。次年度より、自然観察の森の自然観察資源を活かした環境管理を実施し、また自然観察の森の自然情報や行事等を見直すとともに積極的に広報し、PRする。)	×
	多自然型河川の整備延長(年間目標:広沢川を多自然型工法で230m整備)	建設部 河川課	広沢川を多自然型工法にて230m整備	
	自然観察の森再整備事業(年間目標:ガイドボランティアの養成・登録及び活用、自然体験学習会の定着、市民参加の森づくり)	環境部 環境政策課	里山ボランティア養成・登録:16人 子どもわくわく自然学習:3回 とよた自然わくわくクラブ活動:21回 森あそび・森あるきを毎月開催	
	親水護岸、せせらぎ水路等多自然型水辺づくりの推進(年間目標:市街地への多自然型水辺づくり導入方法の検討及び整備の推進)	建設部 河川課	拠点施設の事業手法及び場所の検討、基本設計の策定	

プロジェクト5 (農地・森林を保全し、環境保全上の多様な機能を確保します)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
水源涵養、生物の生息空間の確保等多様な環境保全機能を持つ農地や森林を保全するために、環境保全型農林業の展開、推進を図るとともに、農林業の活性化を図ります。	農業振興地域における農用地面積の確保(年間目標:農業振興地域整備計画の策定)	産業部 農政課	農業振興地域整備計画を策定	
	環境に配慮したほ場整備事業(年間目標:上郷東部地区継続)	産業部 農地整備課	仕上げ工事一式、農村公園整備一式を整備	
	農村自然環境整備事業(年間目標:枝下用水パイプライン上部の緑道整備)	産業部 農地整備課	緑化施設整備:遊歩道一式、付帯施設一式を整備	

プロジェクト6 (交通環境を整備し、環境への負荷を低減します)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
自動車から排出される二酸化炭素、窒素酸化物、浮遊粒子状物質などの削減を図り、環境への負荷を低減し、誰もが安全で快適に移動できる交通環境が整備されたまちをめざします。	大気環境中の二酸化窒素(NO2)濃度(日平均値の年間98%値)の維持(年間目標:0.04ppm以下)	環境部 環境保全課	0.04 ppm 以下の維持	
	公共交通分担率(自動車から鉄道やバスへの転換)の向上(年間目標:公共交通基本計画の策定)	都市整備部 交通政策課	豊田市公共交通基本計画の策定完了	
	豊田都市圏新渋滞対策事業(年間目標:TDM研究会参加事業所の拡大、社会実験の実施)	都市整備部 交通政策課	TDM研究会参加事業所の拡大、社会実験の実施	
	パーク・アンド・ライド駐車場整備事業(年間目標:パーク・アンド・ライド駐車場整備工事の実施)	都市整備部 交通政策課	パーク・アンド・ライド駐車場整備工事を継続して実施	

プロジェクト7 (化学物質などによる汚染の実態把握を進め、環境リスクを軽減します)

環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
有害化学物質に関する実態把握、市民への適切な情報提供及びリスクコミュニケーションが図られるまちをめざします。また、有害化学物質等の排出量を削減し、環境リスクを軽減します。	化学物質の使用・排出量の把握事業者数(年間目標:新たに5事業所の把握)	環境部 環境保全課	合計179事業所(新規6事業所)の化学物質の使用・排出量の把握(PRTR法の届出受付件数)	
	大気、水質及び土壌中のダイオキシン類に係る環境基準の達成(大気及び水質の基準値は年平均値)(年間目標:環境基準以下の維持)	環境部 環境保全課	河川から基準値を超えるダイオキシンが検出された。(その後、再調査を実施したが、基準値以内だった。引き続き環境基準を超えないように維持していく。)	×
	事業者への化学物質適正管理の指導促進(年間目標:適正管理の指導・啓発)	環境部 環境保全課	PRTR法に基づく届出の周知有害物質使用工場56事業場に対する立入	
	リスクコミュニケーションの場づくりの推進(年間目標:リスクコミュニケーションの場の推進、既存制度の継続運用)	環境部 環境保全課	豊田市PCB処理安全監視委員会の設置。委員会3回開催。地域協議会の活用(2企業8回出席)	
	ダイオキシン類の発生抑制の促進(年間目標:法対象者による測定・報告、改善指導の実施、行政検査の実施)	環境部 環境保全課	54施設に対する立入等調査・指導 57施設からの排出ガス・排水、24施設からのばいじん等測定結果報告受理 2施設への行政検査	

プロジェクト8 (河川、雨水などの水環境を改善し、健全な水循環の向上をめざします)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
	「水循環」の視点で治水、利水が進められ、健全な水循環が向上されるまちをめざします。また、水環境を改善するとともに、水資源の確保と水の有効利用を促進します。	下水道普及率の向上(年間目標:57.9%)	上下水道局 下水道建設課	56.3%(2005年度) 58.3%(2006年度)	
-1		雨水流出抑制施設整備の推進(年間目標:40基補助)	上下水道局 下水道管理課	雨水貯溜施設設置件数:35基 (湯水等がなく、下水道共用区域の世帯数が少なかったため。引き続き制度のPRに努め、推進を図っていく)	×
-2		雨水流出抑制施設整備の推進(年間目標:補助事業新設及び推進)	建設部 河川課	雨水貯溜施設設置件数:76基 (貯溜施設の新設42基、不用浄化槽の再利用35基、雨水貯留浸透施設1件)	
		高度処理型合併処理浄化槽の設置促進(年間目標:260基...既設単独処理浄化槽等からの転換促進、小集落等を単位とした計画的整備の促進)	上下水道局 下水道管理課	高度処理型合併処理浄化槽設置実績:235基 (集落促進事業を実施する自治区等がほとんどなかったため、集落促進事業のPRを推進する)	×

プロジェクト9 (緑豊かなやすらぎを感じる都市基盤を整備します)

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
	環境に配慮した住環境、道路環境などの都市基盤の整備を進めるとともに、緑豊かなやすらぎを感じることができ、安全に生活できるまちづくりを進めます。	市民一人あたりの都市公園面積の増加(年間目標:都市公園整備の継続)	建設部 公園課	井畑公園整備:0.2ha 農村自然公園環境整備事業(枝下用水)、水環境整備事業(新矢作川用水):1.13ha	
		豊田市駅前通り地区市街地再開発事業(年間目標:西棟・東棟建築工事)	都市整備部 都市再開発課	西棟及び東棟の一部を竣工(10月末) 西棟のホテル、スポーツ施設、事務所をオープン(11月~) 引き続き整備を進める。	
		緑豊かな都市計画道路、市道の整備(年間目標:事業の推進)	建設部 街路課	排水性舗装・透水性舗装・植栽等の実施 (都)青少年公園線、(都)西山上挙母線、(都)豊栄河合線、(都)大釜鳥坂根線、(都)西部線、(都)浄水駅北通り線	
		総合公園整備事業(年間目標:扶桑公園を総合公園として整備)	建設部 公園課	扶桑公園施設整備 木系園路 A=1.14ha 基盤の造成・多目的広場整備・園路施設整備	

プロジェクト10（環境問題に関し、市民、事業者、行政が協働できる仕組みをつくります）

	環境目的	環境目標	実行部門・課等名	実施内容	評価
学校、学習施設、地域など様々な「場」での総合的な環境教育・環境学習が推進され、市民、事業者、行政が協働できるまちをめざします。		環境指導者登録者数（年間目標：20名増加）	環境部 環境政策課	学習施設展示開設ボランティア育成講座（8回：30人） 環境学習ボランティア総登録者数：126名	
		環境保全協定（公害防止協定）締結事業所数（年間目標：協定（案）の策定し、締結の準備を進める）	環境部 環境保全課	（仮称）環境保全協定（案）の原案の作成まで終了。 （次年度中に協定を策定する。）	×
		（仮称）環境保全協定の締結事業（年間目標：協定（案）の策定）	環境部 環境保全課		
		環境学習拠点整備事業（年間目標：環境学習拠点施設の完成に合わせ、継続して展示製作を進める）	環境部 環境政策課	環境学習施設建設工事（11月30日完了） 市民参画（展示制作ワークショップ）による展示制作の実施	
		（仮称）とよた環境市民会議の創設（年間目標：とよたエコライフ倶楽部を継続して支援する）	環境部 環境政策課	とよたエコライフ倶楽部役員会及び運営委員会の開催	

2 グリーン購入の実践

国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）の施行に伴い、環境物品等の調達の推進を図るため、平成18年度も「豊田市グリーン調達方針」を作成しました。特定調達品目について目標数値を設定し、四半期ごとに実績を確認して目標達成に努めました。平成18年度の特定調達品目ごとの実績は、次のとおりです。（契約課、環境政策課）

グリーン調達率（全体）

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
コピー用紙	48,599,454	88,300	48,687,754	99.82%
フォーム用紙	214,625		214,625	100.00%
インクジェットカラープリンタ - 用塗工紙	12,343	650	12,993	95.00%
ジアゾ感光紙（青焼き用紙）	7,521		7,521	100.00%
印刷用紙（カラー用紙を除く）	6,340,288	3,770	6,344,058	99.94%
印刷用紙（カラー用紙）	3,329,661	11,200	3,340,861	99.66%
トイレトペーパー	372,091		372,091	100.00%
ティッシュペーパー	17,778	35	17,813	99.80%
シャープペンシル	2,199		2,199	100.00%
シャープペンシル替芯	1,209	20	1,229	98.37%
ボールペン	22,899	20	22,919	99.91%
マーキングペン	6,655	4	6,659	99.94%
鉛筆	1,274	36	1,310	97.25%
スタンプ台	608		608	100.00%
朱肉	237	2	239	99.16%
印章セット	2	35	37	5.41%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
ゴム印	763	155	918	83.12%
回転ゴム印	78		78	100.00%
定規	272	3	275	98.91%
トレー	47	13	60	78.33%
消しゴム	3,502	11	3,513	99.69%
ステープラー	236	2	238	99.16%
ステープラー針リムーバー	31	2	33	93.94%
連射式クリップ(本体)	14		14	100.00%
事務用修正具(テープ)	2,609		2,609	100.00%
事務用修正具(液状)	1,615		1,615	100.00%
クラフトテープ(紙製)	2,842	14	2,856	99.51%
粘着テープ(布粘着)	2,940		2,940	100.00%
両面粘着紙テープ	1,051		1,051	100.00%
製本テープ	170	5	175	97.14%
ブックスタンド	97	1	98	98.98%
ペンスタンド	3		3	100.00%
クリップケース	10		10	100.00%
はさみ	331	15	346	95.66%
マグネット(玉)	105	25	130	80.77%
マグネット(バー)	132		132	100.00%
テープカッター	234	10	244	95.90%
パンチ(手動)	40		40	100.00%
モルトケース(紙めくり用スポンジケース)	171		171	100.00%
紙めくりクリーム	104		104	100.00%
鉛筆削(手動)	2		2	100.00%
OA クリーナー(ウエットタイプ)	337		337	100.00%
OA クリーナー(液タイプ)	3		3	100.00%
ダストブロアー	103		103	100.00%
レターケース	616		616	100.00%
メディアケース(FD・CD・MO用)	3		3	100.00%
マウスパッド	88	13	101	87.13%
OAフィルター(デスクトップ(CRT・液晶)用)		9	9	0.00%
丸刃式紙裁断機	2		2	100.00%
カッターナイフ	67		67	100.00%
カッティングマット	10		10	100.00%
デスクマット	8		8	100.00%
絵筆	36		36	100.00%
絵の具	7		7	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
墨汁	1		1	100.00%
のり(液状)(補充用を含む。)	3,706	10	3,716	99.73%
のり(澱粉のり)(補充用を含む。)	93		93	100.00%
のり(固形)	6,890		6,890	100.00%
のり(テープ)	1,064	10	1,074	99.07%
ファイル	37,820	108	37,928	99.72%
バインダー	1,015	5	1,020	99.51%
ファイリング用品	26,280		26,280	100.00%
アルバム	27		27	100.00%
つづりひも	3,319	1,300	4,619	71.86%
カードケース	23,143	300	23,443	98.72%
事務用封筒(紙製)	350,343		350,343	100.00%
窓付き封筒(紙製)	171,200		171,200	100.00%
けい紙	2,408		2,408	100.00%
窓付き封筒(紙製)	2		2	100.00%
ノート	3,304	34	3,338	98.98%
タックラベル(宛名ラベル)	1,911		1,911	100.00%
インデックス	1,562	26	1,588	98.36%
パンチラベル	16	1,000	1,016	1.57%
付箋紙	4,617	5	4,622	99.89%
付箋フィルム	14		14	100.00%
黒板拭き	554		554	100.00%
ホワイトボード用イレーザ	95		95	100.00%
額縁	113	3	116	97.41%
ごみ箱	11	1	12	91.67%
リサイクルボックス	14		14	100.00%
名札(机上用)	148		148	100.00%
名札(衣服取付型・首下げ型)	779	30	809	96.29%
いす	2,338		2,338	100.00%
机	452		452	100.00%
棚	105	8	113	92.92%
収納用什器(棚以外)	72	3	75	96.00%
ローパーティション	9	13	22	40.91%
コートハンガー	47		47	100.00%
傘立て	8		8	100.00%
掲示板	12		12	100.00%
ホワイトボード	8	3	11	72.73%
プリンタ	10		10	100.00%

品目	グリーン	非グリーン	総計	グリーン率
プリンタ/FAX兼用機		1	1	0.00%
FAX	2		2	100.00%
スキャナ	1		1	100.00%
磁気ディスク装置	43	2	45	95.56%
ディスプレイ	19		19	100.00%
シュレッダー	6		6	100.00%
電気冷蔵庫	5		5	100.00%
電気冷凍冷蔵庫	12	1	13	92.31%
エアコン	8	1	9	88.89%
電気給湯器		2	2	0.00%
蛍光管(直管型:大きさの区分 40 型蛍光ランプ)	2,037		2,037	100.00%
天然ガス自動車	1		1	100.00%
ハイブリッド自動車	7		7	100.00%
ガソリン車	19		19	100.00%
ディーゼル車	2		2	100.00%
電気自動車	8		8	100.00%
ETC対応車載器	1		1	100.00%
消火器	97		97	100.00%
制服		17	17	0.00%
作業服	2,704	860	3,564	75.87%
カーテン	47	29	76	61.84%
毛布	10		10	100.00%
ふとん	1		1	100.00%
ベッドフレーム	2		2	100.00%
マットレス	10		10	100.00%
作業手袋	4,510	76	4,586	98.34%
集会用テント		4	4	0.00%
ブルーシート	3		3	100.00%
生ゴミ処理機	2		2	100.00%
印刷	582,185	195,692	777,877	74.84%
自動車専用タイヤ更生	0		0	-
自動車整備	74		74	100.00%
合計	60,182,849	303,894	60,486,743	99.50%

3 公共施設におけるごみ減量

(1) せん定枝等の資源化

平成12年4月から、公共施設の維持管理等で発生するせん定枝及び公共工事で発生する木屑を民間処理施設においてチップ化・堆肥化しています。これにより、これまで焼却処分されていた年間約4,000tのせん定枝等の焼却施設への搬入がなくなり、焼却施設の延命化につながっています。

(清掃管理課)

(2) 給食残飯の堆肥化

市内5か所の給食センターと卸売市場に大型の生ごみ処理機を設置して、残飯等を処理し、処理後の肥料は学校、幼稚園、保育園等で活用しています。(保健給食課)

表 処理実績

設置場所	設置時期	方式	処理能力	処理実績	処理後の堆肥
北部給食センター	H12年3月	(バイオ)コンポストタイプ	600kg/日	43kg/日	学校・園で再利用
中部給食センター	H9年3月	(乾燥)コンポストタイプ	350kg/日	268kg/日	学校・園で再利用
平和給食センター	H9年3月	(バイオ)コンポストタイプ	500kg/日	175kg/日	学校・園で再利用
藤岡給食センター	H13年3月	消滅型	350kg/日	171kg/日	
下山給食センター	H14年7月	(乾燥)コンポストタイプ	80kg/日	30kg/日	地域で再利用
卸売市場	H12年3月	高速発酵型	3000kg/4日	日	業者が買い取り

また、11か所の市施設でも、生ごみを水と二酸化炭素に分解する消滅型の生ごみ処理機を設置して、ごみの減量化に努めています。(環境政策課)

設置場所	方式	処理能力
こども発達センター	微生物式(バイオ式)	25kg/日
寿楽荘	微生物式(バイオ式)	30kg/日
総合野外センター	微生物式(バイオ式)	80kg/日
第二ひまわり学園	微生物式(バイオ式)	25kg/日
若草苑	微生物式(バイオ式)	30kg/日
稲武保育園	乾燥式(温風乾燥除菌)	8.8kg/日
寿楽荘	微生物式(バイオ式)	30kg/日
若草苑	微生物式(バイオ式)	30kg/日
北消防署	乾燥式(温風乾燥除菌)	3kg/日
保見出張所	乾燥式(温風乾燥除菌)	3kg/日
力石出張所	乾燥式(温風乾燥除菌)	3kg/日

(3) 除籍図書リサイクル

市図書館ではコミュニティセンター・交流館図書室も含め、あまり利用されなくなった図書を毎年約 35,000 冊廃棄処分にしていましたが、平成 11 年度から年 2～4 日間、中央図書館で「除籍図書リサイクル会」を開催し、これらの図書を無料配布することにより資源を再利用してきました。

平成 14 年度からは中央図書館 3 階の常設リサイクルコーナーでの無料配布に切り替え、多くの方に提供しています。(毎月 2 回定期的に補充しています。)

またコミュニティセンター・交流館においても、各施設で毎年開催される「ふれあいまつり」などで「除籍図書リサイクル会」を開催しています。

その他、公共施設等にも提供し施設の備品として再利用されています。(図書館)

表 除籍図書リサイクル冊数

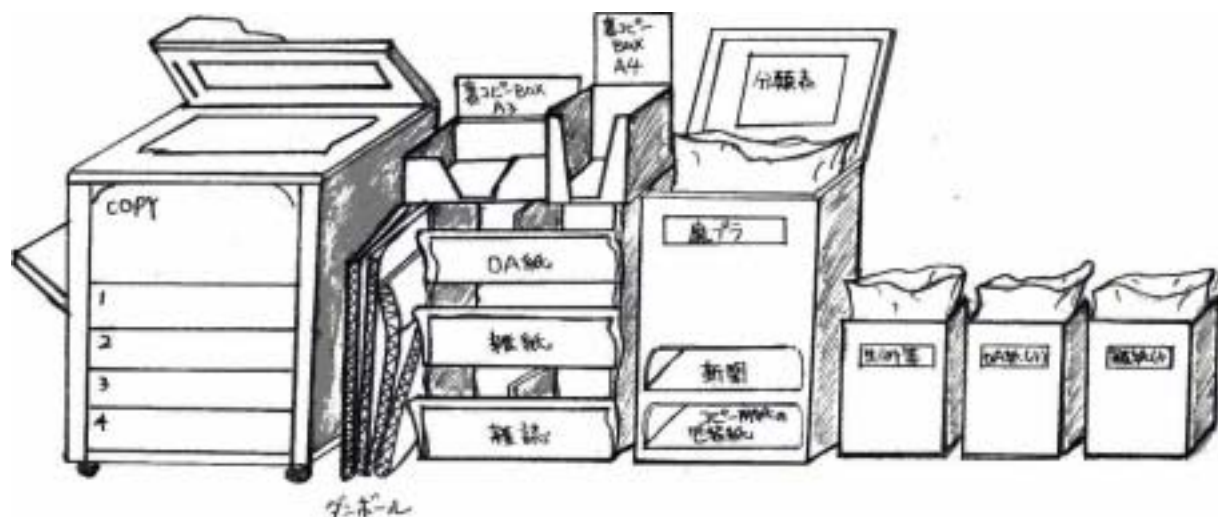
	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
図書リサイクル冊数	27,388 冊	32,852 冊	28,707 冊	32,538 冊

(4) 本庁舎の分別によるごみ削減・資源化

市役所本庁舎内から出る保存文書は、古紙のリサイクル化を徹底するため、毎年時期を決めて一斉に古紙問屋に回収してもらっています。平成 18 年度は 5 月、6 月、9 月、10 月、12 月、3 月に実施し、その合計は 103,480kg ありました。また、庁内「ごみストックヤード」に出る、古紙資源(ダンボール、新聞紙、雑誌、雑紙、OA 紙)は 98,550kg あり、これについてもリサイクルしています。

平成 11 年 10 月から、本庁舎で実施していた「古紙類 6 分別ルール【新聞、ダンボール、OA 紙、雑誌、雑紙、燃やすごみ】」による分別を小中学校、交流館を含む全庁、全施設において実践し、ごみ削減・資源化を図ってきました。そして、平成 14 年 1 月から古紙類については 6 分別から 9 分別【増加分：牛乳パック、OA 紙(小)、雑紙(小)】へと、さらに細分化して一層の資源化を図っています。また、一般廃棄物と産業廃棄物の分別を徹底し、本庁舎以外の施設等についても、本庁舎の取組みに準じてごみの減量化を図っています。(環境政策課)

分別コーナーの設置例



4 公共工事における環境配慮指針

(1) 環境配慮指針の実践

市が実施する公共工事において、環境への負荷を低減するとともに、豊かな自然環境の保全、創造及び人にやさしい環境づくりに努めるための基本的な考え方を示したものが「公共工事における環境配慮指針」です。この指針に基づき、平成12年4月から環境負荷の少ない仕様（材料、構造等）・工法を採用し、生態系や周辺環境・景観との調和に配慮して公共工事を行っています。

平成18年度は平成17年度と同様に工種を13に分類し、工種毎に目標数値を掲げ、717件の工事で確認したところ、13工種すべてにおいて目標数値を上回ることができました。（技術管理課）

(2) 取組み概要

公共工事の計画・設計及び施工の各段階において、環境に配慮しました。

緑化の推進

工事に伴って生じる裸地等へは積極的に緑化をするよう努める

・・・・・・・・・・（豊田市新清掃工場建設工事ほか83件）

省資源・省エネルギー対策

型枠を使用しない工法の採用に努める・・・・・・・・・・（下水道事業管渠築造工事ほか136件）

透水性舗装による地下水涵養に努める・・・・・・・・・・（豊田西部線道路新設工事ほか60件）

環境負荷の少ない製品の使用促進

間伐材の活用を推進する・・・・・・・・・・（向戸線林道開設工事ほか296件）

人にやさしい環境づくりの推進

障がい者、高齢者等に配慮し、人にやさしい街づくりを推進する

・・・・・・・・・・（高嶺小学校バリアフリー化整備工事ほか118件）

(3) 公共工事から発生する建設廃棄物の処理

市が発注する工事においては、産業廃棄物・残土処理管理報告書等の書類により廃棄物の種類・数量・処分場等の確認を行うとともに適正に処理されたことを確認しています。平成18年度のアスファルト塊、コンクリート塊の処理量は153,319tで、再利用率は100%でした。（技術管理課）

環境行政年表

年	市	国・県
昭和40年度	4月 産業経済部商工課公害係設置	4月 愛知県公害防除施設整備資金特別融資制度開設
41年度	10月 豊田市公害対策審議会条例制定	
42年度		8月 公害対策基本法公布 3月 愛知県立自然公園条例制定
43年度	4月 商工労働部商工課公害係となる	6月 大気汚染防止法、騒音規制法公布 2月 硫酸酸化物に係る環境基準閣議決定
44年度	9月 矢作川沿岸水質保全対策協議会発足	12月 公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法公布 2月 矢作川が水質保全法指定水域となる
45年度	4月 総合企画部公害課となる 豊田市公害防除施設等整備資金融資及び利子補給制度開設	4月 水質汚濁に係る環境基準閣議決定 8月 境川等が水質保全法指定水域となる 第64臨時国会において、公害関係14法案可決成立 12月 水質汚濁防止法公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律公布 市域の一部が愛知高原国定公園指定
	3月 豊田の自然シリーズ発刊	2月 一酸化炭素に係る環境基準閣議決定
46年度	5月 豊田市議会に環境保全対策特別委員会設置 9月 豊田市環境基本条例制定 12月 公害センター設置	4月 愛知県公害防止条例公布 5月 騒音に係る環境基準閣議決定 6月 悪臭防止法公布 水質汚濁防止法等公害関係8法施行 7月 光化学スモッグ緊急時対策暫定要綱制定 愛知県公害防止委員制度発足
	1月 豊田市環境対策審議会委員委嘱 公害センター分析業務開始 3月 豊田市公害防止条例及び規則制定 大気汚染自動測定局設置（県）	1月 浮遊粒子状物質に係る環境基準告示 3月 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例公布
47年度	4月 緑化推進のため記念樹の配布開始	6月 自然環境保全法公布 9月 公害等調整委員会発足 3月 自然環境の保全及び緑地推進に関する条例制定
48年度	4月 市民部公害課となる 6月 豊田市あき地環境保全条例制定 7～9月 公害防止協定締結（13社）	4月 環境庁第1回自然環境保全基礎調査 5月 大気汚染に係る環境基準告示（二酸化窒素、光化学オキシダント） 悪臭防止法の規制地域指定 6月 第1回環境週間（6/5～11） 9月 都市緑化保全法公布 10月 公害健康被害補償法公布 1月 自動車排気ガス量の許容限度告示
49年度	6月 豊田市光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 7～11月 公害防止協定締結（23社）	5月 光化学スモッグ緊急時対策要綱制定 12月 衣浦、西三河地域を含む第5次地域公害防止計画承認（第1次） 3月 愛知県公害防止条例の一部改正（排水量の測定義務化設定）
50年度	4月 環境部公害課となる	4月 大気汚染防止法施行規則の一部改正（K値強化） 3月 愛知県公害防止条例の一部改正（硫酸酸化物総排出量規制及び地下水採取規制強化）
51年度	4月 豊田市土石採取等に関する指導要綱制定 7月 市民部環境課となる 12月 名古屋市下水道と下水道汚泥の埋立処分について公害防止の覚書締結	6月 振動規制法公布 7月 愛知県豊田環境保全センター業務開始 9月 悪臭防止法施行令の一部改正（悪臭物質に二硫化メチル等3物質追加）
	2月 県営神池住宅の汚水処理施設について県と覚書締結	

年	市		国・県
昭和 52年度	7月	久岡町湧水流量計設置	5月 愛知県公害防止条例施行規則一部改正（K値強化） 6月 大気汚染防止法施行規則の一部改正（塩化水素、窒素酸化物の規制基準強化） 12月 中央公害対策審議会、水質の総量規制の在り方について答申
53年度	5月 3月	矢作川水系の川をきれいにする会発足 豊田テレビ中継局を野見山に設置	7月 環境庁、二酸化窒素の環境基準の改定告示
54年度			4月 環境庁第2回自然環境保全基礎調査 5月 水質汚濁防止法施行規則の一部改正（総量規制基準設定等）
55年度	4月 11月	市民部公害課となる 双美ヶ丘住宅における合成洗剤の調査実施（県、市合同）	2月 愛知県生活排水対策推進要綱制定 3月 内閣総理大臣、衣浦、西三河地域を含む第5次地域公害防止計画の見直し承認
56年度	4月	窒素酸化物調査開始（TEA法、15地点）	2月 伊勢湾総量規制の一環として小規模事業等を対象に排水対策指導要領制定 8月 飲食店、テニスコ場に係る近隣騒音規制実施 11月 水質汚濁防止法の規制対象事業場に8業種追加 3月 愛知県伊勢湾富栄養化対策指導方針制定
57年度	8月 11月	三点比較式臭袋法による悪臭調査開始 工場の全炭化水素系物質調査開始	
58年度	4月	衣丘小学校に大気自動測定局移設	4月 愛知県窒素酸化物（NOx）総合対策推進要綱制定 環境庁第3回自然環境保全基礎調査 9月 大気汚染防止法に基づく第5次窒素酸化物排出規制告示 3月 悪臭の測定方法の一部改正告示
59年度	8月 12月 3月	公害センターを現環境センターに移設 池沼汚濁調査実施 公害防止協定締結（14社）	7月 湖沼水質保全特別措置法公布 8月 環境影響評価実施要綱閣議決定 9月 内閣総理大臣、衣浦、西三河など8地域の公害防止計画の5年間延長決定
60年度			6月 大気汚染防止法に基づき小型ボイラーを規制する施行令及び総理府令の一部改正 3月 愛知県環境影響評価要綱制定
61年度	4月 7月 9月 3月	水質汚濁防止法第28条の規定に基づく事務委任を受け政令市となる 豊田市生活排水対策推進要綱制定 水辺環境保全調査実施 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の事務委任を受ける 豊田市公共下水道条例制定 「とよたの水辺」発刊	
62年度	8月	生活排水対策実践活動実施（井上地区）	5月 愛知県化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定 6月 合併処理浄化槽設置整備事業創設 3月 西三河地域生活排水対策推進連絡会議発足（西三河19市町村）
63年度	4月 7月 3月	公害水質センターに名称変更（環境課所管）、上水道の検査業務を統合 生活排水対策実践活動実施（中根地区） 豊田市市街地における緑の保全条例制定	4月 環境庁第4回自然環境保全基礎調査
平成 元年度	4月 6月 10月 3月	みどりの日記念植樹式始まる 豊田市環境影響評価審査会設置 豊田市市街地緑地保全審議会発足 生活排水啓発映画「今、ふるさとの川は、」制作	6月 水質汚濁防止法の一部改正（地下水の汚染防止）

年	市	国・県
平成 2年度	4月 植物モニタリング調査実施 生活排水対策として流し台用ストレーナーを全世帯に配布 気候環境調査委託（平成2年～4年） 6月 (財)豊田市公園緑地協会設立 8月 豊田市自然観察の森開設 9～2月 あいちクリーンアクアフェア参加 ゴルフ場における農薬使用に関する協定締結（8ゴルフ場）	6月 水質汚濁防止法の一部改正（生活排水対策の推進） 9月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（指定地域特定施設）
	3月 北部大気測定局設置（市） 講演会「川とのであい」開催（講師C.W.ニコル）	3月 愛知県悪臭防止法施行令の一部改正に伴う規制地域指定告示 愛知県化学的酸素要求量に係る第3次総量削減計画策定
3年度	4月 環境部環境課となる 公園緑地課の緑化推進部門が自然保全課として分離独立し、環境部所管となる 豊田市名木指定事務取扱要綱制定 動物モニタリング調査委託 8月 「自然環境ふれあい教室」実施（小中学校教諭対象：上高地、穂高） 9月 緊急野生動物調査開始（平成3年度～5年度）	4月 「日本の絶滅の恐れのある野生動物（日本版レッドデータブック）」作成 7月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（特定施設の追加）
	3月 東部大気測定局設置（市） ウシモツゴ、カワバタモロコを市の天然記念物に指定	3月 内閣総理大臣愛知地域の公害防止計画承認（平成3年～7年） 愛知県環境にやさしい自動車利用指針策定
4年度	5月 県と共催で「豊田・西加茂地域植樹祭」開催（東保見小学校）	6月 都市計画法及び建築基準法の一部改正 絶滅の恐れのある野生動物の種の保存に関する法律公布 7月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正 8月 愛知県「あいちアースフェア」愛知青少年公園にて開催 9月 環境庁ゴルフ場の建設及び運営に係る環境配慮指針作成
	9月 県と共同で地域環境教育講座開催	
	2月 桜を中心とした緑化推進に向けてトヨタ自動車（株）より寄付を受ける 3月 環境啓発用「環境のあらし」作成 環境基本計画研修会開催（名古屋大学只木良也教授）	3月 水質汚濁に係る環境基準改正（トリクロロエチレン等15項目追加）
5年度	4月 公害水質センターが課として独立 6月 電気自動車普及プロジェクト研究会設立総会開催で正会員に加入 9月 名古屋アメリカンセンターと共催で日米環境保全セミナー開催 10月 豊田市環境基本計画策定検討委員会設置 11月 県と共催で「地球にやさしい暮らし展アースフェア'93 IN 豊田」開催	4月 環境庁第5回自然環境保全基礎調査 6月 悪臭防止法施行令の一部改正（トリクロロエチレン等15項目追加） 11月 環境基本法公布 12月 水質汚濁防止法施行令の一部改正（有害物質ジクロロメタン等13項目追加）
	2月 電気自動車購入	2月 土壌汚染に係る環境基準の一部改正 3月 あいちエコプラン21策定（愛知県地球温暖化対策推進計画）
	7月 環境基本計画研修会開催（愛知教育大学大和田道雄教授） 水生生物調査実施（西広瀬小学校、中金小学校） 11月 電気自動車用急速充電スタンド設置（豊田地域文化広場）	11月 環境庁重金属等に係る土壌汚染調査対策指針及び有機塩素系化合物等に係る土壌、地下水汚染調査、暫定指針通知 12月 環境基本計画閣議決定 愛知県あいちアジェンダ21策定
2月 環境基本計画研修会開催（(財)国立公園協会理事長日下部光太郎氏） 3月 豊田市環境基本計画策定	2月 愛知県環境審議会での今後の窒素酸化物対策について答申 3月 愛知県環境基本条例制定（4月施行）	

年	市	国・県
平成 7年度	5月 公害防止協定の一部改正（26社）	4月 愛知県窒素酸化物総合対策推進要綱策定 愛知県における低公害車普及方針策定 悪臭防止法の一部改正（臭気指数を用いた規制基準の導入等）
	8月 矢作川の水質監視掲示板を市役所東庁舎ロビーに設置	6月 国の事業者・消費者としての環境保全に向けた取組みの率先実行のための行動指針閣議決定 容器包装廃棄物の分別収集及び再商品化の促進等に関する法律公布
	12月 豊田市環境保全施策推進検討委員会より「今後の環境行政のあり方」について提言 豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例制定	
	2月 みどり実施計画研修会開催（日本鱗翅学会理事田中蕃氏） 3月 豊田の貴重な動物・植物「自然と友達になろう」を作成し、自然保護啓発資料として各小学校に配布 豊田市みどりの実施計画策定	2月 グリーン購入ネットワーク発足 伊勢湾における全窒素、全燐に係る環境基準の水域類型指定
8年度	4月 都市環境部となる	5月 大気汚染防止法の一部改正（有害大気汚染物質対策等） 水質汚濁防止法の一部改正（汚染地下水の浄化制度の導入等）
	8月 グリーン購入ネットワーク加入 9月 豊田市環境基本条例全面改正	7月 愛知県化学的酸素要求量に係る総量削減計画告示 10月 大気汚染に係る環境基準の測定方法に乾式測定方法追加
9年度	3月 市民向け環境配慮指針「環境にやさしい暮らし方」作成	1月 ごみ処理に係るダイオキシン類発生防止等ガイドライン（新ガイドライン） 3月 愛知県窒素及び燐に係る削減指導要領策定
	6月（仮）桜台公園整備基本計画策定 8月 こども向け環境家計簿発行 10月 地球環境フォーラム開催 グリーン購入説明会開催 県と共催「豊田・西加茂地域植樹祭」の開催（東山運動広場） 12月 豊田市公害防止条例、規則の一部改正	6月 地下水の水質の汚濁に係る環境基準の告示 有害大気汚染物質対策に関する第4次答申（ダイオキシン類） 環境影響評価法公布（平成11年6月施行） 8月 大気汚染防止法の一部改正（指定物質） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令、施行規則の一部改正（焼却施設） ダイオキシン対策に係る5か年計画の策定 9月 大気汚染防止法施行令の一部改正（ダイオキシン大気環境指針）
	3月 公共施設からの飲料水等自動販売機の撤去 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制地域、規制基準等の告示	
10年度	4月 中核市となる 中核市移行に伴い産業廃棄物に関する事務が県より移譲 豊田市環境対策監会議を設置 環境部設置（5課） 豊田市低公害車普及促進事業補助金制度創設 豊田市環境審議会答申「地球温暖化対策として本市の今後の施策について」	4月 容器包装リサイクル法一部施行 6月 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）公布（12月施行） 環境ホルモン戦略計画SPEED'98策定 環境影響評価法施行規則制定 「水環境保全に向けた取組のための要調査項目リスト」の作成
	10月 豊田市湿地サミットの開催 11月 廃棄物の焼却に係るダイオキシン類等排出抑制指導要綱制定	9月 省エネルギー法改正 10月 騒音に係る環境基準改正 12月 地球温暖化対策の推進に関する法律公布 愛知県環境影響評価条例公布
	2月（仮）桜台公園第1期工事完成 3月 温室効果ガス吸排出量算定 買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会設立	

年	市	国・県
平成 11年度	6月 ダイオキシン類等環境ホルモンに関する情報連絡 会議発足（開催：6月・10月・3月） エコストア宣言制度開始 子ども向け環境家計簿改訂 矢並湿地一般公開開始	5月 愛知県環境影響評価指針を策定 7月 ダイオキシン類対策特別措置法制定（平成12年1月施行） P R T R法制定 12月 水質汚濁防止法の一部改正 （ジクロロメタンによる洗浄施設と蒸留施設を追加）ダイ オキシン類対策特別措置法 施行例・規則制定 （平成12年1月施行）
	8月 ISO14001の認証取得宣言 10月 リサイクルティッシュ「モーいちど」発売開始	
	1月 水道水源保全基金の「事業実施に関する基本協 定」を5町村と調印 2月 （仮）桜台公園第2期工事 完成 （4月：名称を前田公園に決定） 3月 豊田市地球温暖化防止行動計画を策定 豊田市産業廃棄物処理計画を策定	3月 愛知県地球温暖化対策地域推進計画を策定
12年度	4月 豊田市住宅用太陽光発電システム設置費補助制度 創設 6月 買物袋持参「共通シール制度」スタート 環境学習用教材の貸出・提供スタート 民間の焼却施設2施設で規律を超える濃度のダイ オキシン測定結果が判明 7月 「豊田市産業廃棄物ダイオキシン類影響対策会 議」設置 8月 「豊田市ダイオキシン類関連健康調査検討委員 会」設置 環境リーダー養成講座開催 9月 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」設置 「お店と市民の地球にやさしい申合せ書」事項締 10月 結 「豊田市ダイオキシン類環境影響検討委員会」設置 豊田市ダイオキシン類環境影響検討委員会」答申 豊田市水道水源保全事業「開始式」（足助町にて） 11月 ISO14001認証取得（市役所本庁舎） 「アメニティあふれるまちづくり優良地方公共団 体」として豊田市が環境庁長官表彰受賞 12月 「買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会」が 環境庁長官表彰受賞	4月 騒音規正法の一部改正（自動車騒音に係る要請限度の改 正） 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法 律施行 5月 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律公布 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律公布 （平成12年6月施行） 6月 悪臭防止法一部改正（平成13年4月施行） 循環型社会形成推進基本法公布 資源の有効な利用の促進に関する法律公布 廃棄物の処理及び清掃に関する法律改正 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律公布 特定家庭用機器再商品化法改正 8月 浄化槽法一部改正（平成13年4月施行） 12月 （愛知県）ISO14001取得に向け「環境方針」策定 環境基本計画の変更（閣議決定）
	3月 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員」答申 「豊田市ダイオキシン類関連健康調査検討委員 会」から健康調査報告受理 環境に関する指導者名簿作成・紹介	1月（愛知県）ISO14001認証取得（県庁本庁舎） 3月 愛知県庁の環境保全のための行動計画 を改訂
13年度	4月 粗大ごみの戸別収集（有料）スタート 6月 「豊田市廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防 及び調整に関する条例」公布 （平成13年9月施行） 自然環境基礎調査開始（H13～H16） 「第1回とよたエコライフ賞」表彰 毎月20日を「マイバックDAY」として設定 9月 「不法投棄パトロール隊」、「まちの美化活動団 体」発足 「豊田市PCB廃棄物適正処理検討委員会」答申 12月 豊田市環境審議会答申「環境の保全に関する施策 の今後のあり方」及び「施策の推進と実効性の確 保について」	4月 特定家庭用機器再商品化法施行 5月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行 6月 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等 に関する法律公布 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減等に関する特別措置法改正 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正処理の推進に関する特別 措置法公布
	3月 豊田市環境基本計画(改訂版)策定	

年	市	国・県
平成 14年度	4月 庁内での環境マネジメントシステムデータベース、 グリーン購入データベース（電子システム）稼動 5月 第1回豊田市エコライフ海外視察派遣団による海外 視察（ドイツ、スイス） 6月 新「共通シール制度」スタート 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 9月 豊田市最新規制適合車等早期代替促進費補助事業ス タート 豊田市 PCB 適正処理ガイドライン策定 10月 PCB 廃棄物広域処理施設の立地について、国へ条件 付受入回答	5月 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地 域における総量の削減等に関する特別措置法一部施行 6月 土壌汚染対策法公布 京都議定書締結を閣議決定 地球温暖化対策の推進に関する法律一部改正 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等 に関する法律一部改正 7月 政府の地球温暖化防止実行計画を閣議決定 使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイク ル法）公布 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律公布 10月 豊田市における環境事業団による PCB 処理事業について環 境大臣が認可
	2月 豊田市環境学習施設基本構想策定 3月 「第2回とよたエコライフ賞」表彰 豊田市地域省エネルギービジョン策定	1月 自然再生推進法施行 使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイク ル法）一部施行 2月 土壌汚染対策法施行 3月 （愛知県）県民の生活環境の保全等に関する条例公布 （愛知県）愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 公布
15年度	5月 豊田市 PCB 廃棄物処理事業に係る東海地区協議会 設置 8月 とよたエコキッズキャンプ開催 9月 ISO認証更新・継続（市役所本庁舎） 10月 豊田市 PCB 処理安全監視委員会設置 豊田市環境学習施設基本計画策定に関する市民ワー クショップ開催 11月 第2回豊田市エコライフ海外視察派遣団による海外 視察（デンマーク、フィンランド）	4月 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行 PCB 廃棄物処理基本計画策定 7月 環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関す る法律公布 8月 （愛知県）愛知県土壌汚染等対策指針を告示 （愛知県）愛知県化学物質適正管理指針の告示 10月 （愛知県）県民の生活環境の保全等に関する条例施行 （愛知県）愛知県廃棄物の適正な処理の促進に関する条例 施行 12月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正（不法投棄の 未然防止等の措置及びリサイクル促進等の措置） ダイオキシン類対策特別措置法施行令一部改正（特定施設 の追加）
	2月 「第3回とよたエコライフ賞」表彰	3月 PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン策定
16年度	4月 豊田 PCB 廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全 の確保に関する協定を締結 豊田市買物袋持参運動（エコライフ）推進協議会が 「とよたエコライフ倶楽部」に名称変更 8月 ライトダウン2004～ブラックイルミネーション ～の実施 とよたエコキッズキャンプ開催 豊田市環境学習施設基本計画に関するパブリックコ メントの実施 豊田市自然観察の森周辺地域基本構想に関するパブ リックコメントの実施 10月 窒素酸化物及び粒子状物質低減装置導入費補助制 度スタート 12月 豊田市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の策定	4月 独立行政法人環境再生保全機構設立 日本環境安全事業（株）設立 5月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律一部改正（PCB 廃棄 物処理基準の創設等）（17年4月施行） ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特 別措置法に基づくポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画 の改定 6月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法 律公布 環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮 した事業活動の促進に関する法律公布（17年4月施行） 不法投棄撲滅アクションプラン公表 産業廃棄物不法投棄ホットライン設置 景観法制定（12月施行） 7月 全国地球温暖化防止活動推進センター「ストップおんだん 館」開館 10月 「第1回グリーン購入世界会議 in 仙台」の開催
	2月 「第4回とよたエコライフ賞」表彰	1月 使用済自動車の再資源化に関する法律（自動車リサイク ル法）の施行 2月 環境物品等の調達の推進に関する基本方針の一部変更を閣 議決定 （愛知県）愛知県環境学習基本方針の策定 （愛知県）あいち地球温暖化防止戦略の策定 京都議定書の発効 3月 「愛・地球博」開幕（～17年9月まで）

年	市	国・県
平成 17年度	<p>4月 近隣6町村と合併（藤岡町、小原村、足助町、下山村、旭町、稲武町）</p> <p>5月 地球温暖化対策推進国民運動「チーム・マイナス6%」に参加</p> <p>6月 ライトダウン2005～ブラックイルミネーション～の実施</p> <p>7月 「こども環境サミット2005」の開催</p> <p>10月 第1回環境審議会の開催（諮問） 豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例の施行</p> <p>11月 第1回豊田市自然観察の森周辺地域 施設計画検討会の開催 「第5回とよたエコライフ賞」表彰</p> <p>12月 第2回環境審議会の開催</p>	<p>4月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行 京都議定書目標達成計画の閣議決定</p> <p>6月 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律の施行 ブラックイルミネーション2005</p> <p>7月 環境省設置法の一部を改正する法律等の施行 （愛知県）第1回自然環境資源の利活用に関する検討会議の開催</p> <p>8月 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正 沖縄県伊江村におけるサトウキビ由来バイオマスエタノールの製造・利用に関する実証事業の開始</p> <p>9月 （愛知県）エコ・パートナーシップフォーラムの開催</p> <p>10月 「沖縄こども環境大臣」サミットの開催 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令の施行</p>
	<p>1月 第3回環境審議会の開催 エコシールセンター開設</p> <p>2月 環境審議会の答申</p> <p>3月 「未来へつなげよう 愛・地球博 10か国フレンドシップフェスティバル&地球市民村 in あすて」の開催 勘八不燃物処分場閉鎖 豊田市の環境を守り育てる条例公布（豊田市公害防止条例、豊田市あき地環境保全条例、豊田市空き缶等ごみ散乱防止条例廃止） 豊田市の産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例公布 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例一部改正（平成18年10月施行）</p>	<p>1月 「ライフスタイルフォーラム2005」の開催</p> <p>2月 （愛知県）「あいち地球温暖化防止戦略・あいち新世紀自動車環境戦略推進大会」の開催 排水基準を定める総理府令の一部を改正する総理府令の一部を改正する省令の施行</p> <p>3月 バイオマス・ニッポン総合戦略の閣議決定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則及びポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則の一部改正</p>
18年度	<p>6月 ブラックイルミネーション2006の実施</p> <p>12月 2か所目のエコシールセンターオープン</p>	<p>6月 容器包装リサイクル法改正</p> <p>10月 第1回3R推進全国大会開催</p> <p>12月 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令施行</p>
	<p>2月 「第6回とよたエコライフ賞」表彰</p> <p>3月 豊田市公共交通基本計画策定 渡刈クリーンセンター及び環境学習施設「eco-T」竣工 豊田市森づくり条例公布</p>	<p>2月 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令公布 （愛知県）「あいち環境学習プラザ」オープン</p> <p>3月 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の一部を改正する法律案閣議決定 （愛知県）愛知地域公害防止計画策定 （愛知県）愛知県廃棄物処理計画策定</p>

環境部の業務内容

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	環境政策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境に係る政策立案に関する事 ○ 環境に係る調査及び調整に関する事 ○ 環境基本計画に関する事 ○ 環境マネジメントシステムに関する事 ○ 職員の環境率先行動の管理に関する事 ○ 自然保護に関する事 ○ 省エネルギー及び省資源の啓発並びに新エネルギーの普及促進に関する事 ○ グリーン購入の普及促進に関する事 ○ 環境学習及び環境啓発に関する事
	環境保全課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公害諸法に基づく工場等の届出、規制指導、監視調査及び公害苦情処理に関する事 ○ 環境の常時監視及びその他環境調査に関する事 ○ 大気測定局の管理に関する事 ○ 公害防止計画及び公害の未然防止に係る取組みに関する事 ○ 環境影響評価に関する事 ○ 化学物質等の環境リスクに係る取組みに関する事 ○ 環境保全に係る取組み及び調査研究に関する事 ○ 環境の状況等の周知に関する事 ○ 工場等に対する環境保全整備等の融資及び助成に関する事
	廃棄物対策課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の許可及び指導に関する事 ○ 産業廃棄物処理業の許可及び指導に関する事 ○ 産業廃棄物の不法投棄の防止に関する事 ○ 産業廃棄物の適正処理指導に関する事 ○ 産業廃棄物の発生抑制に関する調査及び啓発に関する事 ○ 産業廃棄物処理に係る苦情処理に関する事 ○ 使用済自動車の再資源化等に関する法律に係る許可及び指導に関する事
	清掃管理課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃事業の総合調整に関する事 ○ 一般廃棄物の処理計画に関する事 ○ 一般廃棄物の処理施設の整備計画に関する事 ○ 旭不燃物最終処分場の管理の総合調整に関する事 ○ 一般廃棄物処理業の許可及び指導に関する事 ○ ごみの発生抑制及び排出抑制の普及促進に関する事 ○ ごみの資源化及びリサイクルの普及促進並びに支援活動に関する事 ○ 環境委員活動の支援に関する事 ○ ごみの統計資料等の作成に関する事 ○ 清掃事務所及び資源化施設の管理に関する事 ○ 公衆便所の整備及び維持管理に関する事

所 属 名		業 務 内 容
環 境 部	清掃業務課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃職員の安全衛生及び研修に関すること ○ ごみの分別収集に関すること ○ ごみ袋の販売あっせんに関すること ○ ごみ収集の指揮監督に関すること ○ 粗大ごみに関すること ○ ごみの不法投棄に関すること ○ し尿の収集に関すること ○ し尿の収集業務委託及び委託業者の指導に関すること ○ 一般廃棄物処理手数料(し尿及び粗大ごみに限る。)の徴収に関すること ○ 空き地の環境保全及び空き缶等のごみ散乱防止に関すること
	清掃施設課	<ul style="list-style-type: none"> ○ 清掃施設の整備に係る総合調整に関すること ○ 渡刈クリーンセンター及び藤岡プラントの運転計画の総合調整に関すること ○ 一般廃棄物の処理施設の整備に関すること
	渡刈クリーンセンター 及び 藤岡プラント	<ul style="list-style-type: none"> ○ 焼却施設の維持管理及び補修に関すること ○ 焼却業務に係る調査、分析及び統計に関すること ○ 一般廃棄物処理手数料(し尿及び粗大ごみを除く。)の徴収に関すること ○ 焼却施設の運転管理に関すること ○ 一般廃棄物の焼却業務並びに焼却残さの処分及び有効利用に関すること

開発に関する法規制等

土地に関する規制

【規制にかかわる項目】	【所 管】	【市の担当課】	【規制などの内容】
農地	農用地	農 政 課	-農振除外（農用地以外の目的）
	一般農地	農業委員会	-農地転用許可、届出（農地以外に転用）
山林	保安林	な し	-指定の解除、行為許可等
	地域森林	森 林 課	-伐採の届出（立木の伐採・1ha以下）
		な し	-林地開発許可（1ha超の開発）
林道	林業目的以外で通行する場合等	森 林 課	-使用許可等
道路	工事の承認	土木管理課	-道路管理者以外の者が道路に関する工事を行う場合
	占用許可	土木管理課	-道路を継続使用する場合
河川	工事の承認	土木管理課	-河川管理者以外の者が河川の工事を行う場合
	土地の占用の許可	土木管理課	-河川区域内の土地を占用する場合
	土地の掘削等の許可	土木管理課	-土地の形状を変更する場合
開発区域内の市有地		土木管理課	-都市計画法第32条協議 （従前の道水路を含む場合）
国定公園	特別地域	開発審査課	-特別地域内行為許可（禁止行為あり）
	普通地域	開発審査課	-普通地域内行為届出
風致地区		都市計画課	-風致地区内行為許可
砂防指定地	豊田加茂建設事務所	土木管理課	-砂防指定地内行為許可
急傾斜地	豊田加茂建設事務所	土木管理課	-急傾斜地崩壊危険区域内行為
地すべり防止区域	豊田加茂建設事務所	土木管理課	-地すべり防止区域内行為許可
宅地造成区域		開発審査課	-宅地造成規制に関する許可申請
保護動植物の生息地		環境政策課	-区画形状の変更、生息環境の変換
埋蔵文化財包蔵地		文化財課	-埋蔵文化財包蔵地の形状変更
排水		農地整備課	-排水承諾区域内の行為
指定緑地		公園課	-指定緑地内についての行為

行為に関する規制

【規制項目】	【規制及び許可などの内容】	【所 管】	【市の担当課】
開発行為等	-500m ² 以上の開発	開発許可	開発審査課
	1haを超える開発	開発行為 造成行為	開発審査課
		協議申請	開発審査課
		大規模行為届出	豊田加茂事務所
建築物等	-建築物・工作物の築造	建築確認	建築相談課
	-建築リサイクル法に基づく建設工事	届出	-建築相談課
工場立地	-敷地面積9,000m ² 以上		
	又は建築面積が3,000m ² 以上の工場	届出	豊田加茂事務所
廃棄物	一般廃棄物の処理	施設設置の届出	産業労政課
	産業廃棄物の処理	施設設置の届出	清掃施設課
			産業廃棄物課
土石採取	採石法に基づく土石の採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
砂利採取	砂利採取法に基づく砂利採取	計画認可	豊田加茂建設事務所
			土木管理課

行政的指導

【指導に関する項目及び指導事項の内容】	【市の担当課】
水質保全等	環境政策課
	河 川 課
	環境保全課
	河 川 課

矢作川水系（矢水協 との協議：3,000m²以上）
 （矢水協との協議：公共事業）
 汚水に関すること
 境川流域（造成：洪水調整機能の充実）

矢水協：矢作川沿岸水質保全対策協議会。矢作川沿岸及び水域の水質保全に必要な調査、対策及び運動を行うことを目的とした組織で、県企業庁、矢作川流域市町村、漁業協同組合、土地改良区などの関係団体を会員として構成されている。特に、大規模な開発などについて、行政と連携し、事前協議、監視、指導を行い、その水環境管理方式は「矢作川方式」として全国的にも有名。

環境関連例規（条例）

環境保全

- 豊田市環境基本条例（H8.9.30 全部改正 / H17.7.13 改正 / 環境政策課）

「環境の保全及び創造」に向けた基本理念を定め、市・事業者・市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めている。

- 豊田市の環境を守り育てる条例（H18.3.30 制定 / 環境政策課）

市、事業者及び市民がそれぞれの生活及び活動において環境に配慮した行動を積極的に行うことで、市の持続的発展を図るとともに、市民の健康的な生活の確保を目的とし、必要な事項を定めている。

環境衛生

- 豊田市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（H5.3.31 全部改正 / H.18.3.30 改正 / 清掃管理課）

資源の有効な利用の確保、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、廃棄物の発生を抑制し、及び再利用を促進することにより廃棄物を減量し、並びに廃棄物を適正に処理するための基本的な事項を定めている。

- 豊田市産業廃棄物の適正な処理の促進等に関する条例（H18.3.30 制定 / 廃棄物対策課）

産業廃棄物の適正な処理等に関する市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、産業廃棄物の処理及び廃棄物処理施設の設置に関し必要な規制等を行うことにより、産業廃棄物の適正な処理並びに廃棄物処理施設の適正な設置及び維持管理を促進し、もって市民の良好な生活環境の保全に資することを目的として必要な事項を定めている。

- 豊田市一般廃棄物処理施設条例（S37.3.27 制定 / H18.12.27 改正 / 清掃施設課）

豊田市廃棄物処理施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

- 豊田市産業廃棄物処理に係る行政処分の基準等に関する条例（H17.9.30 制定 / H18.3.30 改正 / 廃棄物対策課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に定めるものを除くほか、行政処分の基準等に関し必要な事項を定めることにより、法違反行為に対する市の適切かつ迅速な監督権限の行使の確保を図り、もって生活環境保全上の支障の発生を防止し、産業廃棄物の適正処理を確保することを目的とする。

- 豊田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（H11.3.29 制定 / 清掃施設課）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定に基づき、一般廃棄物処理施設の設置及び変更に係る届出に際し、生活環境影響調査の結果の縦覧の手続きと、利害関係を有する者の意見書の提出方法に関し、必要な事項を定めている。

- 豊田市浄化槽保守点検業者登録条例（H9.12.24 制定 / H17.9.30 / 下水道管理課）

浄化槽によるし尿等の適正な処理を図り、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与するため、浄化槽の保守点検を業とする者についての登録に関し必要な事項を定めている。

都市計画

- 豊田市屋外広告物条例（H9.12.24 制定 / H17.12.26 改正 / 都市計画課）

屋外広告物法に基づき、屋外広告物について必要な事項を定め、地域の特性を考慮した美観風致を維持し、公衆に対する危害を防止することを目的としている。

- 豊田市都市景観条例（H2.3.28 制定 / H16.12.27 改正 / 都市計画課）

都市景観を保全し、育成し、創造し、ゆとりとうるおいのある美しいまちとすることを目的とし、良好な都市景観の形成に関して必要な事項を定めている。

- 豊田市市街地における緑の保全条例（H1.3.27 制定 / H4.7.1 改正 / 公園課）

市街地における緑の保全を図り、市民の健全な生活環境の保全と良好な都市景観を維持することを目的とする。

- 豊田市地区計画等の区域内における建築物制限条例（H5.3.31 制定 / H19.3.30 改正 / 建築相談課）

建築基準法に基づき地区計画及び集落地区計画の区域内における建築物の用途、構造及び敷地に関する制限を定めている。

下水道

- 豊田市公共下水道条例（S 61.9.20 制定 / H 14.3.26 改正 / 下水道管理課）
下水道法に基づき、公共下水道の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

火災予防・危険物規制

- 豊田市火災予防条例（S 48.12.27 制定 / H 17.9.30 改正 / 消防本部予防課）
消防法に基づき、豊田市における火災予防上必要な事項を定めている。

市民施設

- 豊田市自然観察の森条例（H 2.3.28 制定 / H 17.9.30 改正 / 環境政策課）
豊田市自然観察の森の設置及び管理に関し、必要な事項を定めている。

環境関連例規（告示）

区域指定等

- 騒音規制法に基づく騒音の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H 10.3.13 告示 / H 17.3.29 改正 / 環境保全課）
- 振動規制法に基づく振動の規制地域等の指定及び規制基準の設定
（H 10.3.13 告示 / H 17.3.29 改正 / 環境保全課）
- 悪臭防止法に基づく悪臭原因物質の排出規制地域の指定及び規制基準の設定
（H 17.3.29 告示 / 環境保全課）
- 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置を禁止し、又は制限する区間及び区域の指定
（H 10.3.31 告示 / H 17.2.17 改正 / 都市計画課）
- 良好な景観を形成するため広告物及び広告物を掲出する物件の整備を図る地域の指定
（H 13.9.18 告示 / H 17.2.17 改正 / 都市計画課）

環境関連資料

平成18～19年度発行物（H19.10月現在最新のもの）

名 称	担当課	発行年月	サイズ	内 容
平成 19 年版 環境報告書	環境政策課	19.10	A4/122 頁	平成 18 年度の市の環境の状況、環境 施策の概要のまとめ
平成 18 年版 環境調査報告書	環境保全課	18.9	A4/351 頁	平成 17 年度の市の調査、規制の状況、 調査測定、データ、実績報告
平成 19 年度 清掃事業の概要	清掃管理課	19.9	A4/118 頁	平成 18 年度の清掃事業の概要
平成 19 年 豊田市下水道年報	下水道管理課	19.8	A4/77 頁	平成 18 年度の下水道事業の概要
資源・ごみの分け方、出し方 （2007 年度版ごみカレンダー）	清掃管理課	19.3	A4/8 頁	資源・ごみの収集日と正しい分け方、 出し方を示したもの
資源・ごみの分け方出し方 ガイドブック	清掃管理課	19.2	A5/14 頁	ごみの分別の方法や資源リサイクル等 をわかりやすく解説
産業廃棄物処理業者名簿	廃棄物対策課	18.12	A4/515 頁	豊田市長の許可を受けている産業廃棄 物処理業者の名簿

自然シリーズ（現在購入可能なもの）

	題 名	発行年月		題 名	発行年月
11	豊田の植物（帰化植物）	56.3	26	豊田の植物（樹木の花）	10.3
17	豊田のクモ	62.3	27	豊田市の活断層と地震	11.3
19	豊田の昆虫（猿投山の昆虫1）	1.3	28	豊田の昆虫（チョウとガ）	12.3
20	豊田の昆虫（猿投山の昆虫2）	2.3	29	豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑	13.3
22	豊田の名木	5.3	30	豊田のきのこ 里山のきのこ図鑑	14.3
23	豊田の植物（野草の花）	6.3	31	豊田市自然環境基礎調査報告書	17.4
24	豊田の野鳥	7.3	-	自然観察の森ガイドブック	2.4
25	豊田の魚（池沼編）	8.12			

環境問題に関する決議

清らかな空気、きれいな水、豊かな緑など自然環境は、人間をはじめ地球上に生きるすべての生命の基盤であり、私たちは、豊かな環境の恵みに支えられて生活を営んできた。

本市は、「産業文化交流都市」の構築に向け、自然と調和したまちづくりを進めている。しかし、都市化の進展や産業の集積に伴い、恵み豊かな環境を将来にわたって維持することが困難な時代を迎えている。

生活様式の変化や事業活動の拡大による資源・エネルギーの大量消費に伴い、大気汚染、水の汚濁、地球の温暖化など地球規模で環境が損なわれ、将来にわたり人々の生活が不安なものとなり、生物の生存基盤が危ぶまれている。

それだけに今、私たちは、自然がもたらす恵みと資源を守り育てるとともに、調和のとれた都市環境、地球環境をつくりあげていく責務がある。そのためには、潤いと安らぎのある快適な環境の創造に向けて、今まで以上に資源・エネルギー多消費型の生活や事業活動を見直し、市民、事業者、行政が協力し省資源に努めるとともに、リサイクルを推進する環境にやさしい地域にしていく必要がある。

よって、本市議会は、自然と共生できる都市を実現するため、ここに環境問題に関する決議をし、環境・資源・エネルギーの先進自治体として、かけがえのない地球環境を保全する取り組みを積極的に推進することを期するものである。

以上、決議する。

平成7年9月8日

豊田市議会

豊田市環境基本条例（前文）

（平成8年9月30日全部改正）

私たちのまち、豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきた。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらすこととなり、身近な自然の減少や都市・生活型公害といった地域の環境問題にとどまらず、人類の存続の基盤である地球環境にまで影響を及ぼし始めてきている。

その結果、将来にわたって良好な環境を維持することが次第に困難となりつつあり、これまで以上に環境に配慮したまちづくりを積極的に推進していくことが強く求められてきている。

すべての市民は、良好な環境の下に、健康で文化的な生活を営む権利を有するとともに、このかけがえのない環境を健全で恵み豊かなものとして、将来の世代の市民に引き継ぐ責務を担っている。

私たちは、このことを改めて認識し、市、事業者及び市民のすべてが協働して、環境への負荷の低減に努めるとともに、人と自然とが共生することのできる健全で恵み豊かな環境を保全し、創造していくことにより持続的な発展が可能な社会を実現していくことを決意し、ここに、この条例を制定する。

環境方針

基本理念

私たちのまち豊田市は、先人たちの努力により守られてきた豊かな自然と多くの歴史的文化的遺産の恵みを受け、良好な環境の下に発展を続けてきました。

しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、一方で大量の資源やエネルギーを消費し、様々な形で環境への負荷をもたらし、身近な自然生態系への影響をはじめ、さらには地球環境をも大きく変化させようとしています。

そのため、直面する一つひとつの課題を克服し、持続可能で自然豊かな環境にやさしいまちづくりを進めていきます。そして、地球環境も健全で恵み豊かなものとして維持し、次の世代に引き継いでいくため、市役所自らが率先して、市の施策、事務事業を進める上で、継続的に環境の保全と改善に取り組んでいきます。

基本方針

- 1 この環境方針を達成するため、環境目的、環境目標を定め、定期的な見直しを行うことにより、継続的な改善を進めます。
 - (1) 職員が行う日常業務においては、省資源・省エネルギーを推進するとともに、廃棄物の削減とリサイクルを徹底します。
 - (2) 公共工事などの事業活動を行うときは、環境汚染の防止はもとより、環境への負荷を最小限にするよう配慮します。
- 2 環境に関する法令を遵守するとともに、環境汚染の予防に努めます。
- 3 全職員が環境方針を認識し、この方針に沿った活動を維持し、継続的に実践できるよう研修、訓練を実施します。
- 4 市民からの意見や提案を積極的に受け入れ、本市の事務事業に反映します。
- 5 環境方針及び環境マネジメントシステムに基づく活動結果を内外に公表し、だれもがその情報を入手できるようにします。

平成12年4月3日

豊田市長 鈴木公平

この年次報告書は、
豊田市環境基本条例第 17 条に基づき、
平成 18 年度における豊田市の環境の状況、
実施した環境施策の概要についてまとめ、
公表するものです。

平成 19 年版 環境報告書

平成 19 年 10 月

発行 **豊 田 市**
編集 環境部 環境政策課

〒471-8501 豊田市西町 3-60

TEL 0565-34-6650

FAX 0565-34-6759

<http://www.city.toyota.aichi.jp/>

E-mail:kansei@city.toyota.aichi.jp